

2.2 地域の概況（社会的状況）

2.2.1 人口、産業の状況

(1) 行政区域別の面積・人口

調査対象地域における令和8年4月1日現在の人口等の状況は、表2.2-1、表2.2-2及び図2.2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する相模原市南区の人口は283,204人、世帯数は142,049世帯、1世帯あたりの人員は1.99人、人口密度は7,433人/km²となっている。

相模原市全体の人口は721,112人、世帯数は354,055世帯、1世帯あたりの人員は2.04人、人口密度は2,192人/km²、厚木市の人口は222,053人、世帯数は107,585世帯、1世帯あたりの人員は2.06人、人口密度は2,367人/km²、座間市の人口は131,760人、世帯数は63,735世帯、1世帯あたりの人員は2.07人、人口密度は7,499人/km²となっている。

令和4年から令和8年の人口及び世帯数の推移をみると、人口は、相模原市、相模原市南区、厚木市及び座間市ともにほぼ横ばいで推移している。

世帯数は、相模原市、相模原市南区、厚木市及び座間市ともに増加傾向となっている。

表 2.2-1 人口等の現況

区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
相模原市	721,112	354,055	2.04	2,192
南区	283,204	142,049	1.99	7,433
厚木市	222,053	107,585	2.06	2,367
座間市	131,760	63,735	2.07	7,499

注) 1: 令和8年4月1日現在

2: 令和2年国勢調査確定値を基準とした推計

出典: 「人口と世帯数」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「人口と世帯」(令和8年4月閲覧、厚木市 HP)

「人口」(令和8年4月閲覧、座間市 HP)

表 2.2-2 人口及び世帯数の推移

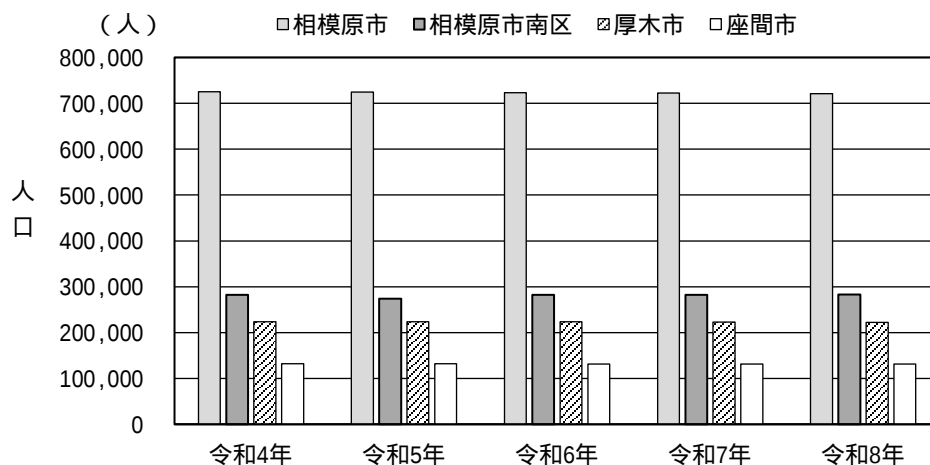
区分		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
相模原市	人口	725,369	724,724	723,435	722,148	721,112
	世帯数	339,028	342,866	346,325	350,011	354,055
	南区	人口	282,583	282,492	282,553	283,204
		世帯数	135,796	137,270	140,097	142,049
厚木市	人口	223,506	223,815	223,706	223,014	222,053
	世帯数	102,284	104,076	105,531	106,679	107,585
座間市	人口	131,976	132,072	131,863	131,893	131,760
	世帯数	60,893	61,720	62,339	63,079	63,735

注) 各年4月1日現在

出典: 「人口と世帯数」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「人口と世帯」(令和8年4月閲覧、厚木市 HP)

「人口」(令和8年4月閲覧、座間市 HP)



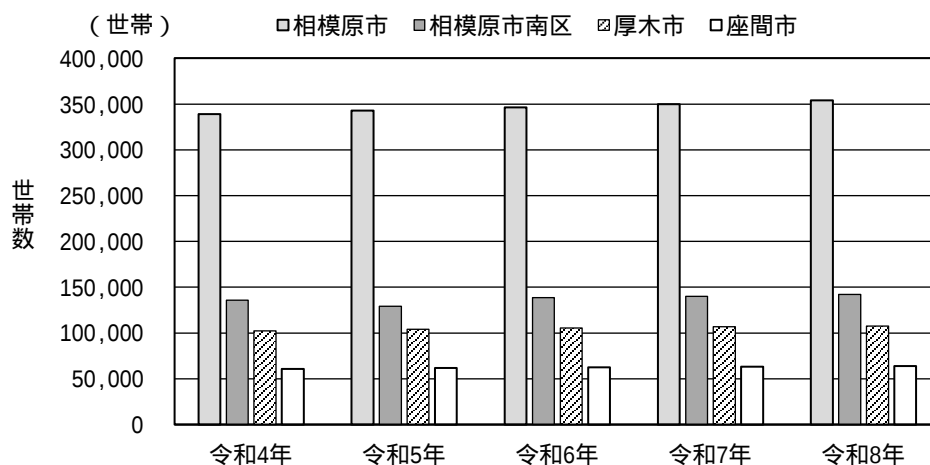
注) 各年 4 月 1 日現在

出典: 「人口と世帯数」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「人口と世帯」(令和 8 年 4 月閲覧、厚木市 HP)

「人口」(令和 8 年 4 月閲覧、座間市 HP)

図 2.2-1(1) 人口の推移



注) 各年 4 月 1 日現在

出典: 「人口と世帯数」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「人口と世帯」(令和 8 年 4 月閲覧、厚木市 HP)

「人口」(令和 8 年 4 月閲覧、座間市 HP)

図 2.2-1(2) 世帯数の推移

(2) 産業分類別事業所数・従業者数・生産数

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 2.2-3 に示すとおりであり、農業、工業、商業の状況は、表 2.2-4～表 2.2-6 に示すとおりである。

相模原市及び相模原市南区では、事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」、従業者数が最も多いのは「医療、福祉」となっている。厚木市では事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」であり、従業者数が最も多いのは「製造業」となっている。座間市では事業所数及び従業者数が最も多いのは「卸売業、小売業」となっている。

農家数は、相模原市が 2,033 戸、厚木市が 1,640 戸、座間市が 267 戸で、いずれも販売農家よりも自給的農家数が多い。なお、対象事業実施区域が位置する相模原市南区では、農家数は 450 戸であり、販売農家よりも自給的農家数が多い。

工業の状況は、相模原市の事業所数は 871、厚木市は 306、座間市は 129 である。なお、対象事業実施区域が位置する相模原市南区では、事業所数は 124 である。

商業の状況は、相模原市の事業所数は 3,453、厚木市は 1,685、座間市は 457 である。なお、対象事業実施区域が位置する相模原市南区では、事業所数は 1,208 である。

表 2.2-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

区分	相模原市				厚木市		座間市	
			南区					
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業（公務を除く）	21,956	255,575	7,573	86,909	9,435	151,442	3,346	43,640
農林漁業	79	811	19	240	27	243	7	88
鉱業、採石業、砂利採取業	3	69	-	-	1	6	-	-
建設業	2,588	15,606	858	5,443	1,038	7,021	399	2,147
製造業	1,836	38,567	316	8,493	676	24,170	243	7,841
電気・ガス・熱供給・水道業	22	713	6	89	6	75	2	50
情報通信業	249	1,677	99	744	107	2,303	34	585
運輸業、郵便業	564	16,345	148	4,839	449	15,802	114	5,325
卸売業、小売業	4,379	46,002	1,535	16,316	2,093	22,757	720	9,198
金融業、保険業	238	3,090	83	931	123	2,120	36	423
不動産業、物品賃貸業	1,869	7,029	817	2,768	1,127	4,264	314	820
学術研究、 専門・技術サービス業	1,079	7,922	384	1,785	458	19,733	141	697
宿泊業、飲食サービス業	2,184	20,284	792	7,722	888	9,241	340	2,874
生活関連サービス業、娯楽業	1,911	11,369	729	3,981	635	4,495	290	1,436
教育、学習支援業	1,101	17,412	419	7,154	309	3,629	151	2,205
医療、福祉	2,552	48,178	977	20,414	743	14,562	358	6,247
複合サービス業	85	1,459	28	287	34	909	9	101
サービス業 （他に分類されないもの）	1,217	19,042	363	5,703	721	20,112	176	2,458

注）令和3年6月1日現在

出典：「令和3年経済センサス-活動調査 調査結果」（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

「令和3年経済センサス-活動調査結果」（令和8年4月閲覧、厚木市 HP）

「令和7年版 統計要覧」（令和8年4月閲覧、座間市 HP）

表 2.2-4 農業の状況

区分	総農家数（戸）		
	計	販売農家数	自給的農家数
相模原市	2,033	410	1,623
南区	450	141	309
厚木市	1,640	644	996
座間市	267	115	152

注）令和2年2月1日現在

出典：「2020年農林業センサス（農林業経営体調査）神奈川県結果報告（確定値）」
（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-5 工業の状況

区分	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （百万円）	付加価値額 （百万円）
相模原市	871	37,254	1,327,816	401,028
南区	124	7,299	205,709	62,698
厚木市	306	19,710	623,424	238,461
座間市	129	8,566	289,493	75,540

注）令和2年2月1日現在

出典：「2020年神奈川県 工業統計調査結果報告」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-6 商業の状況

区分	事業所数	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	売場面積 （㎡）
相模原市	3,453	38,487	1,159,296	602,589
南区	1,208	13,320	349,772	231,698
厚木市	1,685	18,237	1,081,649	227,093
座間市	457	5,542	112,906	118,562

注）令和3年6月1日現在

出典：「令和7年版 統計書」（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）
「令和6年版 統計あつぎ 5 商業・観光・金融」（令和8年4月閲覧、厚木市 HP）
「令和7年版 統計要覧」（令和8年4月閲覧、座間市 HP）

2.2.2 土地利用状況

(1) 用途地域

調査対象地域における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 2.2-7 に示すとおりである。

調査区域における用途地域の指定状況は、図 2.2-2 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域であり用途地域の指定はない。

表 2.2-7 都市計画区域及び用途地域の指定状況

単位：ha

区分			相模原市	厚木市	座間市
都市計画区域	市街化区域		6,855	3,201	1,253
	市街化調整区域		4,172	6,182	504
	非線引き区域 ^{注)2}		10,677	-	-
	合計		21,704	9,383	1,757
用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	1,672	404	310
		第二種低層住居専用地域	16	-	-
		第一種中高層住居専用地域	1,308	555	302
		第二種中高層住居専用地域	308	41	-
		第一種住居地域	1,157	734	279
		第二種住居地域	435	188	16
		準住居地域	81	44	10
		小計	4,977	1,966	917
	商業系	近隣商業地域	270	71	41
		商業地域	196	103	12
		小計	466	174	53
	工業系	準工業地域	463	513	75
		工業地域	317	399	125
		工業専用地域	415	169	83
		小計	1,195	1,081	283
	合計		6,638	3,221	1,253

注) 1: 令和8年4月1日現在

2: 非線引き区域は市街化区域と市街化調整区域の区分をしない区域であり、相模湖津久井都市計画区域の値を示す。

出典：「令和8年度 かながわの都市計画のあらまし」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

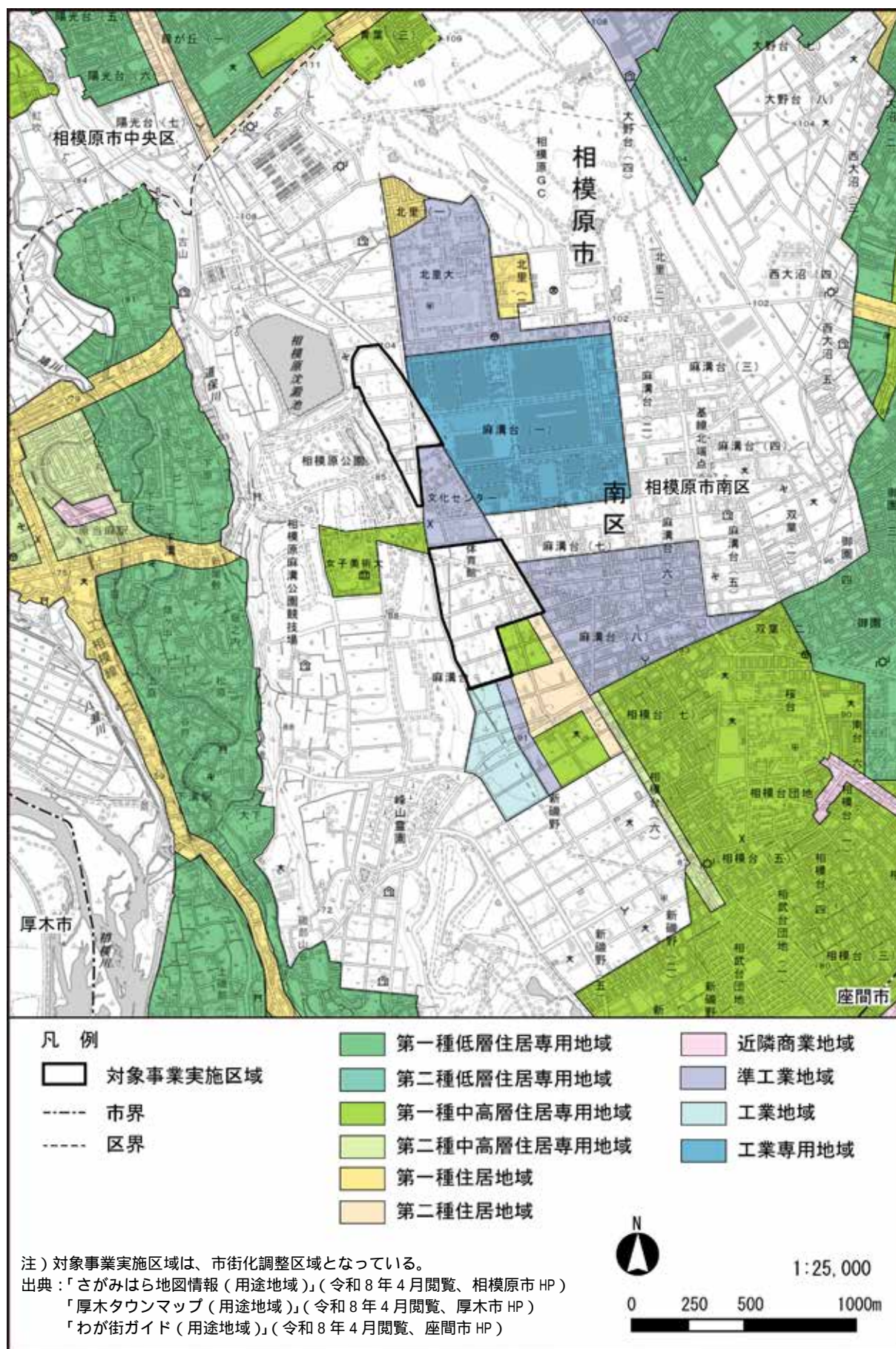


図 2.2-2 用途地域の指定状況

(2) 土地利用

調査区域における土地利用現況図は、図 2.2-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土地利用は、その他の農用地、建物用地、森林、その他の用地となっている。

調査区域には建物用地が広く分布しているほか、その他の農用地、森林、その他の用地、河川地及び湖沼、ゴルフ場等が存在する。

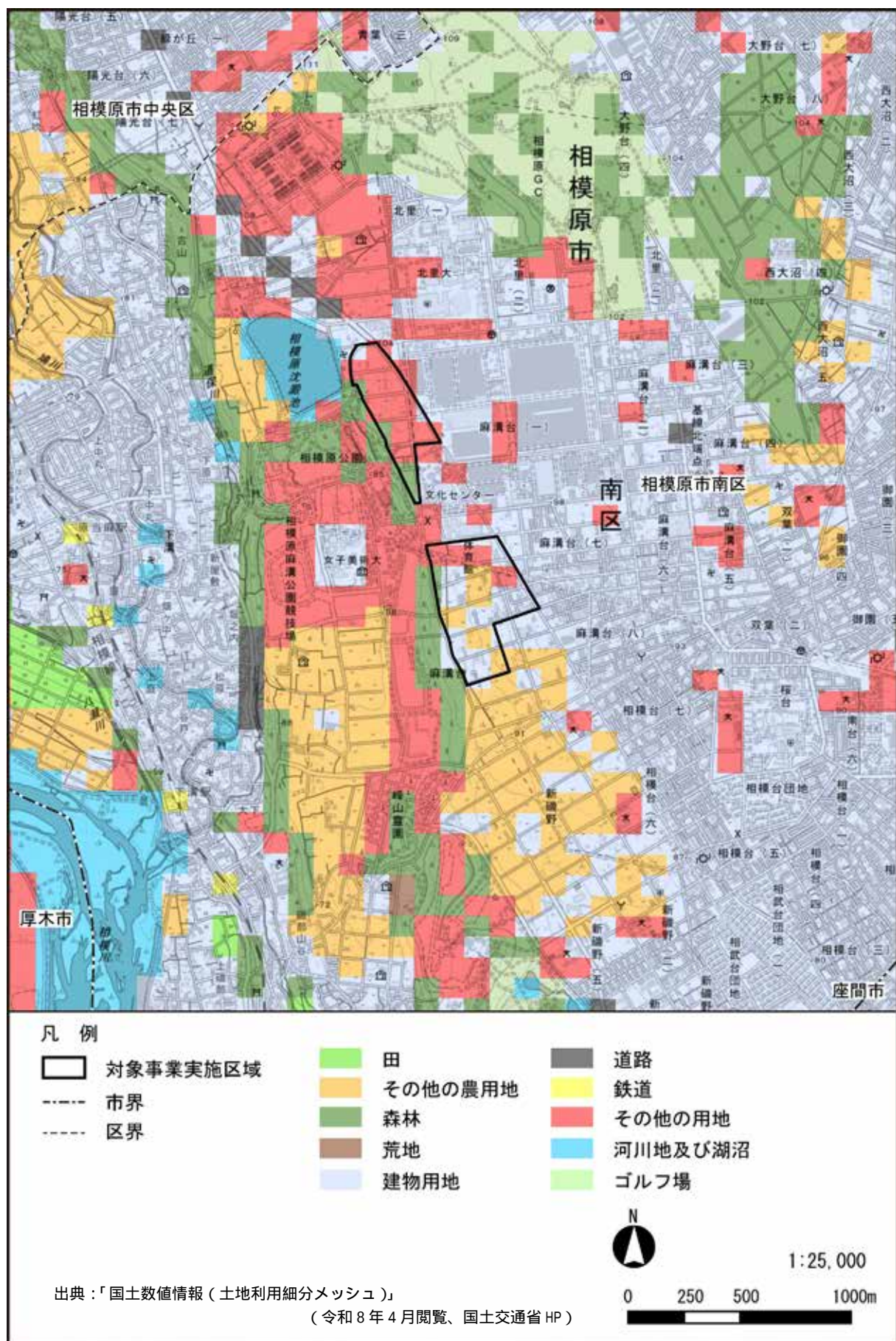


図 2.2-3 土地利用現況図

(3) 国土利用計画法における指定の状況

1) 都市地域

調査区域における「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく都市地域の指定状況は、図2.2-4に示すとおりである。

調査区域には、都市地域の指定がある。なお、対象事業実施区域は市街化調整区域となっている。

2) 農業地域

調査区域における「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく農業地域の指定状況は、図2.2-5に示すとおりである。

調査区域には、農業地域の指定がある。なお、対象事業実施区域に農業地域の指定はない。

3) 森林地域

調査区域における「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく森林地域の指定状況は、図2.2-6に示すとおりである。

調査区域には、森林地域の指定がある。なお、対象事業実施区域の一部には、森林地域(地域森林計画対象民有林)の指定がある。

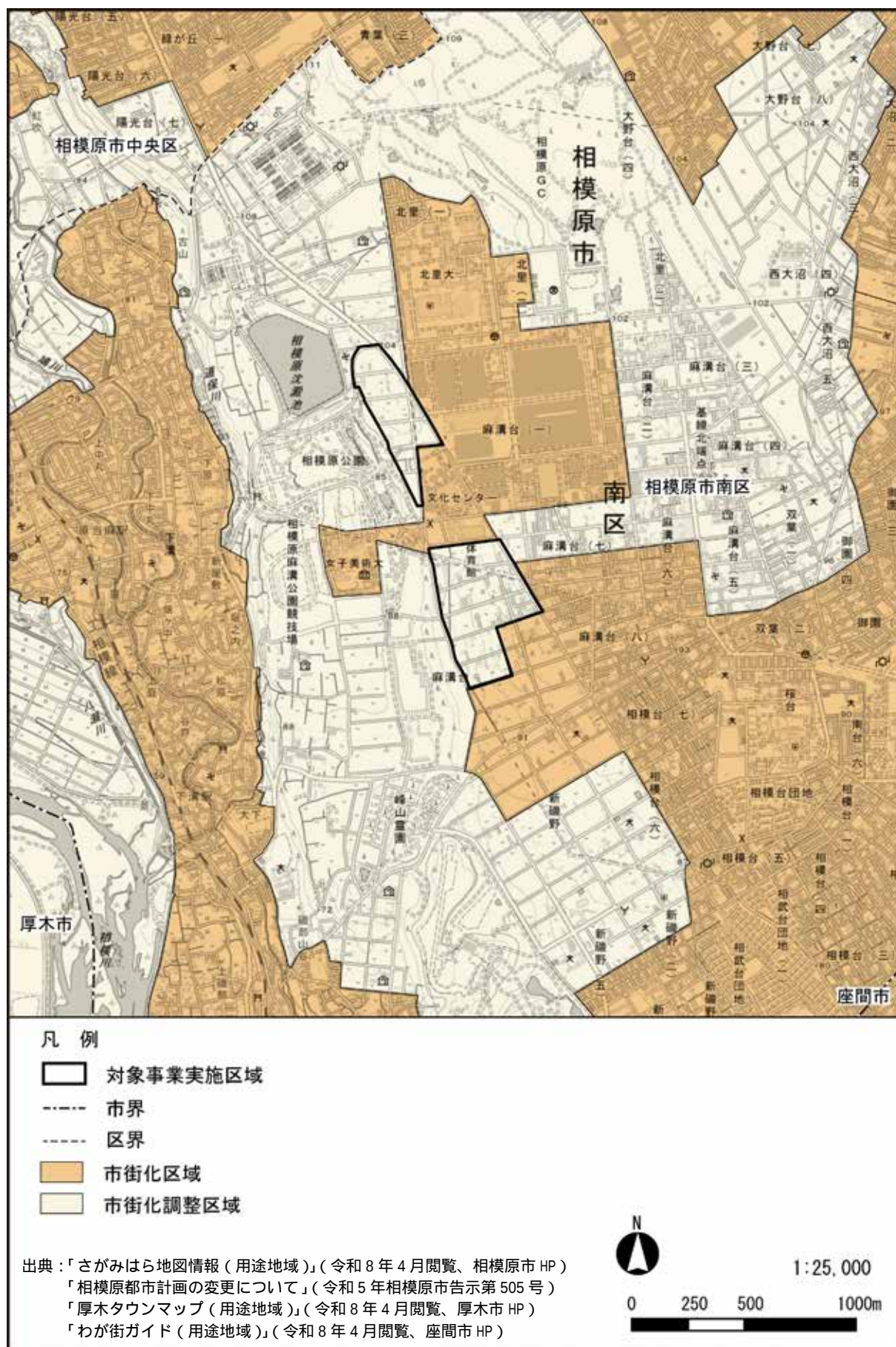


図 2.2-4 都市地域の指定状況

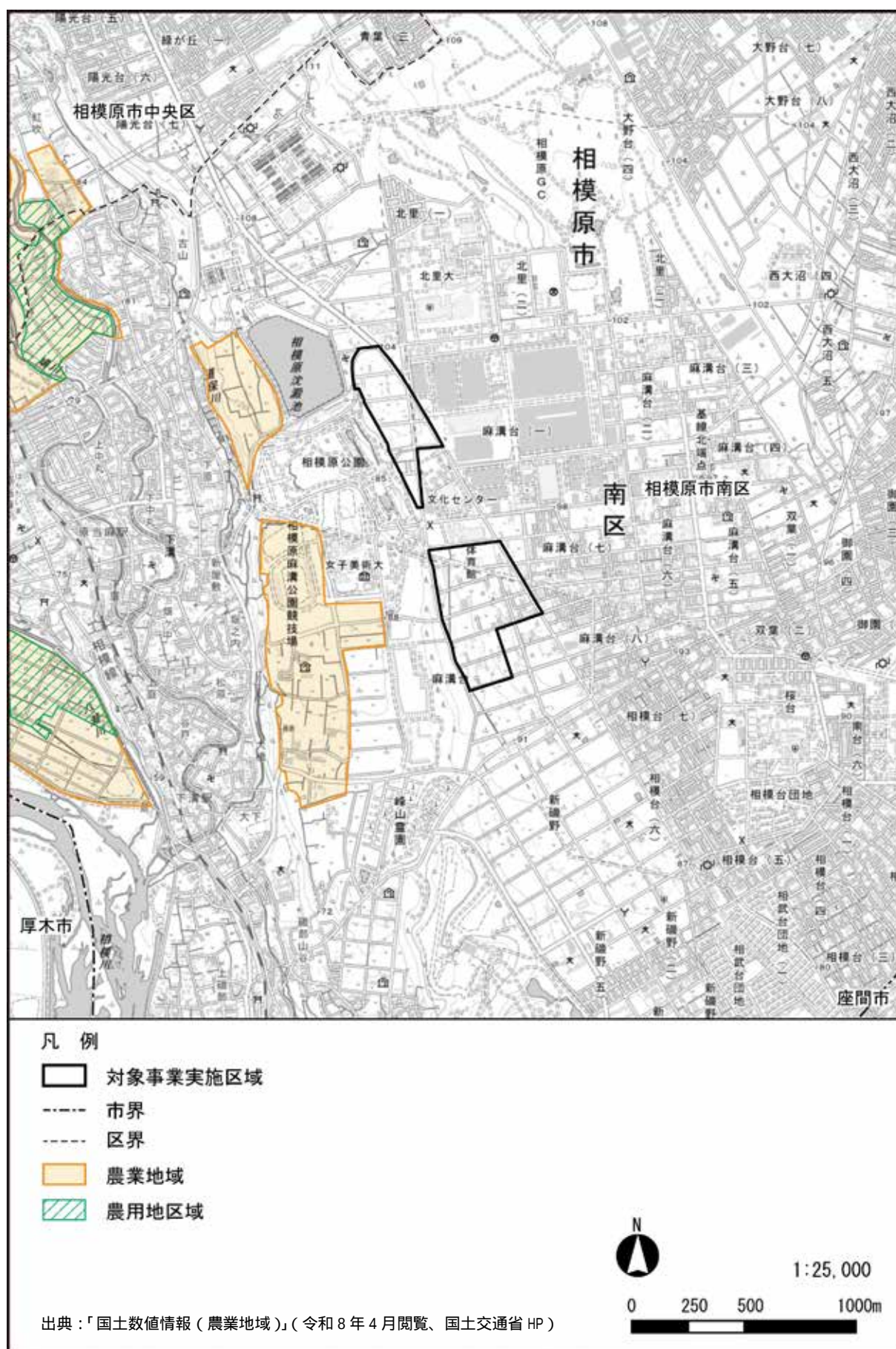


図 2.2-5 農業地域の指定状況

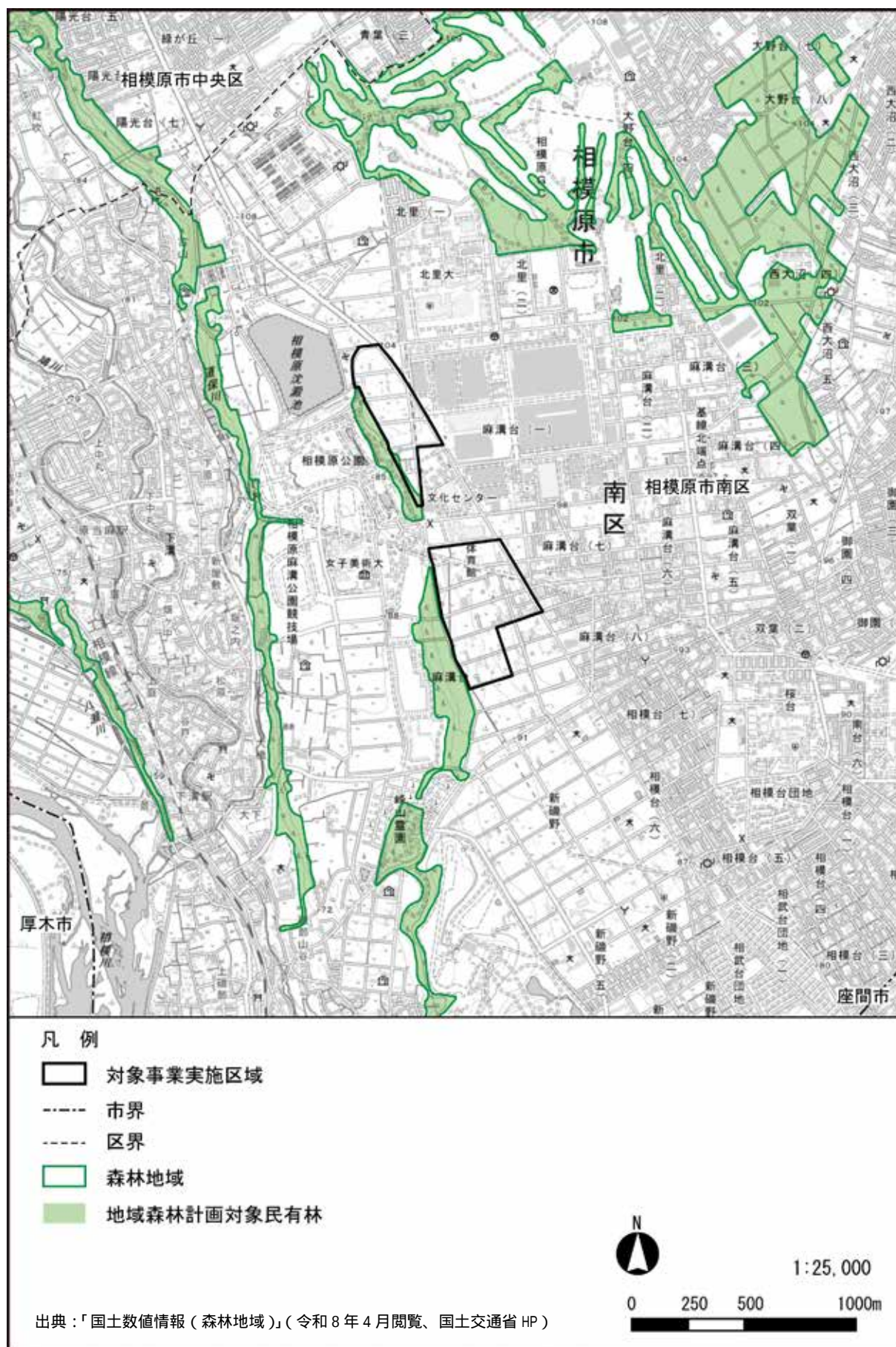


図 2.2-6 森林地域の指定状況

2.2.3 交通、運輸の状況

(1) 道路ネットワーク

調査区域における主要道路の状況は図 2.2-7 に、バス路線図は図 2.2-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域の主要道路は、北側に隣接して相模原町田線、東側に隣接して相武台相模原線が通っている。また、対象事業実施区域の東側に市道古淵麻溝台線、西側に相模原茅ヶ崎線が通っている。

最寄りのバス停留所としては、神奈川中央交通の「友愛病院入口」、「県立相模原公園入口」及び「総合体育館前」がある。

(2) 自動車交通量

調査区域における自動車交通量の状況は表 2.2-8 に、自動車交通量調査区間は図 2.2-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域を通る相模原町田線（番号 1）の自動車交通量は 12,355 台/12 時間及び 16,432 台/24 時間、相武台相模原線（番号 4）の自動車交通量は 17,604 台/12 時間及び 23,765 台/24 時間である。

表 2.2-8 交通量の状況（令和 3 年度）

道路種別	番号	路線名	昼間12時間自動車交通量			24時間自動車交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
主要地方道	1	相模原町田線	10,215	2,140	12,355	13,505	2,927	16,432
	2	相模原茅ヶ崎線	6,819	1,023	7,842	8,751	1,444	10,195
	3		8,090	1,129	9,219	10,494	1,675	12,169
一般県道	4	相武台相模原線	16,346	1,258	17,604	21,293	2,472	23,765
一般市道	5	市道古淵麻溝台線	6,172	765	6,937	7,885	1,133	9,018
	6		6,064	1,576	7,640	7,946	1,986	9,932

注) 1: 昼間12時間自動車交通量は、7時～19時までの交通量を示す。

2: 表中の番号は、図 2.2-9中の番号に対応する。

出典: 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(令和 8 年 4 月閲覧、国土交通省 HP)

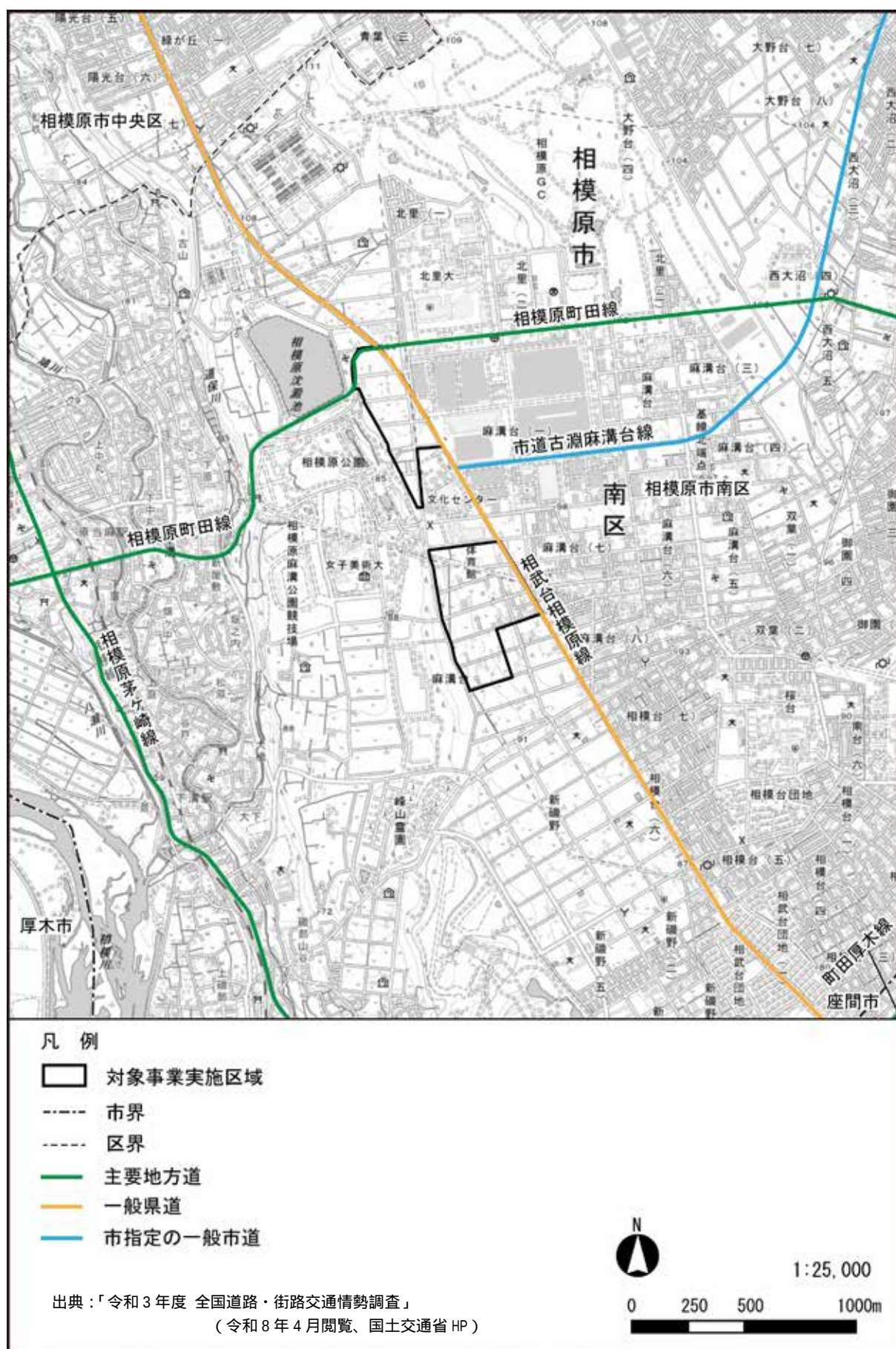


図 2.2-7 主要な道路網図

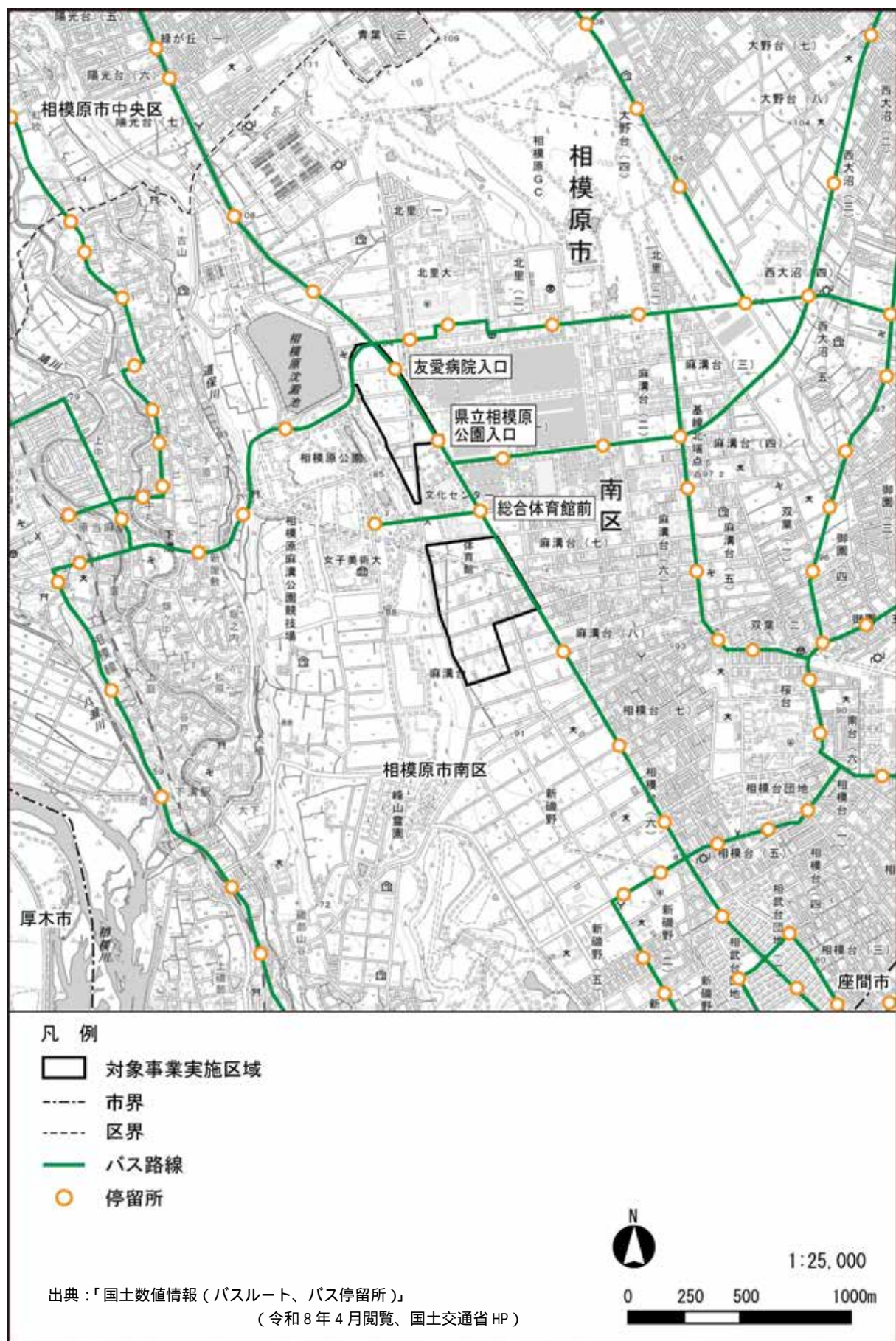




図 2.2-9 自動車交通量調査区間

(3) 鉄道路線・乗降客数

調査区域における鉄道路線は図 2.2-10 に示すとおりであり、JR 東日本の相模線が通っている。

対象事業実施区域の最寄りの駅としては、相模線原当麻駅及び下溝駅がある。

また、調査区域における鉄道駅の利用状況は表 2.2-9 に示すとおりであり、原当麻駅の一日平均の駅別乗降人数は増加傾向を示している。

表 2.2-9 主な鉄道駅の利用状況

単位：人/日平均

路線名	駅名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相模線	原当麻駅	7,686	8,244	8,802	9,136	9,412
	下溝駅	-	-	-	-	-

注) 下溝駅については、平成27年度から非公開となっている。

出典：「相模原市内の駅別乗降人員（一日平均）の推移」（令和8年4月閲覧、相模原市HP）

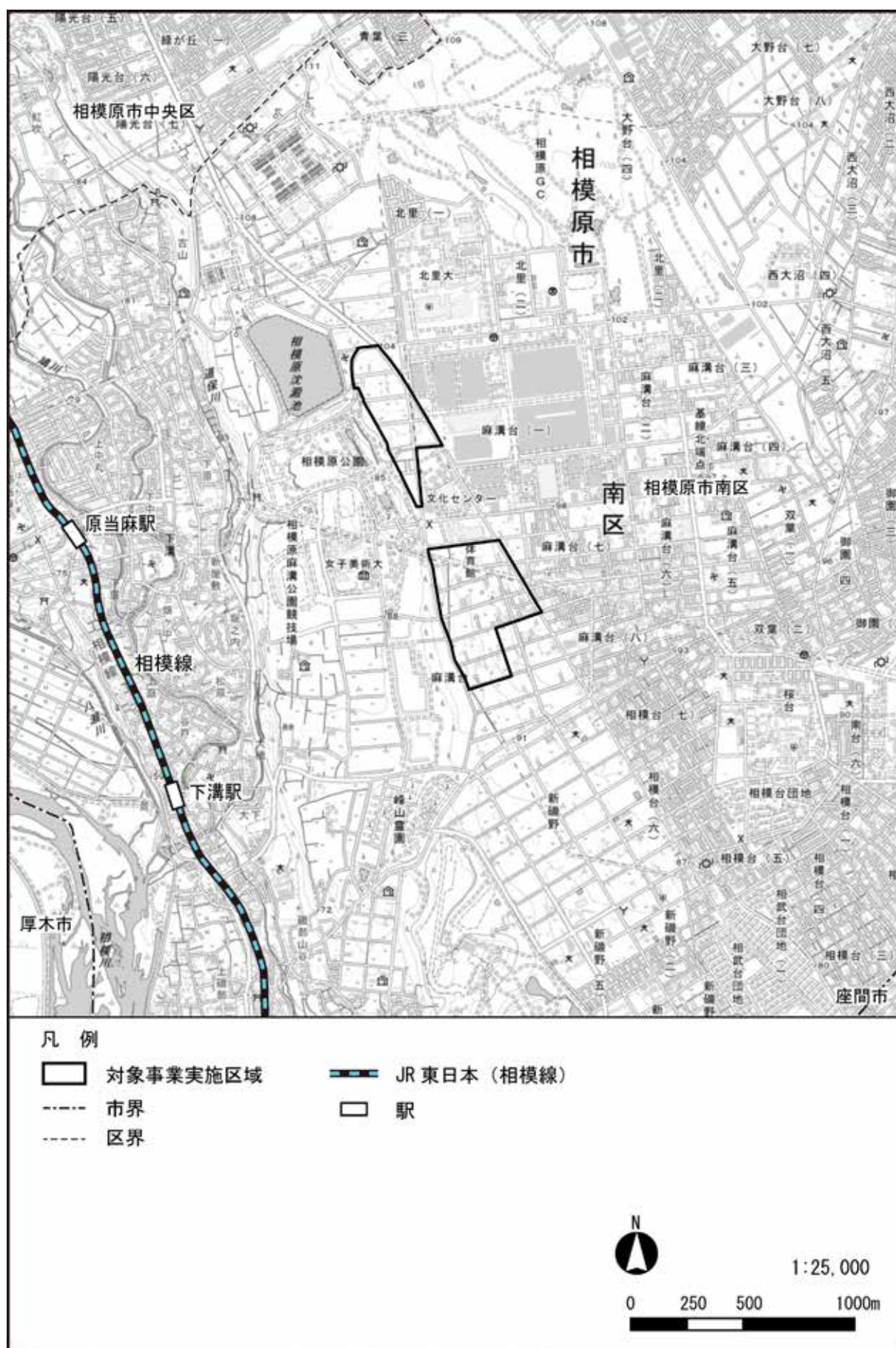


図 2.2-10 鉄道路線図

2.2.4 水利用の状況

(1) 地下水及び湧水の利用状況

調査対象地域における水源の状況は、表 2.2-10 に示すとおりである。

なお、調査区域に取水地点は存在しない。

神奈川県における令和 6 年度の地下水の取水状況は表 2.2-11 に示すとおりであり、年間 53,998 千 m³であった。

表 2.2-10 水源の分布状況

事業主体名	水系名及び河川・湖名	水利権・水量 (m ³ /秒)	水源種別	手当水源	取水方法	取水地点
神奈川県	相模川水系相模川	1.39	地表	相模ダム	取水門	谷ヶ原
	相模川水系相模川	0.70	地表	城山ダム	取水門	谷ヶ原
	相模川水系相模川	2.16	地表	城山ダム	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	1.24	地表	-	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	0.435	地表	相模ダム	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	0.085	伏流	-	集水埋管	谷ヶ原
	相模川水系早戸川	0.064	伏流	-	取水埋管	鳥屋
	相模川水系支流栃谷川	0.0197	地表	-	取水堰	落合
	相模川水系支流佐野川	0.0088	地表	-	取水堰	鎌沢
	相模川水系支流沢井川	0.0046	地表	-	取水堰	和田
	花水川支流大山川	0.0116	地表	-	取水管渠	大山
	西沢水源	0.0061	伏流	-	集水埋管	長野
企業団	相模川水系相模川	14.825	地表	宮ヶ瀬ダム	取水堰	社家
	相模川水系相模川	1.64	地表	城山ダム	取水門	谷ヶ原

出典：「令和6年度 神奈川県の水道」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

表 2.2-11 地下水の年間取水量(令和 6 年度)

区分	地下水(千m ³)				
	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	合計
神奈川県	3,771	15,206	26,411	8,610	53,998

出典：「令和6年度 神奈川県の水道」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

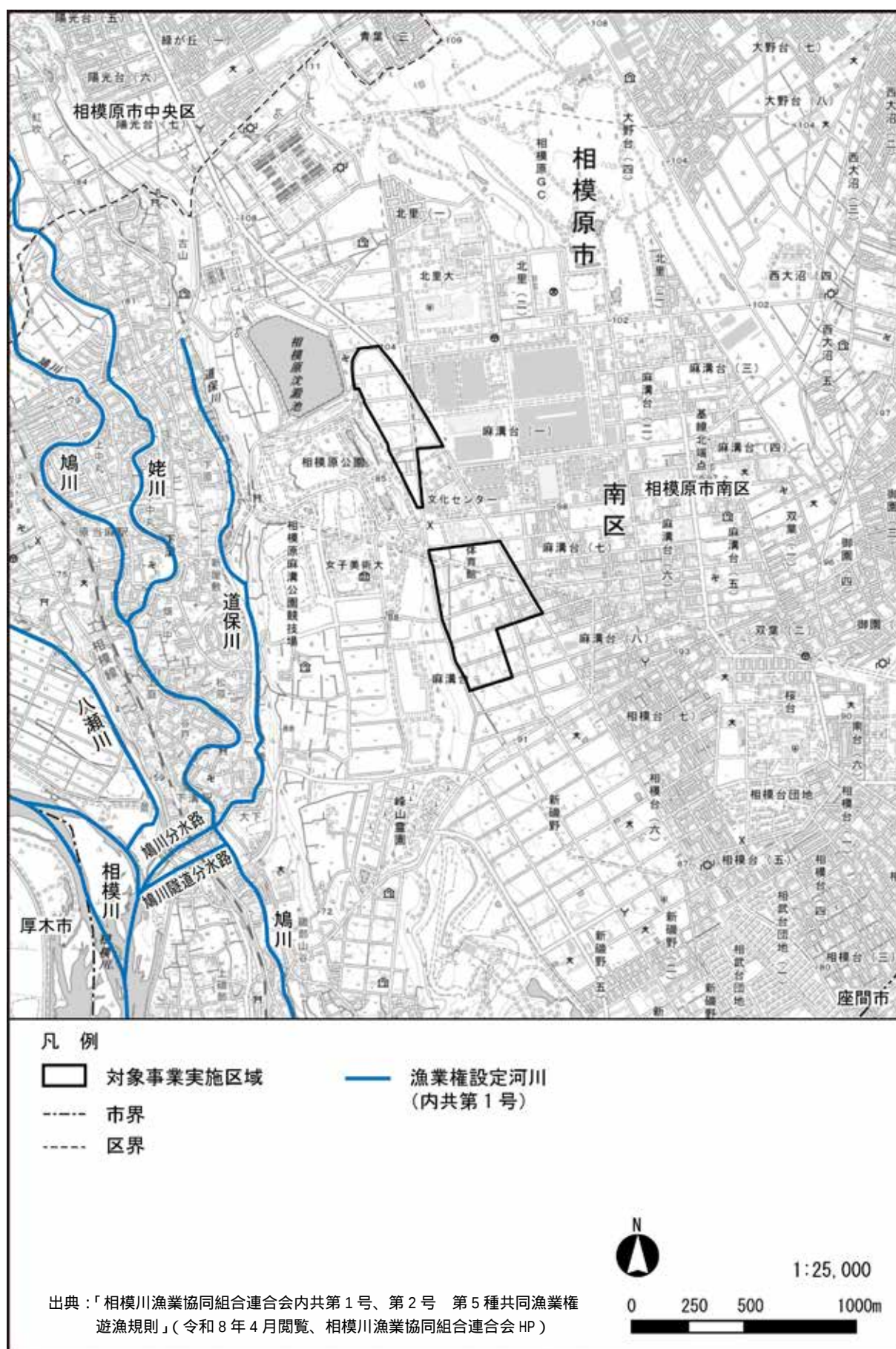
(2) 漁業権の設定状況

調査区域における内水面漁業権の設定状況は、表 2.2-12 及び図 2.2-11 に示すとおりであり、姥川、道保川、鳩川、鳩川分水路、鳩川隧道分水路、八瀬川、相模川に内水面漁業権（内共第1号）が設定されている。

表 2.2-12 内水面漁業権の状況

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期
内共第1号 (神奈川県)	相模川漁業協同組合連合会	相模川水系	やまめ、いわな、 にじます、あゆ、 うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うな ぎ、手長えび	やまめ、いわな 3月1日から10月14日まで にじます 同上（一部区域については、 1月1日から12月31日まで） あゆ 6月1日から10月14日までの 期間で連合会が定めて公示 する日から10月14日まで及 び12月1日から12月31日まで うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、手長えび 1月1日から12月31日まで

出典：「相模川漁業協同組合連合会内共第1号、第2号 第5種共同漁業権 遊漁規則」
(令和8年4月閲覧、相模川漁業協同組合連合会 HP)



2.2.5 公共施設等の状況

(1) 教育施設等

調査区域における教育施設等の状況は、表 2.2-13 及び図 2.2-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い施設は、大学の女子美術大学であり、対象事業実施区域の西側約 0.4 kmに位置している。

表 2.2-13 調査区域における教育施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
保育園	保1	コスモス保育園	相模原市南区双葉2-17-15
	保2	麻溝保育園	相模原市南区当麻1357-1
	保3	麻溝台保育園	相模原市南区麻溝台6-25-35
	保4	相武台保育園	相模原市南区新磯野2-39-11
	保5	マシュマロ保育園	相模原市南区相模台2-26-4
	保6	あおいそら保育園	相模原市南区相模台団地5-8
	保7	ナーサリースクールT&Yこもればの森	相模原市南区西大沼3-5-8
	保8	さがみたんぼ保育園	相模原市南区桜台18-1
	保9	北里保育園	相模原市南区北里2-1-1
	保10	相模原南病院 保育室	相模原市南区大野台6-19-12
	保11	さがみはら おひさま園	相模原市南区大野台4-1-57
	保12	特別養護老人ホーム相模原敬寿園 保育室	相模原市南区磯部4507-1
	保13	ナーサリースクールNIJI	相模原市南区陽光台6-3-2
幼稚園	幼1	虹ヶ丘幼稚園	相模原市中央区陽光台6-3-2
	幼2	豊泉幼稚園	相模原市南区相模台2-9-4
	幼3	誠心第一幼稚園	相模原市南区西大沼5-13-17
	幼4	誠心第二幼稚園	相模原市南区相模台6-30-12
	幼5	誠心相陽幼稚園	相模原市南区磯部1648
	幼6	相武台中央幼稚園	相模原市南区相武台団地2-3-6
認定こども園	認こ1	幼保連携型認定こども園 おおのだい	相模原市南区大野台4-3-20
	認こ2	認定こども園 さがみひかり幼稚園	相模原市南区麻溝台5-11-6
小学校	小1	相模原市立麻溝小学校	相模原市南区下溝713
	小2	相模原市立相模台小学校	相模原市南区南台6-5-1
	小3	相模原市立桜台小学校	相模原市南区相模台7-7-1
	小4	相模原市立大野台小学校	相模原市南区大野台8-1-15
	小5	相模原市立双葉小学校	相模原市南区双葉1-2-15
	小6	相模原市立若草小学校	相模原市南区新磯野2329
中学校	中1	相模原市立緑が丘中学校	相模原市中央区緑が丘1-28-1
	中2	相模原市立相陽中学校	相模原市南区磯部1540
	中3	相模原市立相模台中学校	相模原市南区桜台20-1
	中4	相模原市立麻溝台中学校	相模原市南区麻溝台4-12-1
	中5	相模原市立大野台中学校	相模原市南区大野台8-2-1
	中6	相模原市立相武台中学校	相模原市南区新磯野5-1-10
	中7	相模原市立若草中学校	相模原市南区新磯野2046
高等学校	高1	神奈川県立麻溝台高等学校	相模原市南区北里2-11-1
専修学校	専1	相模原看護専門学校	相模原市南区新磯野4-1-1
大学	大1	北里大学	相模原市南区北里1-15-1
	大2	女子美術大学	相模原市南区麻溝台1900

注) 表中の番号は、図 2.2-12中の番号に対応する。

出典：「認可保育所一覧」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「幼稚園・認定こども園一覧」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「神奈川県公立学校名簿」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

「神奈川県立高等学校一覧」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

「県内大学一覧」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

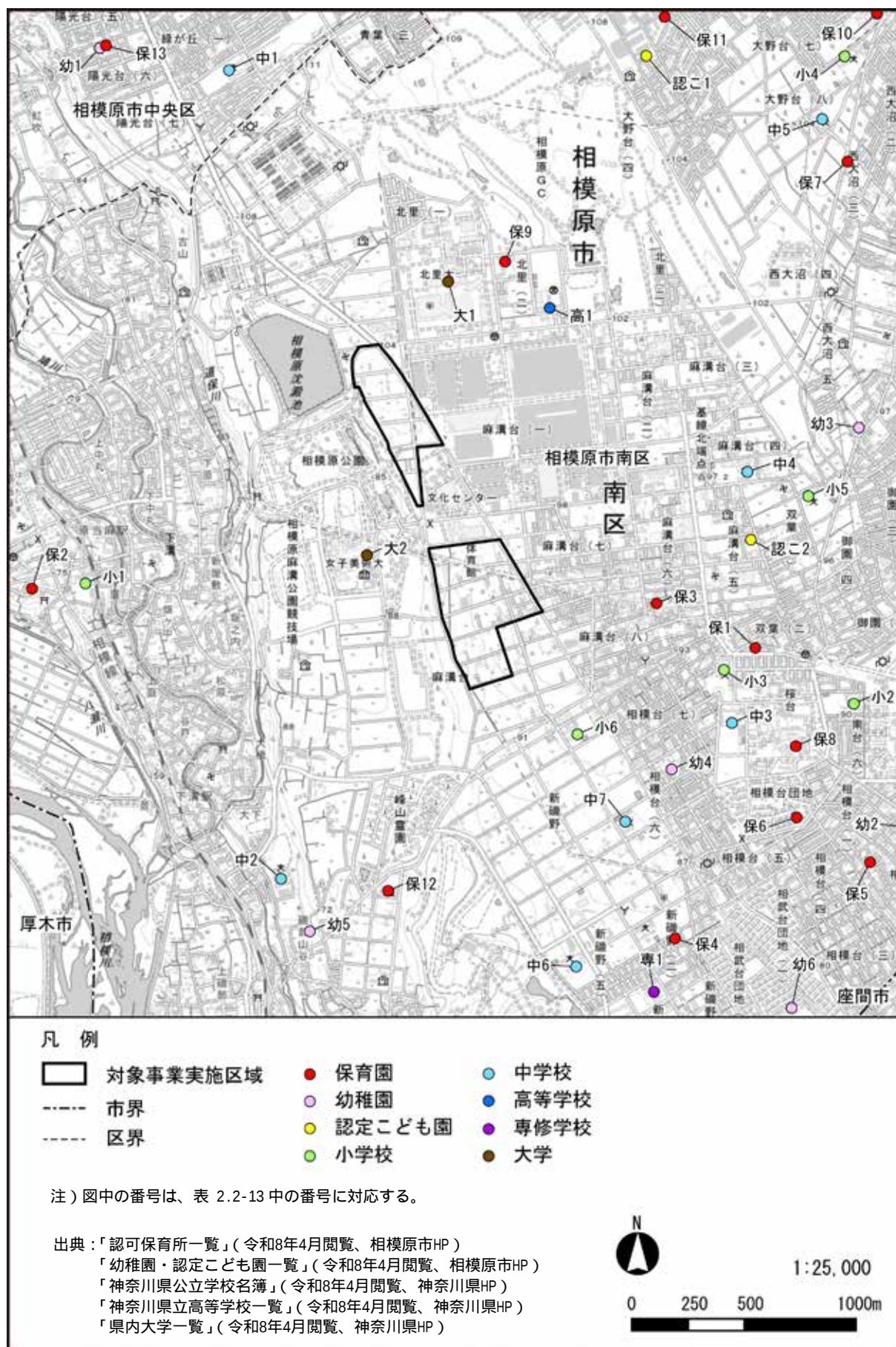


図 2.2-12 教育施設等の状況

(2) 福祉施設等

調査区域における福祉施設等の状況は、表 2.2-14 及び図 2.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域にある施設は、社会福祉施設のリッチフィールド、ホームすずらん、ワークショップ・フレンド、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の慈仁舎グループホーム及び訪問介護のあいあいSである。また、対象事業実施区域の北東約 50m には社会福祉施設のフルール及びライムがある。

表 2.2-14(1) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
児童福祉施設	児福1	相模原市立大野台第2児童館	相模原市南区大野台4-14-13
	児福2	相模原市立相武台第2児童館	相模原市南区相武台団地2-3-7
	児福3	相模原市立御園児童館	相模原市南区御園5-10-8
	児福4	相模原市立相模台こどもセンター	相模原市南区桜台17-1
	児福5	相模原市立麻溝こどもセンター	相模原市南区下溝670-5
	児福6	相模原市立相武台こどもセンター	相模原市南区新磯野4-1-2
	児福7	相模原市立大野台こどもセンター	相模原市南区大野台8-1-26
	児福8	にこにこチャイルド あさみぞ	相模原市南区下溝898-1
	児福9	児童発達支援センター パンビ	相模原市南区新磯野308
	児福10	児童デイサービス パルト	相模原市南区麻溝台8-31-10
	児福11	児童デイサービス パルト第2	相模原市南区相模台7-25-10 シャンテB相模台1階
	児福12	あつぷる （学習支援式）	相模原市南区相模台7-18-7 和田ビル2階
	児福13	シェルフさがみはら教室	相模原市南区新磯野1-10-6 ステイエム相模原南1002
	児福14	らいおんハート遊びリテーション 児童デイ相武台	相模原市南区新磯野1-10-6
	児福15	あんじゅ そうぶだい	相模原市南区新磯野1-13-2
	児福16	相模はやぶさ学園	相模原市南区下溝4350
	児福17	ハートピアラ 下溝	相模原市南区下溝1697
	児福18	グラシア下溝	相模原市南区下溝1697
	児福19	あんじゅ みなみだい	相模原市南区南台6-1-13 ピラ・トール003号室
	児福20	らいくYOU	相模原市南区麻溝台6-10-16
	児福21	あんじゅ グランディール	相模原市南区下溝594-11
	児福22	なたなえる療育部	相模原市南区麻溝台4-1-21
	児福23	なたなえる訓練部	相模原市南区麻溝台4-1-21
	児福24	北里大学病院 小児在宅支援部門	相模原市南区北里1-15-1
	児福25	ファミリー・キッズ相模原	相模原市南区大野台4-13-7 h.sマンション 102
社会福祉施設	社福1	くれあ	相模原市中央区陽光台7-10-7
	社福2	ホームくれあ	相模原市中央区陽光台7-10-7
	社福3	ティーアール障害福祉事業所	相模原市中央区陽光台6-1-8
	社福4	こすもす	相模原市中央区緑が丘1-34-29
	社福5	パステルパレット	相模原市中央区陽光台7-10-14
	社福6	シェ ピコ	相模原市中央区陽光台6-4-23
	社福7	ソーシャルインクルーホーム相模原下溝	相模原市中央区下溝3416-1
	社福8	ぐるーぶほーむ るるん	相模原市中央区緑が丘1-14-19
	社福9	グリーンファクトリー	相模原市南区麻溝台7-24-34
	社福10	ザ・ロッジ	相模原市南区大野台4-21-10
	社福11	エアリブ	相模原市南区下溝594-3
	社福12	MARUgroupHOME	相模原市南区相模台6-26-3
	社福13	マジカルシューズ	相模原市南区相模台1-7-4

表 2.2-14(2) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
社会福祉施設	社福14	カラフル	相模原市南区下溝310-11
	社福15	グリーンハウス	相模原市南区麻溝台7-1-7
	社福16	ほのぼのグループV	相模原市南区新磯野2-23-1
	社福17	きらら	相模原市南区麻溝台2-3-28
	社福18	ふるーる	相模原市南区麻溝台699-1
	社福19	第二やまびこ工房	相模原市南区麻溝台2-6-46
	社福20	ライム	相模原市南区麻溝台696-1
	社福21	フィルイン	相模原市南区麻溝台1-2-17 第2キタミビル1階
	社福22	すずらんの家	相模原市南区新磯野2-11-5 ドームビル1階
	社福23	スマイルライフホーム相模台	相模原市南区相模台5-7-4 サンステージ相模台第1101
	社福24	就労継続支援b型事業所リッシュ	相模原市南区陽光台5-5-9
	社福25	ふくまる御園	相模原市南区御園5-13-1
	社福26	グループホームアルバ相模原	相模原市南区相模台4-6-28 ロイヤルコーポ相模台204号室
	社福27	グループホーム・ルーチェ	相模原市南区麻溝台6-12-16
	社福28	レアーレ原当麻	相模原市南区下溝525-4
	社福29	グループホームけやき	相模原市南区北里1-2-7
	社福30	東電さわやかケア相模台・ 障がい福祉サービス	相模原市南区新磯野1-10-6 ステイム相模原南1003
	社福31	(福)相模福祉村 虹の家	相模原市南区下溝4410
	社福32	虹の家	相模原市南区下溝4410
	社福33	社会福祉法人相模福祉村ケアセンター やすらぎ	相模原市南区下溝4410
	社福34	リッチフィールド	相模原市南区麻溝台3165
	社福35	おもいやりの郷	相模原市南区麻溝台7-28-14
	社福36	タートル	相模原市南区麻溝台7-6-4
	社福37	ホームすずらん	相模原市南区麻溝台7-6-4
	社福38	クライスハイム相模原事業所	相模原市南区下溝521-5
	社福39	短期入所クライス相模原	相模原市南区下溝521-5
	社福40	コーポさんふらわー短期入所事業所	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福41	あみ	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福42	コーポさんふらわー	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福43	短期入所ビーネーチャー	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福44	カラーズ	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福45	ビーネーチャー	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福46	あーとはうす	相模原市南区麻溝台3-15-27
	社福47	ミントハウス	相模原市南区麻溝台3-15-27
	社福48	さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2-4-18
	社福49	ロンド・リアン	相模原市南区下溝317-1
	社福50	ホームすずらん	相模原市南区麻溝台743
	社福51	ワークショップ・フレンド	相模原市南区麻溝台743
老人デイサービス	老デ1	Olú Olú	相模原市中央区陽光台6-12-13 1F
	老デ2	けやきデイサービスセンター	相模原市南区当麻1203-1
	老デ3	労協相模原地域福祉事業所 もみじ陽だまりの家	相模原市南区相模台4-9-12
	老デ4	ココカライフ	相模原市南区下溝604-24
	老デ5	だんらんの家 原当麻	相模原市南区当麻1110-7
	老デ6	リハビリ特化型デイサービス ムーブメント相模原	相模原市南区磯部137-2
	老デ7	ありていプラス	相模原市南区大野台5-25-21
	老デ8	アサンテ相模台	相模原市南区相模台1-1-4

表 2.2-14(3) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
老人デイサービス	老デ9	リハビリテーション颯 新磯野	相模原市南区新磯野1-10-5
	老デ10	ルイーダの家 旭	相模原市南区下溝1061-1
	老デ11	デイサービス タイム	相模原市南区麻溝台1-2-3
	老デ12	デイサービス櫻梅桃李 北里	相模原市南区麻溝台1-5-9
	老デ13	サロンデ下溝	相模原市南区下溝304-8 SHUMA 1階
	老デ14	リハビリデイサービス nagomi おださが店	相模原市南区南台6-8-12 サン・ラミュールB-101
	老デ15	がんばろう 製作所	相模原市南区麻溝台7-25-33 マリージュトヤマ106 107
	老デ16	リハビリテーション颯 相模原	相模原市南区双葉2-15-3 1階
	老デ17	短時間入浴デイサービス天色の湯	相模原市南区双葉2-18-8-101
	老デ18	丘整形外科病院 通所リハビリテーション	相模原市南区新磯野2-7-10
	老デ19	デイサービスセンター 福寿さがみ南磯部	相模原市南区磯部236-4
	老デ20	社会福祉法人相武台福祉会 新磯野デイサービスセンター	相模原市南区新磯野5-38-2
	老デ21	新磯野デイサービスセンター	相模原市南区新磯野5-38-2
	老デ22	デイサービス モーメント	相模原市南区磯部1450-3
	老デ23	デイサービスかたくりの里 相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	老デ24	デイサロンかたくりの里 相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	老デ25	名倉堂リハデイおださが	相模原市南区相模台1-8-16 1F
	老デ26	ディサービス えにし	相模原市南区相模台1-9-1 1-A
	老デ27	デイサービス わげん	相模原市南区下溝3411-4
	老デ28	デイサービスセンター 福寿さがみ南下溝	相模原市南区下溝1089-1
	老デ29	デイサービス ゆずの樹	相模原市南区下溝509-7
	老デ30	グレースセンター	相模原市南区西大沼5-4-20
	老デ31	ナカミチデイサービス大野台	相模原市南区大野台4-4-21
特別養護老人ホーム	特老1	こもれび	相模原市南区大野台4-4-36
	特老2	あさみぞホーム	相模原市南区下溝2305
	特老3	相陽台ホーム	相模原市南区下溝4303
	特老4	はなさか	相模原市南区磯部4363
	特老5	相模原敬寿園	相模原市南区磯部4507-1
	特老6	グリーブの里	相模原市南区西大沼5-4-20
	特老7	りんどう麻溝	相模原市南区麻溝台5-9-30
	特老8	マナーハウス麻溝台	相模原市南区下溝3018
	特老9	シルバータウン相模原 特別養護老人ホーム(ユニット)	相模原市南区大野台5-13-7
介護老人保健施設	介保1	医療法人社団小松会 介護老人保健施設 清泉の郷	相模原市中央区上溝1132-1
	介保2	相和会 介護老人保健施設青葉の郷	相模原市中央区青葉3-36-1
	介保3	介護老人保健施設 のどか	相模原市南区新磯野5-36-1
	介保4	ふれあいの丘	相模原市南区下溝4378
介護医療院	介医1	医療法人 相愛会 相愛病院	相模原市南区当麻1632
	介医2	医療法人社団 博奉会 相模ヶ丘病院	相模原市南区下溝4378
	介医3	医療法人相愛会 相愛病院介護医療院	相模原市南区当麻1632
	介医4	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1
	介医5	相模原南病院 介護医療院	相模原市南区大野台7-10-7
養護老人ホーム	養老1	相模原養護老人ホーム	相模原市南区大野台5-13-7
ケアハウス	ケア1	ケアハウスこもれび	相模原市南区大野台4-4-36

表 2.2-14(4) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
有料老人ホーム	老ホ1	アルプスの杜「さがみ」	相模原市南区下溝684-1
	老ホ2	エスペランサ相模原	相模原市南区下溝343-1
	老ホ3	福寿さがみ南下溝	相模原市南区下溝1089-1
	老ホ4	福寿さがみ南磯部	相模原市南区磯部236-4
	老ホ5	グレープハウス	相模原市南区西大沼5-4-20
	老ホ6	おもいやりの郷 麻溝台ホーム	相模原市南区麻溝台6-16-20
	老ホ7	太陽の家 原当麻住宅	相模原市南区下溝594-3
	老ホ8	住宅型有料老人ホーム シグナル	相模原市南区麻溝台1-2-3
	老ホ9	ショートステイ アップルハウス	相模原市南区新磯野2-40-1
	老ホ10	アップルハウス	相模原市南区新磯野2-40-1
サービス付き高齢者 向け住宅	サ住1	相愛なごみ館	相模原市南区当麻字原当麻 1306番地1
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認ホ1	花物語さがみ	相模原市南区磯部156-1
	認ホ2	グループホーム芙蓉の園	相模原市南区南台6-9-16
	認ホ3	グループホームたんぼぼ相武台	相模原市南区新磯野1-3-5
	認ホ4	ゆとり庵麻溝グループホーム	相模原市南区下溝1980-2
	認ホ5	慈仁舎グループホーム	相模原市南区麻溝台3165
小規模多機能型 居宅介護	小介1	小規模多機能ホーム 芙蓉の園	相模原市南区南台6-9-16
	小介2	花織さがみ御園	相模原市南区御園4-15-10
	小介3	ゆとり庵麻溝看護小規模多機能型居宅 介護	相模原市南区下溝1980-2
訪問介護	訪介1	tida	相模原市中央区緑が丘1-2-4
	訪介2	ニチケアセンターみどりがおか	相模原市中央区緑が丘1-46-5
	訪介3	スマイル麻溝台	相模原市南区麻溝台6-12-12
	訪介4	まごころサービス さくら	相模原市南区相模台3-16-21
	訪介5	介護サービスわだつみ	相模原市南区新磯野5-9-5 パークサイドマンション304
	訪介6	MILD相模原	相模原市南区双葉2-4-4
	訪介7	心サロン MON*AMIE(もなみ)	相模原市南区相武台団地1-5-5-13
	訪介8	相愛なごみ館 訪問介護事業所	相模原市南区当麻1306-1
	訪介9	訪問介護みゆき	相模原市南区相模台3-3-12
	訪介10	けやきライフさがみ	相模原市南区下溝602-27
	訪介11	ツクイ相模台	相模原市南区相模台3-17-9
	訪介12	訪問介護サービス あさかぜ	相模原市南区相模台6-16-9 ダイギンビル202
	訪介13	helper station Az	相模原市南区相模台1-14-3 カメヤハイツ301
	訪介14	パドル訪問看護ステーション	相模原市南区麻溝台8-35-25
	訪介15	nursing station Az	相模原市南区相模台1-14-3 カメヤハイツ1階
	訪介16	ヘルパーステーションさがみ	相模原市南区相模台2-10-15
	訪介17	そよ風定期巡回 さがみはら南	相模原市南区相模台1-8-16 フィールデンス小田急相模原301 号
	訪介18	そよ風ケアプランセンター さがみはら南	相模原市南区相模台1-8-16 フィールデンス小田急相模原301 号
	訪介19	ケアサービス うららか	相模原市南区相模台1-9-1 コープさがみ台1-A、B
	訪介20	ケアサービス マル	相模原市南区南台6-1-13 ビラ・トール105

表 2.2-14(5) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
訪問介護	訪介21	東電さわやかケア相模原・訪問介護	相模原市南区双葉2-4-10 2階
	訪介22	ニチイケアセンター御園	相模原市南区御園5-10-24
	訪介23	ヘルパーステーションすきっぷ双葉	相模原市南区双葉1-7-4 2F
	訪介24	ヘルパーステーション アルプスの杜「さがみ」	相模原市南区下溝684-1
	訪介25	あいあいS	相模原市南区麻溝台743 ワークショップフレンド内
	訪介26	相模原養護老人ホームヘルパーステーション	相模原市南区大野台5-13-7
	訪介27	シルバータウン大野台ケアセンター	相模原市南区大野台5-19-15
訪問看護	訪看1	青葉ふたまたクリニック	相模原市中央区青葉3-24-1
	訪看2	豊田内科クリニック	相模原市南区大野台7-29-5
	訪看3	中野医院	相模原市南区麻溝台5-17-10
	訪看4	原当麻クリニック	相模原市南区当麻1117-7
	訪看5	ゆいナースステーション	相模原市南区麻溝台6-13-11 アルファメゾン101
	訪看6	みんなの訪問看護 リハビリステーション相模原	相模原市南区新磯野2-1-5 アネックス新磯野ビル 2階
	訪看7	おかもと訪問看護 ステーション相模原りあん	相模原市南区相模台4-9-21 チューリップハウスROOM2
	訪看8	訪問看護ステーションほの	相模原市南区御園3-34-21 ロッソマッソーネ103
	訪看9	訪問看護ステーション モーメント	相模原市南区磯部1450-3 2階
	訪看10	訪問看護ステーションさがみ	相模原市南区相模台2-10-15
	訪看11	ケア・パートナーさくら	相模原市南区相模台7-2-19
	訪看12	ゆとり庵麻溝 訪問看護ステーション	相模原市南区下溝1980-2
	訪看13	ありてい	相模原市南区大野台5-26-32
居宅介護支援事業所	居支1	青葉の郷 居宅介護支援センター	相模原市中央区青葉3-36-1 介護老人保健施設 青葉の郷内
	居支2	居宅介護支援事業所 ケアプランだんだん	相模原市南区南台6-4-13
	居支3	ケアプラン すみれ	相模原市南区相模台1-16-27 パティオM102
	居支4	居宅介護支援事業所 ひまわり	相模原市南区相模台3-16-22
	居支5	ケアプランもみじ	相模原市南区麻溝台4-8-1
	居支6	徳福 ケアセンター	相模原市南区麻溝台7-19-4
	居支7	居宅介護支援事業所 一竿風月	相模原市南区西大沼1-24-9
	居支8	E介護	相模原市南区下溝600-8
	居支9	ここあん	相模原市南区下溝757-6 ハイツ・イナミ201号室
	居支10	有限会社 北湘アシスト	相模原市南区下溝1404-1
	居支11	アズノケア	相模原市南区相模台3-3-14 ドエル相模原1-D
	居支12	居宅介護支援事業所すきっぷ双葉	相模原市南区双葉1-7-4 2F
	居支13	居宅介護支援事業所 相模原敬寿園	相模原市南区磯部4507-1
	居支14	かたくり相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	居支15	わかくさ	相模原市南区相模台1-9-1 コープさがみ台1-B
	居支16	日中サービス虹の星	相模原市南区下溝4410
	居支17	居宅介護支援事業所 ワゲン麻溝	相模原市南区下溝3411-4
	居支18	ケアセンター アルプスの杜「さがみ」	相模原市南区下溝684-1
	居支19	居宅介護支援事業所 ゆずの樹	相模原市南区下溝509-7

表 2.2-14(6) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
地域包括支援センター	包セ1	相武台地域包括支援センター	相模原市南区新磯野4-1-3
	包セ2	相模台第2地域包括支援センター	相模原市南区麻溝台6-26-4 旭マンション1階
	包セ3	麻溝地域包括支援センター	相模原市南区下溝756-6 (三和麻溝店B館3階)
福祉用具販売	福販1	エフ・ケイ・アール	相模原市南区麻溝台6-4-9
	福販2	株式会社 ハルクル 本社	相模原市中央区陽光台6-4-19
	福販3	株式会社エスティサービス 相模原営業所	相模原市南区麻溝台1-3-12
	福販4	けやきサポートさがみ	相模原市南区当麻1271-3-101

注) 表中の番号は、図 2.2-13 中の番号に対応する。

出典: 「児童館・児童室」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「こどもセンター」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「障害者福祉サービス事業所一覧」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「介護サービス事業所一覧」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「介護情報サービスかながわ」(令和8年4月閲覧、かながわ福祉サービス振興会HP)

「高齢者の方のための施設のご案内」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

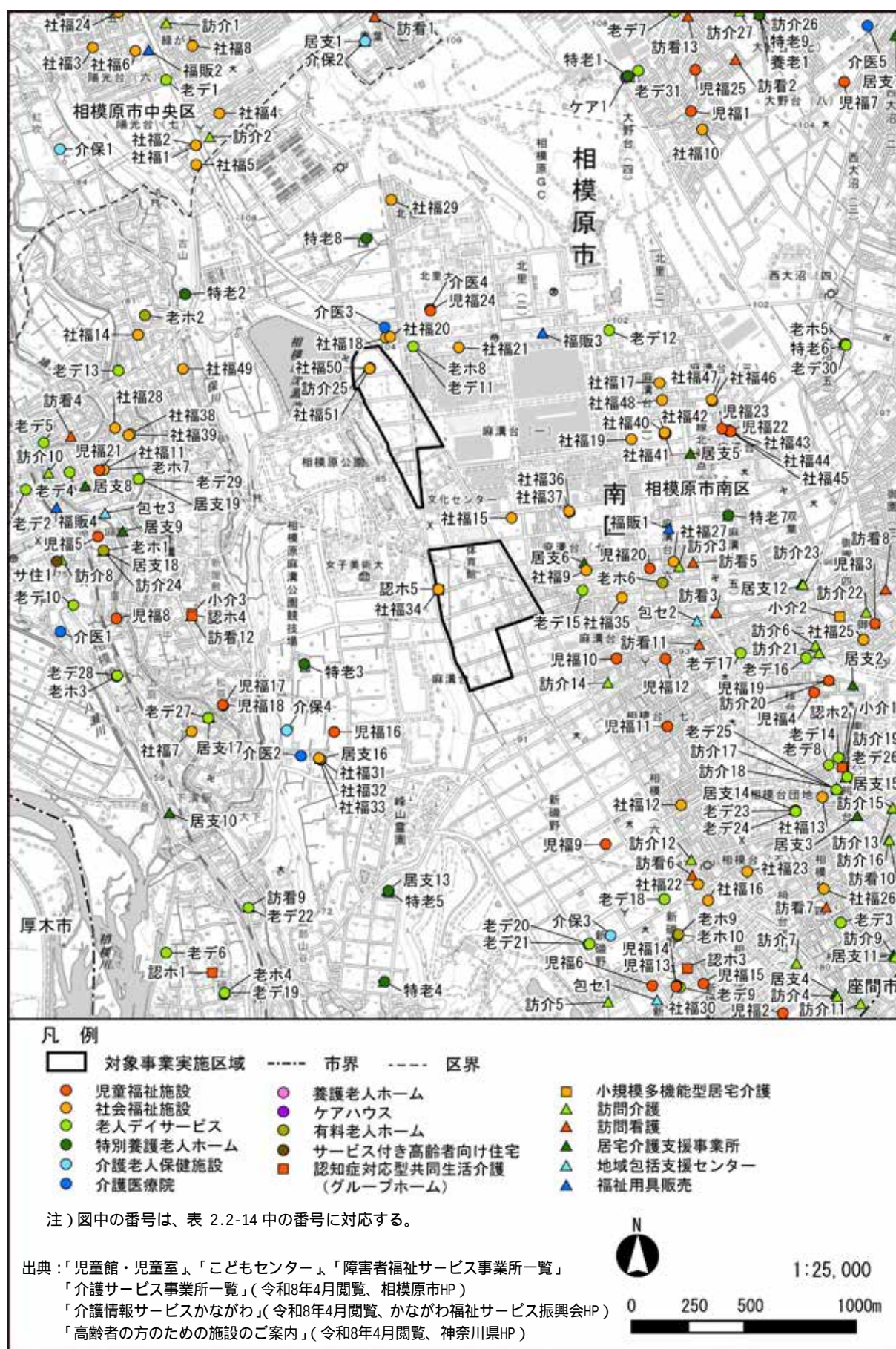


図 2.2-13 福祉施設等の状況

(3) 病院等

調査区域における病院等の状況は、表 2.2-15 及び図 2.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い施設は、相模原友愛温泉病院であり、対象事業実施区域の北側約 0.1 km に位置している。

表 2.2-15 調査区域における病院等一覧

番号	区分	名称	所在地
1	病院	相模原友愛温泉病院	相模原市南区麻溝台697
2	救急病院	丘整形外科病院	相模原市南区新磯野2-7-10
3	病院	小松会病院	相模原市南区新磯野2337
4	病院	相模原南病院	相模原市南区大野台7-10-7
5	特定機能病院 救命救急センター	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1
6	救急病院	独立行政法人国立病院機構 相模原病院	相模原市南区桜台18-1
7	病院	医療法人社団博奉会 相模ヶ丘病院	相模原市南区下溝4378
8	病院	医療法人相愛会 相愛病院	相模原市南区当麻1632

注) 表中の番号は、図 2.2-14 中の番号に対応する。

出典：「神奈川県医療機関名簿」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

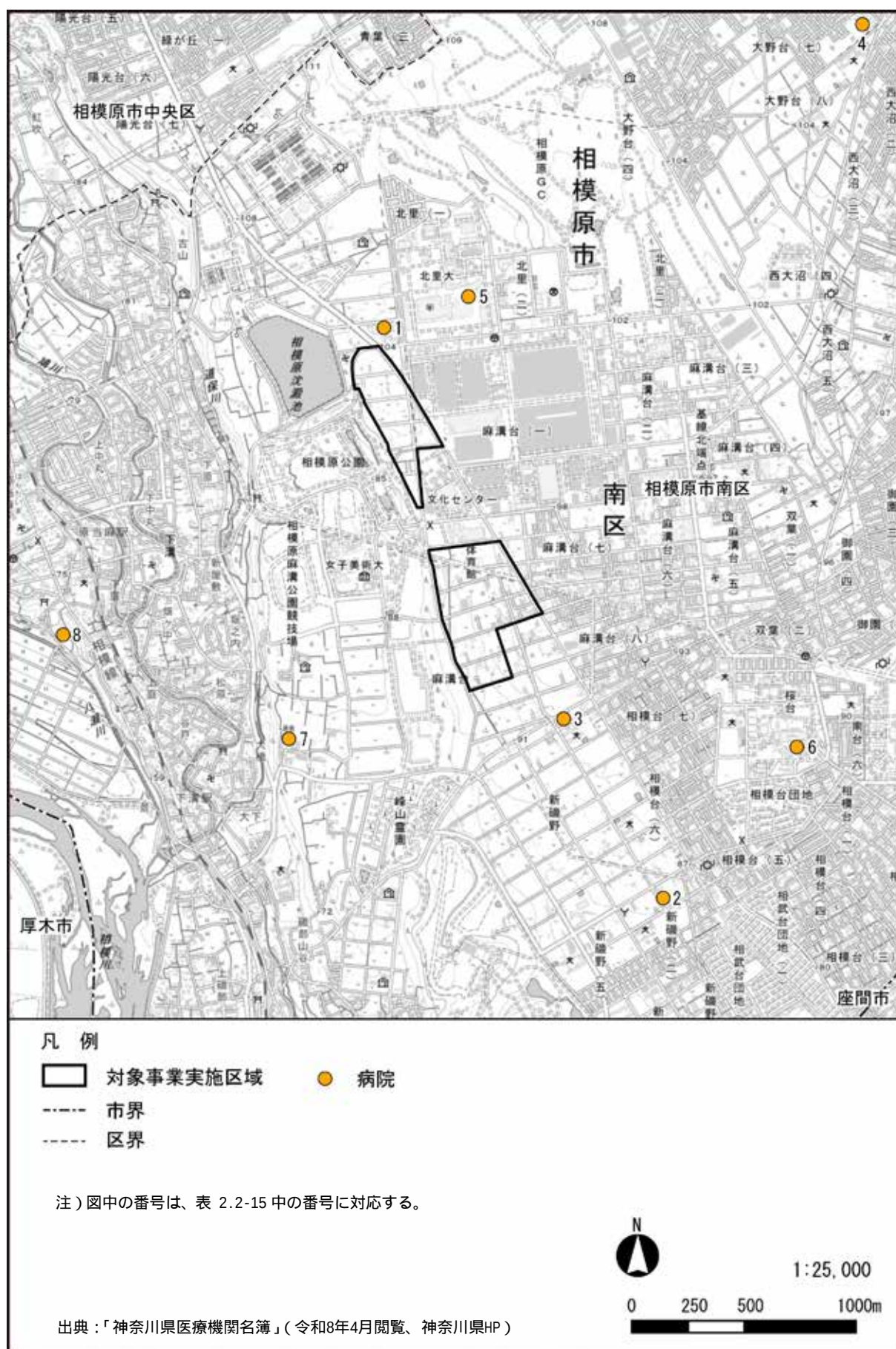


図 2.2-14 病院等の状況

(4) 公園緑地の分布

調査区域における主な公園・緑地の状況は、表 2.2-16 及び図 2.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い公園・緑地は、総合公園の相模原麻溝公園であり、対象事業実施区域の西側約 0.13 kmに位置している。

表 2.2-16(1) 主な公園・緑地

公園区分	番号	公園名	所在地	面積(ha)
街区公園	1	御園公園	相模原市南区御園 3 丁目 19 番	0.13
	2	御園 4 丁目みなみ公園	相模原市南区御園 4 丁目 8 番	0.03
	3	大野台 4 丁目公園	相模原市南区大野台 4 丁目 22 番	0.12
	4	大野台 4 丁目ふれあい公園	相模原市南区大野台 4 丁目 13 番	0.07
	5	西大沼中央公園	相模原市南区西大沼 3 丁目 5 番	0.13
	6	三ノ原公園	相模原市南区北里 1 丁目 8 番	0.14
	7	中丸公園	相模原市南区下溝 502 番	0.08
	8	薊ヶ谷公園	相模原市南区当麻 1123 番 1	0.11
	9	下中丸第 1 公園	相模原市南区下溝 602 番 14	0.02
	10	下中丸第 2 公園	相模原市南区下溝 759 番	0.09
	11	上中丸公園	相模原市南区下溝 320 番 2	0.07
	12	下溝西堀公園	相模原市南区下溝 957 番 15	0.01
	13	袋沢公園	相模原市南区下溝 2568 番 3	0.06
	14	下溝上谷公園	相模原市南区下溝 3403 番 6	0.06
	15	下溝みたけ公園	相模原市南区下溝 3415 番 2	0.07
	16	古山いちのせき公園	相模原市南区下溝 2572 番	0.04
	17	下溝十三ノ原公園	相模原市南区下溝 4307 番 3	0.01
	18	下庭第 1 公園	相模原市南区下溝 786 番	0.01
	19	下庭第 2 公園	相模原市南区下溝 889 番 2	0.03
	20	はの原第二公園	相模原市南区麻溝台 4 丁目 7 番	0.03
	21	新屋敷ふれあい公園	相模原市南区下溝 1964 番 6	0.02
	22	松原公園	相模原市南区双葉 1 番 13-42	0.02
	23	松原第 2 公園	相模原市南区双葉 1 番 13-44	0.02
	24	磯部若草公園	相模原市南区磯部 1493 番 2	0.02
	25	若草公園	相模原市南区相模台 6 丁目 20 番	0.1
	26	麻溝台公園	相模原市南区麻溝台 8 丁目 20 番	0.12
	27	相模台 5 丁目公園	相模原市南区相模台 5 丁目 12 番	0.03
	28	若草こばと公園	相模原市南区相模台 6 丁目 29 番	0.01
	29	若草ひばり公園	相模原市南区相模台 7 丁目 28 番	0.04
	30	相模台 4 丁目公園	相模原市南区相模台 4 丁目 14 番	0.07
	31	はの原公園	相模原市南区麻溝台 4 丁目 6 番	0.01
	32	相模台 5 丁目第 2 公園	相模原市南区相模台 5 丁目 12 番	0.03
	33	新磯野 2 丁目公園	相模原市南区新磯野 2 丁目 11 番	0.04
	34	南台 6 丁目公園	相模原市南区南台 6 丁目 3 番	0.18
	35	相模台南公園	相模原市南区相模台 3 丁目 8 番	0.03
	36	麻溝台 8 丁目公園	相模原市南区麻溝台 8 丁目 25 番	0.01
	37	相模台ライラック公園	相模原市南区相模台 3 丁目 5 番	0.1
	38	桜台公園	相模原市南区桜台 13 番	0.04
	39	麻溝台 2 丁目公園	相模原市南区麻溝台 2 丁目 9 番	0.02
	40	麻溝台 5 丁目公園	相模原市南区麻溝台 5 丁目 14 番	0.01
	41	北里 2 丁目地球人公園	相模原市南区北里 2 丁目 20 番	0.01
	42	新磯野南公園	相模原市南区新磯野 5 丁目 11 番	0.12
	43	新磯野西公園	相模原市南区新磯野 4 丁目 2 番	0.25
	44	相武台団地中央公園	相模原市南区相武台団地 2 丁目 1 番	0.37
	45	相武台団地第 2 公園	相模原市南区相武台団地 1 丁目 5 番	0.19
	46	相武台団地第 3 公園	相模原市南区相武台団地 1 丁目 7 番	0.17

表 2.2-16(2) 主な公園・緑地

公園区分	番号	公園名	所在地	面積(ha)
近隣公園	1	下溝古山公園	相模原市南区下溝2348番1	2.23
	2	相模台公園	相模原市南区桜台21番1	1.3
特殊公園	1	道保川公園	相模原市中央区上溝1359番	7.71
総合公園	1	相模原麻溝公園	相模原市南区麻溝台2317番1	26.1
	2	相模原公園	相模原市南区下溝3277番	26.0
墓園	1	峰山霊園	相模原市南区磯部4573番2	12.3
歴史公園	1	勝坂歴史公園	相模原市南区磯部4863番	6.47
	2	史跡勝坂遺跡公園	相模原市南区磯部1780番ほか	1.99
緑地	1	相模原中央緑地(木もれびの森)	相模原市南区大野台8丁目	73.0

注) 表中の番号は、図 2.2-15 中の番号に対応する。

出典:「地区別公園一覧」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「県立都市公園一覧」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

(5) 住宅の分布

調査区域における住宅の分布状況は、前掲図 2.2-3 (p.2-60) に示すとおりである。

対象事業実施区域には、住宅地や市街地等の建物用地が存在している。

また、対象事業実施区域の東側及び西側に建物用地が存在しており、東側の建物用地は対象事業実施区域に隣接している。

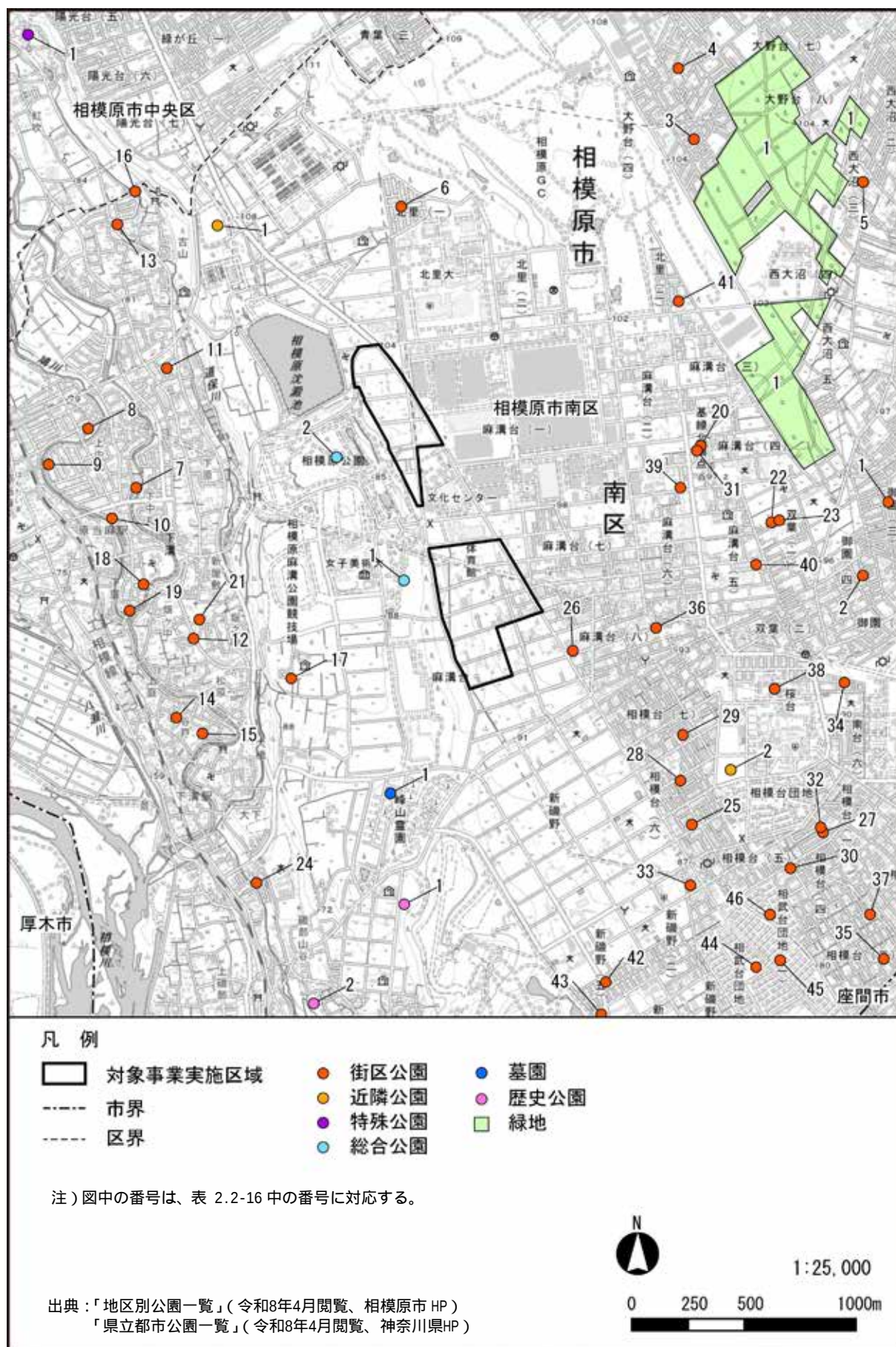


図 2.2-15 主な公園緑地の状況

2.2.6 環境関連の社会資本の状況

(1) 上水道、下水道の普及状況

調査対象地域における令和6年度の上水道の普及状況は、表 2.2-17 に示すとおりであり、相模原市の上水道の普及率は 100.0%となっている。

調査対象地域における令和6年度の下水道の普及状況は、表 2.2-18 に示すとおりであり、相模原市の下水道の普及率は 97.6%となっている。

なお、対象事業実施区域は下水道整備区域となっている。

表 2.2-17 上水道の普及状況（令和6年度）

区分	行政区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (人口比%)
相模原市	722,148	718,808	100.0
厚木市	223,014	222,005	99.7
座間市	131,893	131,268	99.5

注) 行政区域内人口は、令和2年国勢調査確定値を基準人口とした令和7年4月1日現在の推計人口である。

出典：「令和6年度 神奈川県の水道」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

表 2.2-18 下水道の普及状況（令和6年度）

区分	行政人口 (千人)	下水道全体計 画区画面積 (ha)	下水道法事業 計画区画面積 (ha)	処理区域人口 (千人)	処理区域 面積 (ha)	下水道処理 人口普及率 (%)
相模原市	715.2	10,170	8,363	698.0	7,811	97.6
厚木市	222.9	5,527	3,626	200.4	3,459	89.9
座間市	131.3	1,373	1,316	127.9	1,228	97.4

注) 令和6年度末の値である。

出典：「令和7年度 神奈川県の下水道事業」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

(2) 廃棄物処理施設の分布状況

1) 一般廃棄物処理施設の状況

調査区域における一般廃棄物処理施設の状況は、表 2.2-19 及び図 2.2-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、南清掃工場、相模原市南部粗大ごみ受入施設及びシゲンジャーパーク（一般廃棄物最終処分場）が存在する。

表 2.2-19 一般廃棄物処理施設の状況

施設区分	番号	施設名	所在地
一般廃棄物処理施設	1	南清掃工場	相模原市南区麻溝台 1524-1
	2	相模原市南部粗大ごみ受入施設	相模原市南区麻溝台 1524-1
一般廃棄物最終処分場	3	シゲンジャーパーク(一般廃棄物最終処分場)	相模原市南区麻溝台 3412-2 外地内

注) 表中の番号は、図 2.2-16 中の番号に対応する。

出典：「清掃・ごみ」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

2) 産業廃棄物処理施設の状況

調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は、表 2.2-20 及び図 2.2-16 に示すとおりである。

相模原市長の許可を得ている産業廃棄物処理業者（令和7年8月1日現在）は、中間処理業者40社となっている。

対象事業実施区域には、株式会社大空リサイクルセンターが所有する施設が存在する。また、対象事業実施区域の周辺には、株式会社エニックス及び株式会社日環が所有する施設が存在する。

表 2.2-20 産業廃棄物処理施設の状況

施設区分	番号	施設所有者名	所在地
産業廃棄物処理施設	4	株式会社エニックス	相模原市南区新磯野 251-2
	5	株式会社大空リサイクルセンター	相模原市南区麻溝台 3120
	6	株式会社日環	相模原市南区麻溝台 1-13-10

注) 表中の番号は、図 2.2-16 中の番号に対応する。

出典：「許可業者一覧名簿」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「産業廃棄物処理業者名簿」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

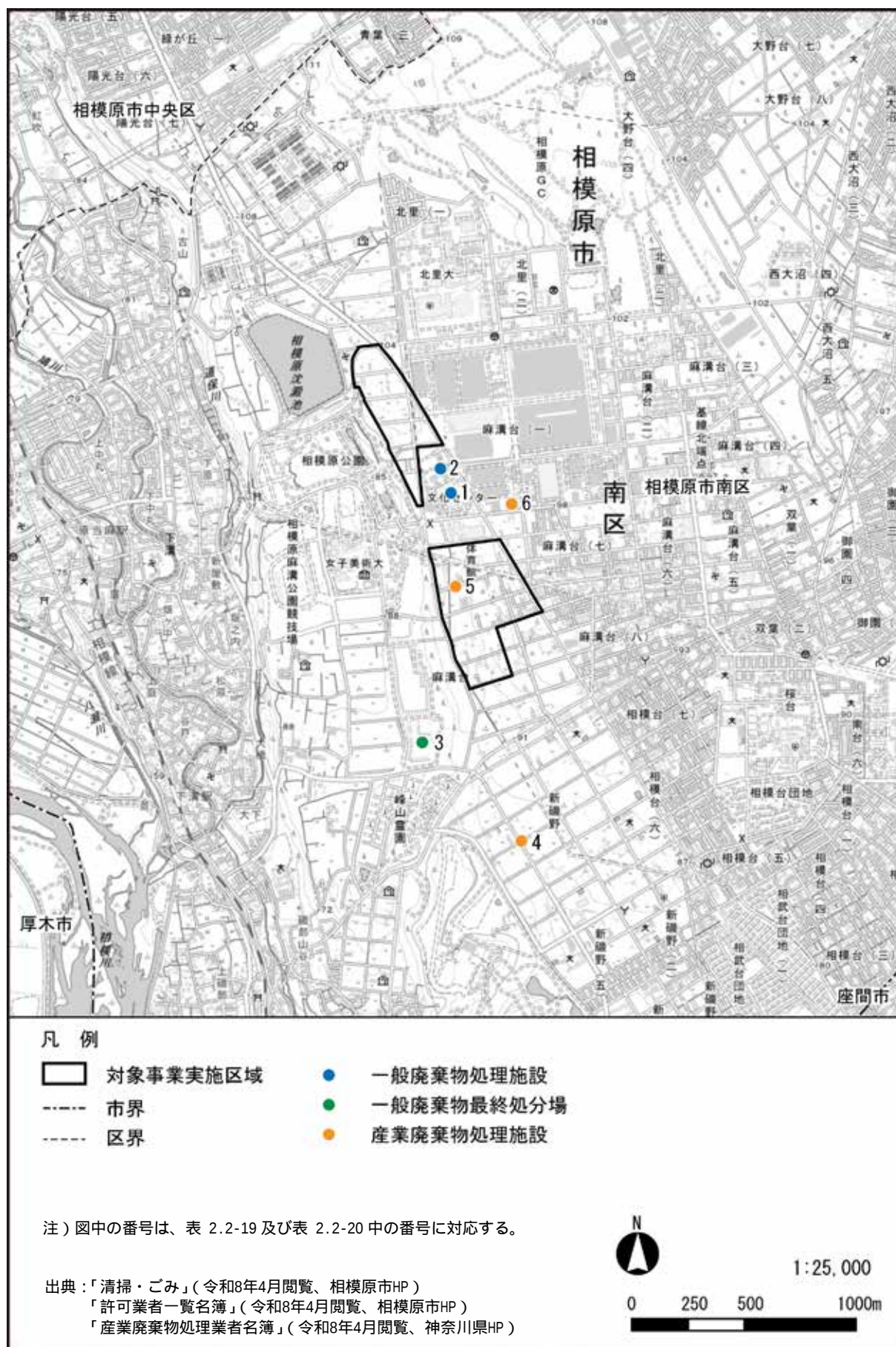


図 2.2-16 廃棄物処理施設の状況

3) 自動車リサイクル法に基づく関連事業者の状況

調査区域における自動車リサイクル法（「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号））に基づく関連事業者の状況は表 2.2-21 及び図 2.2-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、株式会社カネハル（引取業者）、有限会社サガミ 786（解体業者、引取業者及びフロン回収業者）及び株式会社城山解体（解体業者、引取業者及びフロン回収業者）が存在する。

表 2.2-21 自動車リサイクル法関連登録・許可業者の状況

区分	番号	業者名	所在地
解体業者	1	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	2	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	3	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	4	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1
引取業者	5	有限会社 CAR 工房	相模原市南区下溝 3054-1
	6	神奈川スバル株式会社 相模原南店	相模原市南区麻溝台 8-11-14
	7	神奈川スバル株式会社カースポット相模原南	相模原市南区麻溝台 8-12-25
	8	有限会社金子モータース	相模原市南区新磯野 2360-1
	9	株式会社カネハル	相模原市南区麻溝台 1435-1
	10	有限会社久保田自動車	相模原市南区新磯野 1960-2
	11	ケーユー相模原西店	相模原市南区下溝 309-1
	12	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	13	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	14	有限会社高安自動車商会	相模原市南区大野台 4-14-26
	15	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	16	日産神奈川販売株式会社 麻溝台店	相模原市南区麻溝台 8-21-19
	17	日産神奈川販売株式会社 北里店	相模原市南区麻溝台 1-4-2
	18	有限会社パンジャープ	相模原市南区双葉 1-11-19
	19	有限会社プライムトレーディング	相模原市南区新磯野 335
	20	有限会社北欧モーターカーズ	相模原市南区新磯野 2308-1
	21	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1
	22	有限会社ムラトミ	相模原市南区新磯野 5-43
	23	ヤマグチオートサービス	相模原市南区磯部 1409-1
	24	有限会社上南オートサービス	相模原市中央区緑が丘 1-40-27
フロン回収業者	25	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	26	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	27	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	28	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1

注）表中の番号は、図 2.2-17 中の番号に対応する。

出典：「自動車リサイクル法関係」（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

「自動車リサイクル法関連事業者一覧」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

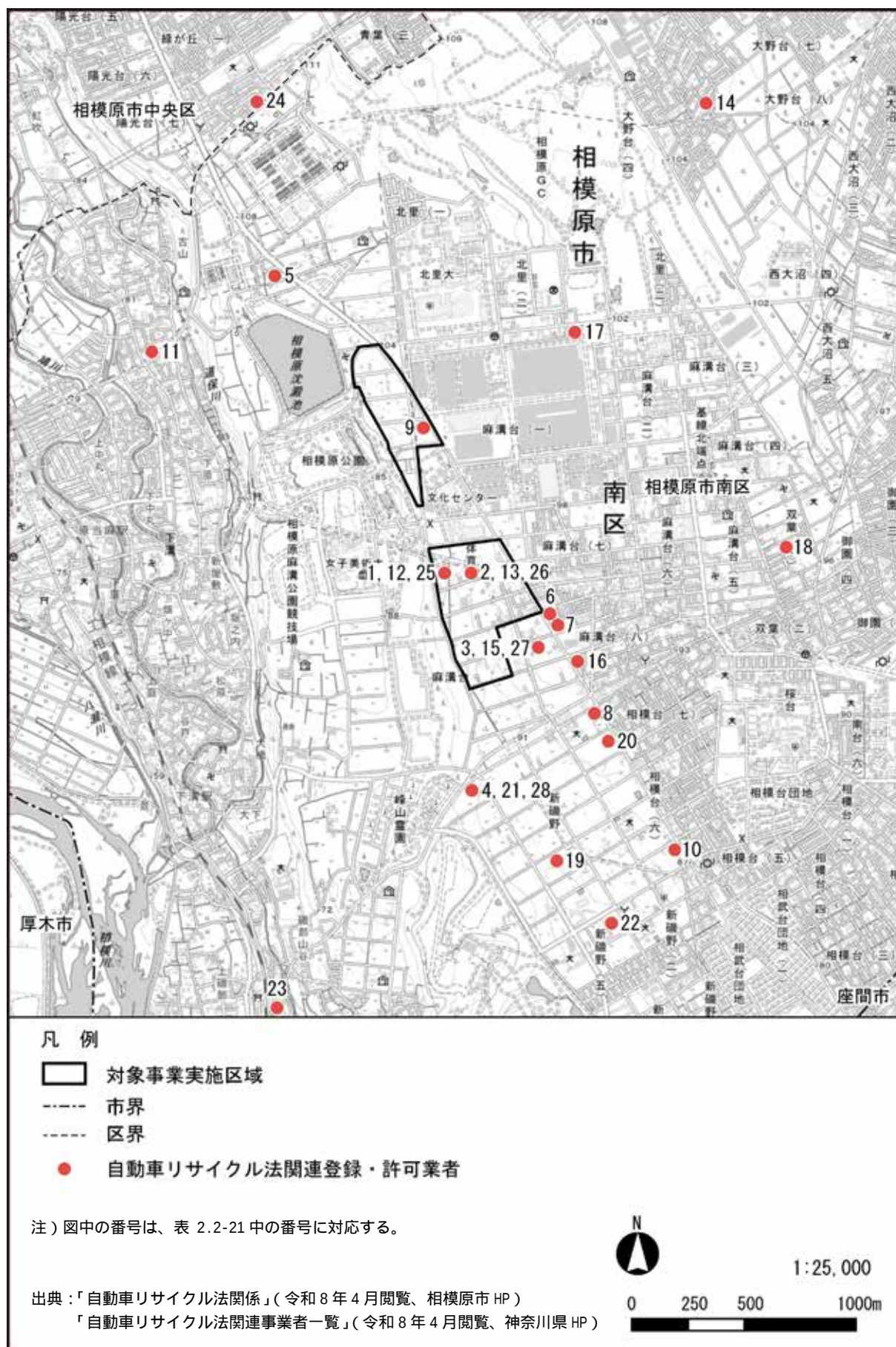


図 2.2-17 自動車リサイクル法関連登録・許可業者の状況

2.2.7 文化財等の状況

(1) 文化財の分布

調査区域における文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物等）の状況は、表 2.2-22 及び図 2.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い文化財は、相模野基線北端点であり、対象事業実施区域の東側約 0.9 km に位置している。

表 2.2-22 文化財の状況

地域	種別	番号	名称	所在地	指定・登録年月日
相模原市	国指定史跡	1	勝坂遺跡	相模原市南区磯部1780 ほか	昭和49年7月2日
	市指定有形文化財 （彫刻）	2	木造不動明王坐像	相模原市南区下溝1479 下溝八幡宮	平成13年4月1日
		3	木造不動明王坐像	相模原市南区磯部1388 磯部八幡宮	平成13年4月1日
	市指定有形文化財 （古文書）	4	相模野基線北端点	相模原市南区麻溝台 4-2099-2	平成13年4月1日
	市登録天然記念物 （植物）	5	勝坂の照葉樹林	相模原市南区磯部1856 史跡勝坂遺跡公園内	平成13年4月1日
	市登録天然記念物 （動物）	6	勝坂のホトケドジョウ	相模原市南区磯部1859 ほか	平成15年4月1日
	市登録有形文化財 （建造物）	7	福田家の長屋門	相模原市南区下溝1980	平成14年4月1日
		8	畑地かんがい用水東西 分水工	相模原市南区大野台 4-2784-3	平成15年4月1日
		9	畑地かんがい用水大野 支線	相模原市南区大野台7- 2600-3の一部、2602-3の 一部、2603-4の一部、 2603-6の一部、2604-3の 一部、2609-2の一部、 2610-3の一部、2610-4の 一部、2611-2の一部、 2612-2の一部（木もれび の森内）	平成15年4月1日
	市登録史跡 （その他の遺跡）	10	上磯部の土塁	相模原市南区磯部90-1の 一部、91の一部、92-1の 一部	平成14年4月1日
	市登録有形民俗文化財 （風俗慣習用具）	11	下溝古山の徳本念仏塔	相模原市南区下溝2534	平成16年4月1日

注）表中の番号は、図 2.2-18中の番号に対応する。

出典：「さがみはらの文化財一覧」（令和8年4月閲覧、相模原市HP）

(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布

調査対象地域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 2.2-23 に、調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図 2.2-18 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 2.2-23 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	遺跡数（箇所）
相模原市	545
厚木市	94
座間市	72

出典：「埋蔵文化財包蔵地」（令和8年4月閲覧、相模原市HP）

「全国文化財総覧」（令和8年4月閲覧、奈良文化財研究所HP）

「埋蔵文化財包蔵地」（令和8年4月閲覧、座間市HP）

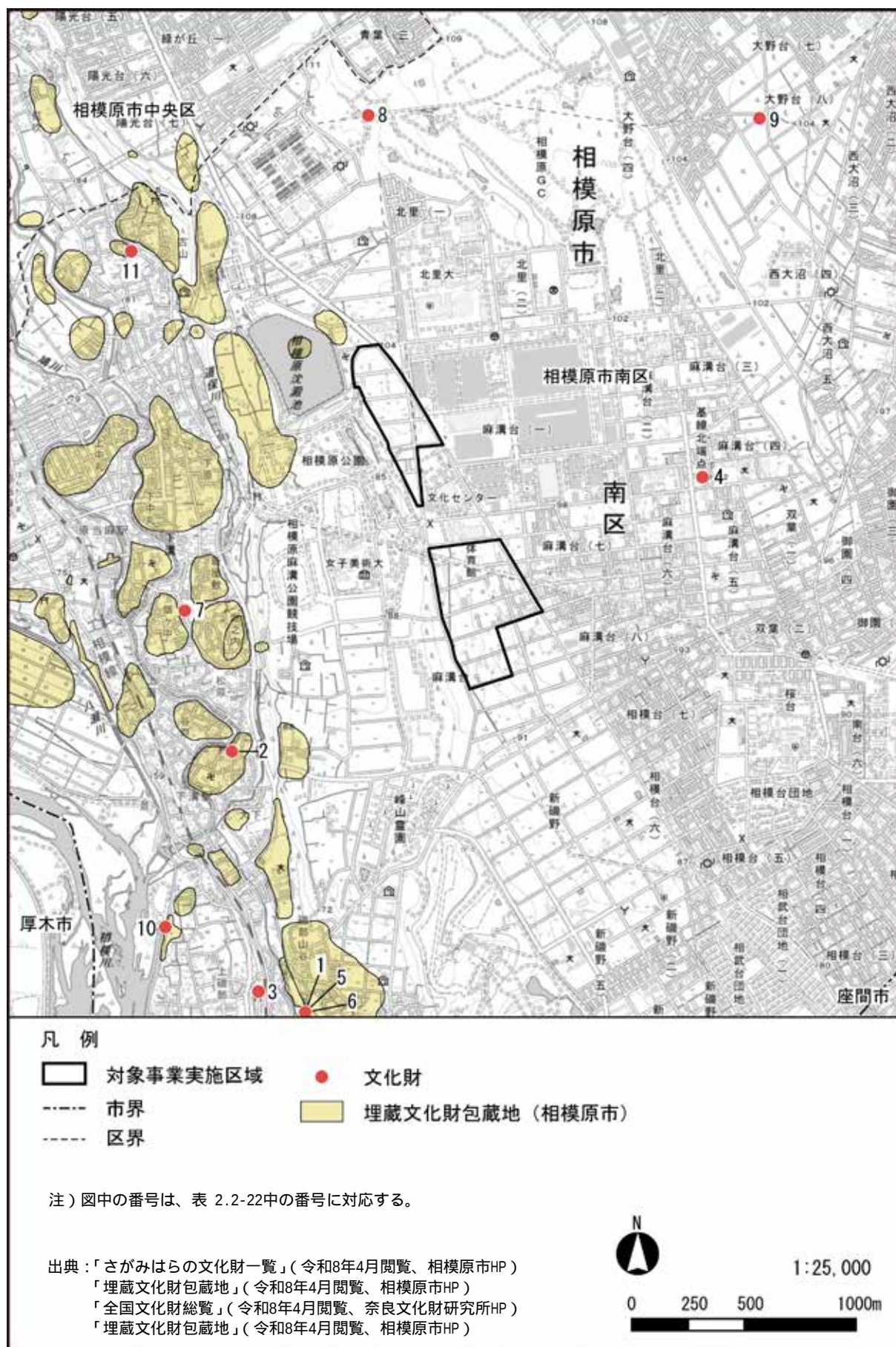


図 2.2-18 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

2.2.8 公害等の状況

(1) 大気汚染

対象事業実施区域の最寄りの大気汚染常時監視測定局である相模原市相模台（一般環境大気測定局）の位置は、図 2.2-19 に示すとおりである。

相模原市相模台の過去 5 年間(令和 2 年度～令和 6 年度)における環境基準の達成状況は、表 2.2-24 に示すとおりであり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 2.2-24(1) 大気汚染に係る環境基準の達成状況（令和 2 年度～令和 6 年度）

測定項目		測定年度					環境基準
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が 0.06ppm 以下であること。
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.024	0.023	0.022	0.023	0.031	
	環境基準の達成状況	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値 (mg/m ³)	0.014	0.012	0.013	0.013	0.012	<長期的評価> 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	
	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	
	環境基準 (短期的評価) の達成状況	○	○	○	○	○	<短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	0.041	0.030	0.032	0.031	0.033	
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無	無	無	無	無	無	
	環境基準 (長期的評価) の達成状況	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値 (μg/m ³)	7.7	7.0	8.6	8.6	9.1	<長期的評価> 年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。
	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	22.2	17.9	18.5	19.3	22.7	
	長期基準に関する評価	○	○	○	○	○	<短期的評価> 1日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること。
	短期基準に関する評価	○	○	○	○	○	

表 2.2-24(2) 大気汚染に係る環境基準の達成状況（令和2年度～令和6年度）

測定項目		測定年度					環境基準
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値（ppm）	0.031	0.032	0.033	0.035	0.036	<短期的評価> 5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。
	昼間の日最高1時間値の最高値（ppm）	0.117	0.117	0.110	0.145	0.149	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（日）	59	65	73	82	109	
	環境基準の達成状況	×	×	×	×	×	
二酸化硫黄	年平均値（ppm）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値（年間2%除外値）が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	
	環境基準（短期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	
	日平均値の年間2%除外値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	<短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	
	環境基準（長期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	

注) 1: 環境基準の達成状況 ○: 達成 ×: 未達成

2: 環境基準の達成状況の評価方法は後掲表 2.2-44 (p.2-123) に示すとおりである。

3: 光化学オキシダントの環境基準は、令和8年1月30日に改定されているが、測定年度は令和2年度～令和6年度であるため改定前の環境基準を記載している。

出典: 「令和2年度～令和6年度 神奈川の大気汚染」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

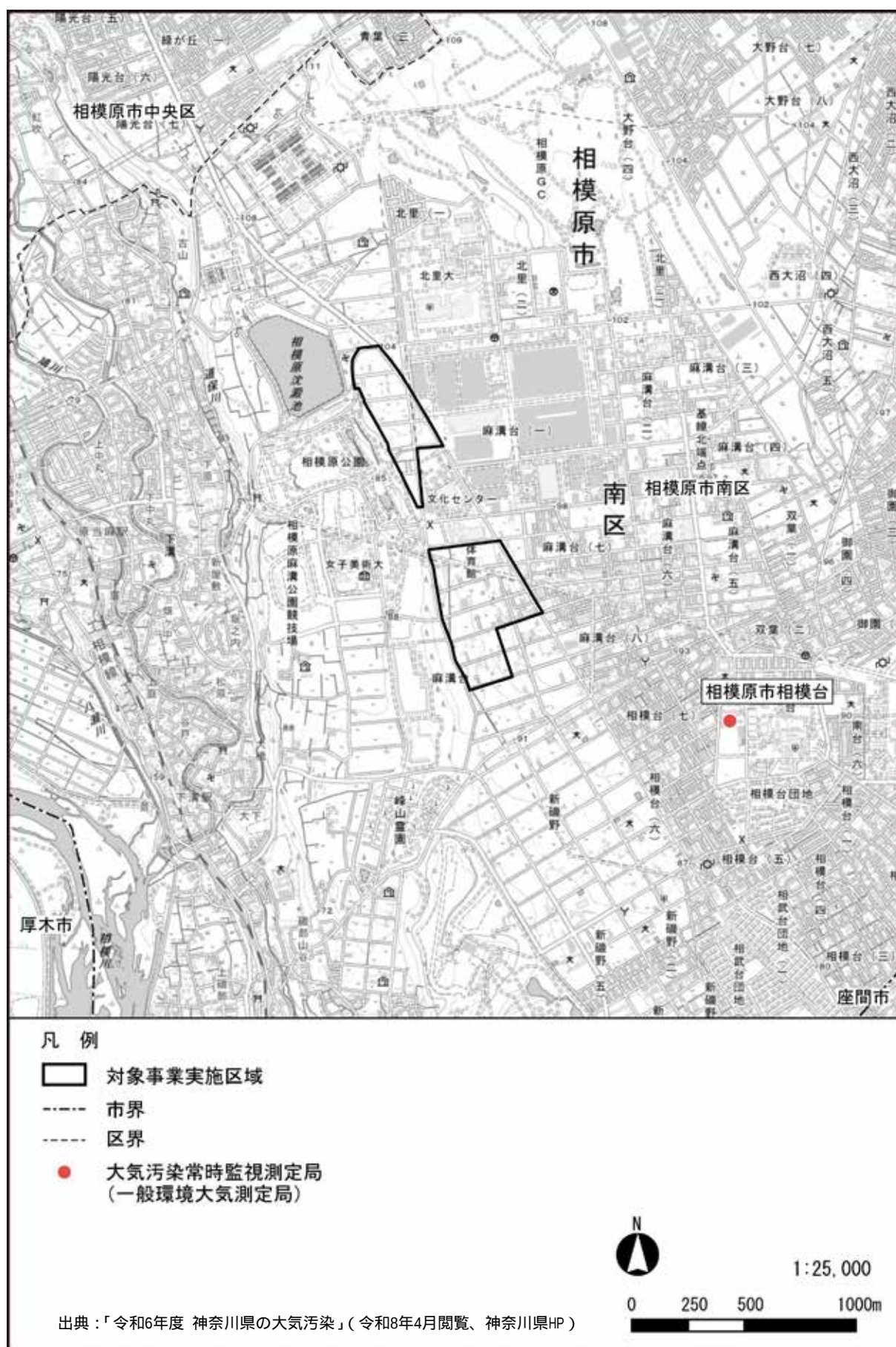


図 2.2-19 大気汚染常時監視測定局位置図

(2) 水質汚濁

調査区域における水質の測定結果は表 2.2-25～表 2.2-27 に、水質測定地点は図 2.2-20 に示すとおりである。

過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の測定結果は、鳩川（三段の滝）では令和 2 年度及び令和 3 年度の pH、令和 4 年度～令和 6 年度の大腸菌数が環境基準を達成していない。

姥川（天応院）及び道保川（泉橋）では令和 5 年度及び令和 6 年度の大腸菌数が環境基準を達成していない。

表 2.2-25 鳩川（三段の滝）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準（参考値） （河川A類型）
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
	トリクロロエタン	mg/L	0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
	チホルム	mg/L	<0.0005	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	4.5	4.1	4.0	3.8	3.9	10mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	4.5	4.0	3.9	3.7	3.9	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-
	ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8mg/L以下
	ほう素	mg/L	0.007	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	1mg/L以下
	1,4-ジオキサベン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.7	8.8	8.5	8.5	8.5	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.8（0.9）	0.6（0.8）	0.7（0.8）	0.5（0.5）	0.9（1.1）	2mg/L以下
	COD	mg/L	1.5（1.7）	1.7（1.7）	2.2（2.2）	1.6（1.8）	1.5（1.5）	-
	SS	mg/L	2	1	3	1	1	25mg/L以下
	DO	mg/L	11.9	12.9	10.8	11.6	11.4	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	560（960）	190（620）	210（520）	300CPU/100mL以下
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	全窒素	mg/L	4.6	4.3	4.2	3.9	4.1	-
	全燐	mg/L	0.024	0.021	0.030	0.025	0.031	-
	全亜鉛	mg/L	0.0041	0.003	0.004	0.008	0.006	0.03mg/L以下
	ノルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002mg/L以下
	LAS	mg/L	0.0003	<0.0006	0.0007	0.0006	0.0012	0.05mg/L以下

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 全シアンについては、年間の最大値

3: BOD 及び COD 欄中の () 内の数字は、日間平均値の75%値である。

4: 大腸菌数欄中の () 内の数字は、日間平均値の90%値である。

5: 不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

6: 調査地点に水域類型の指定はないが、参考として鳩川の環境基準（河川 A 類型）との比較を行った。

7: 網掛けは環境基準を達成していないことを示す。

出典: 「令和3年度～令和7年度 環境調査結果・規制等の状況（年度別まとめ）」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-26 姥川（天応院）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準（参考値） （河川A類型）
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	トリクロロフェノール	mg/L	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロフェノール	mg/L	0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
生活環境項目	pH	-	7.8	7.9	7.8	7.8	7.9	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.6（0.7）	0.5（0.7）	0.7（0.7）	0.5（0.6）	0.9（0.9）	2mg/L以下
	SS	mg/L	1	1	2	1	1	25mg/L以下
	DO	mg/L	10.6	10.8	10.4	10.2	10.4	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	55（82）	260（830）	440（1100）	300CPU/100mL以下
	全窒素	mg/L	4.2	4.1	3.7	3.7	4.0	-
	全磷	mg/L	0.028	0.028	0.028	0.032	0.029	-
	全亜鉛	mg/L	0.0063	0.005	0.004	0.011	0.009	0.03mg/L以下

注）1:「<」は、未満を示す。

2:全シアンについては、年間の最大値

3:BOD 欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値である。

4:大腸菌数欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の90%値である。

5:不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

6:調査地点に水域類型の指定はないが、参考として鳩川の環境基準（河川A類型）との比較を行った。

7:網掛けは環境基準を達成していないことを示す。

出典:「令和3年度～令和7年度 環境調査結果・規制等の状況（年度別まとめ）」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-27 道保川（泉橋）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準（参考値） （河川A類型）
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	トリクロロフェノール	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロフェノール	mg/L	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.0	8.1	8.0	7.9	8.0	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.5（0.6）	0.4（0.5）	0.6（0.6）	0.6（0.5）	0.7（0.8）	2mg/L以下
	SS	mg/L	4	3	6	4	5	25mg/L以下
	DO	mg/L	10.2	10.1	10.0	10.2	10.1	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	130（180）	270（650）	250（510）	300CPU/100mL以下
	全窒素	mg/L	5.1	4.9	4.7	4.5	5.0	-
	全磷	mg/L	0.030	0.033	0.052	0.044	0.036	-
	全亜鉛	mg/L	0.0038	0.002	0.001	0.009	0.004	0.03mg/L以下

注）1:「<」は、未満を示す。

2:全シアンについては、年間の最大値。

3:BOD 欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値である。

4:大腸菌数欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の90%値である。

5:不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

6:調査地点に水域類型の指定はないが、参考として鳩川の環境基準（河川A類型）との比較を行った。

7:網掛けは環境基準を達成していないことを示す。

出典:「令和3年度～令和7年度 環境調査結果・規制等の状況（年度別まとめ）」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)



図 2.2-20 水質測定地点図

調査区域における水質のダイオキシン類の測定結果は、表 2.2-28 に示すとおりであり、鳩川（三段の滝）における令和 4 年度～令和 6 年度の測定結果は環境基準を達成している。

表 2.2-28 ダイオキシン類測定結果[水質]（令和 4 年度～令和 6 年度）

区分	調査地点	採取日	ダイオキシン類	
			測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
河川	鳩川（三段の滝）	令和4年8月19日	0.072	1 以下
		令和5年8月22日	0.11	
		令和6年8月20日	0.073	

出典：「令和4年度～令和6年度 相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」
（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

(3) 水底の底質

調査区域における底質のダイオキシン類の測定結果は、表 2.2-29 に示すとおりであり、鳩川（三段の滝）における令和 4 年度～令和 6 年度の測定結果は環境基準を達成している。

表 2.2-29 ダイオキシン類測定結果[底質]（令和 4 年度～令和 6 年度）

区分	調査地点	採取日	底質中のダイオキシン類	
			測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川	鳩川（三段の滝）	令和4年8月19日	0.64	150 以下
		令和5年8月22日	1.20	
		令和6年8月20日	0.79	

出典：「令和4年度～令和6年度 相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」
（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

(4) 地下水の水質

調査区域における人の健康の保護に関する地下水の水質調査は、表 2.2-30 及び図 2.2-21 に示すとおり、令和元年度～令和 5 年度において定点調査 3 地点、メッシュ調査 10 地点で実施されている。

測定結果は表 2.2-31 及び表 2.2-32 に示すとおりであり、全ての項目で環境基準を達成している。

表 2.2-30 人の健康の保護に関する地下水の水質測定結果（令和元年度～令和 5 年度）

地域	定点調査		メッシュ調査	
	地点数	環境基準 非達成地点数	地点数	環境基準 非達成地点数
相模原市	3	0	9	0
厚木市	0	0	1	0

出典：「令和元年度～令和5年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-31 地下水水質測定地点（定点調査）

	定点番号	29	28	28	28	19	環境基準
	測定地点	相模原市 南区磯部	相模原市 南区磯部	相模原市 南区磯部	相模原市 南区磯部	相模原市 南区磯部	
	深度区分	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	
	用途区分	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
	測定年月	令和元年 10月	令和2年 10月	令和3年 10月	令和4年 10月	令和5年 10月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	4.8	5.7	4.6	5.7	4.3	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	18	16	19	14	13	-
	pH	7.4	7.1	7.0	7.0	7.2	5.8~8.6
	水温 ()	17.8	16.9	15.3	16.7	17.7	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	-

注)「<」は、未満を示す。

出典：「令和元年度～令和5年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

表 2.2-32(1) 地下水水質測定地点（メッシュ調査）

	メッシュ番号	2229	2332	2340	2310	2353	環境基準
	測定地点	相模原市 南区当麻	相模原市 南区麻溝台	相模原市 南区下溝	相模原市 南区磯部	相模原市 南区大野台	
	深度区分	浅井戸	深井戸	不明	浅井戸	深井戸	
	用途区分	生活用水	生活用水	生活用水	その他	一般飲用	
	測定年月	令和元年 10月	令和元年 10月	令和2年 10月	令和3年 10月	令和3年 10月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0005	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0004	0.0004	<0.0002	0.0004	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0009	0.0007	<0.0002	0.0011	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.8	4.7	2.7	7.0	4.3	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	0.09	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	0.8 以下
	ぼう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	21	26	22	22	26	-
	pH	7.2	7.0	7.1	7.0	7.1	5.8~8.6
	水温 ()	16.7	18	16.2	15.3	15.1	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	有色	無色	無色	-

表 2.2-32(2) 地下水水質測定地点（メッシュ調査）

	メッシュ番号	2320	2342	2239	2322	2219	環境基準
	測定地点	相模原市 南区下溝	相模原市 南区西大沼	相模原市 南区当麻	相模原市 南区桜台	厚木市 上依知	
	深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	不明	
	用途区分	一般飲用	工業用水	生活用水	営業用水	生活用水	
	測定年月	令和4年 10月	令和4年 10月	令和5年 10月	令和5年 10月	令和5年 10月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002	<0.0002	0.0005	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	0.031	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0004	0.0003	0.0004	0.0004	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0019	<0.0002	0.0006	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.6	4.1	6.5	5.2	5.1	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	27	25	28	26	30	-
	pH	6.9	7.1	6.9	7.0	6.7	5.8~8.6
	水温 ()	17.1	16.6	19.0	16.9	19.0	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	-

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 表中のメッシュ番号は、図 2.2-21 中の番号に対応する。

出典: 「令和元年度～令和5年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和8年4月閲覧、神奈川県 HP)

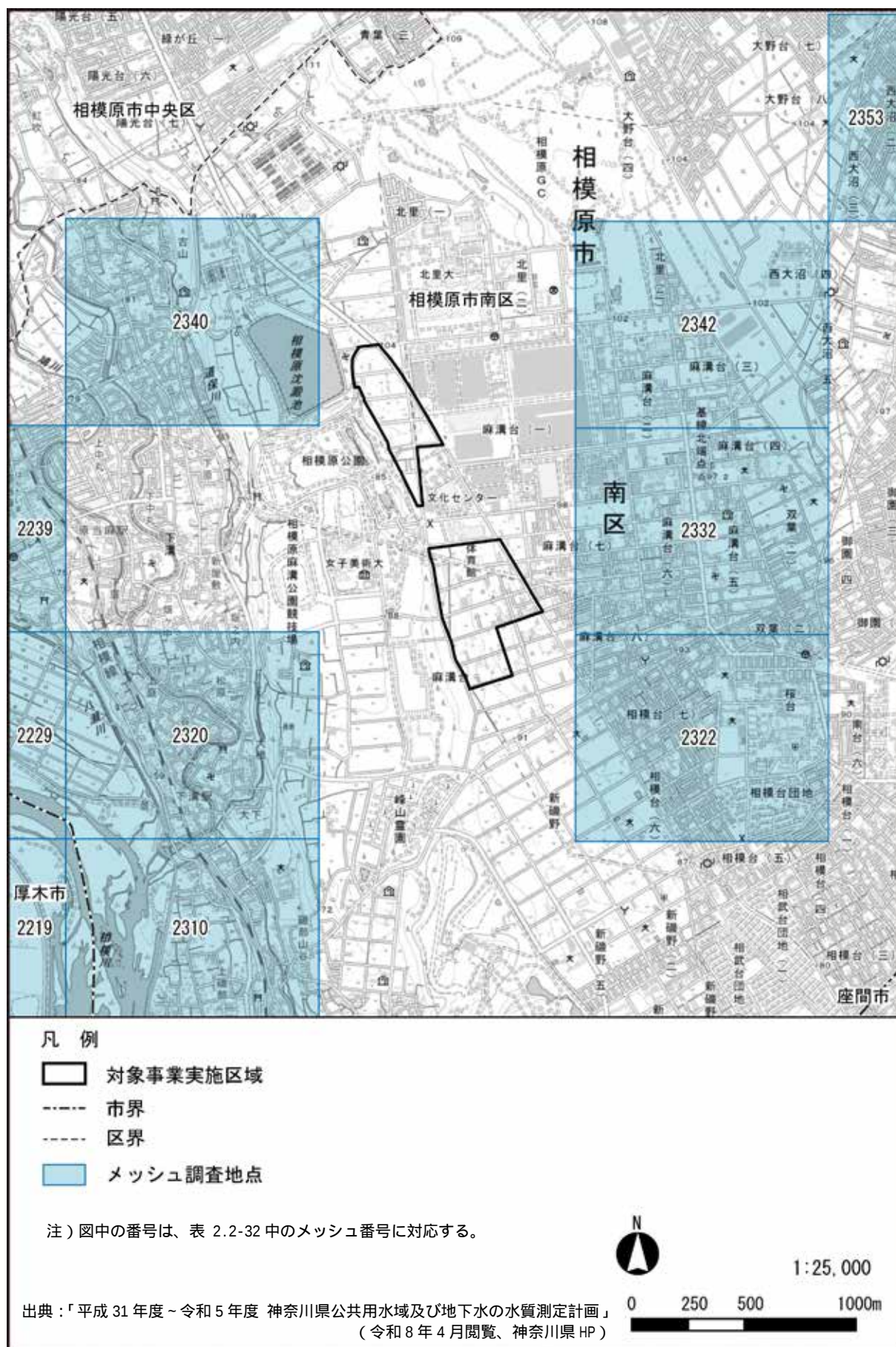


図 2.2-21 地下水水質測定地点図

調査区域における地下水のダイオキシン類の測定結果は、表 2.2-33 に示すとおりである。

調査区域では、令和 3 年度に相模原市南区桜台、令和 4 年度に相模原市南区新磯野において測定が行われており、測定結果は環境基準を達成している。

表 2.2-33 ダイオキシン類測定結果[地下水]

調査地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合	採取日
相模原市南区桜台	0.035	1 以下	○	令和3年8月25日
相模原市南区新磯野	0.039		○	令和4年8月22日

出典：「令和3年度～令和6年度 相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」
（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

(5) 土壌汚染

1) 土壌汚染対策法等に基づく区域

調査対象地域における「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定の状況は、相模原市においては令和 8 年 3 月 16 日現在、要措置区域が 2 区域、形質変更時要届出区域が 5 区域存在している。

さらに、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に基づき、土壌の汚染が認められた土地として、相模原市においては令和 6 年 3 月 15 日現在、4 区域が存在している。

このうち、調査区域においては、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌の汚染が認められた土地は存在しない。

なお、厚木市においては令和 7 年 12 月 23 日現在、要措置区域の指定は無く、形質変更時要届出区域が 2 区域存在している。また、座間市においては令和 8 年 2 月 17 日現在、形質変更時要届出区域が 1 区域存在している。

さらに、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壌の汚染が認められた土地として、厚木市においては令和 7 年 6 月 13 日現在、3 区域が存在している。

2) 土壌中のダイオキシン類

相模原市では土壌中のダイオキシン類の測定が、年度ごとに位置を変えて実施されており、調査区域では令和 3 年度に図 2.2-22 に示す桜台小学校において調査が行われている。測定結果は表 2.2-34 に示すとおりであり、土壌中のダイオキシン類に係る環境基準に適合しており、環境指標値も下回っている。

表 2.2-34 土壌中のダイオキシン類測定結果

地域	調査地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：不適合	環境指標値 (pg-TEQ/g)	採取日
相模原市南区	桜台小学校	2.2	1,000以下	○	250	令和3年8月25日

出典：「令和3年度 相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」
（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

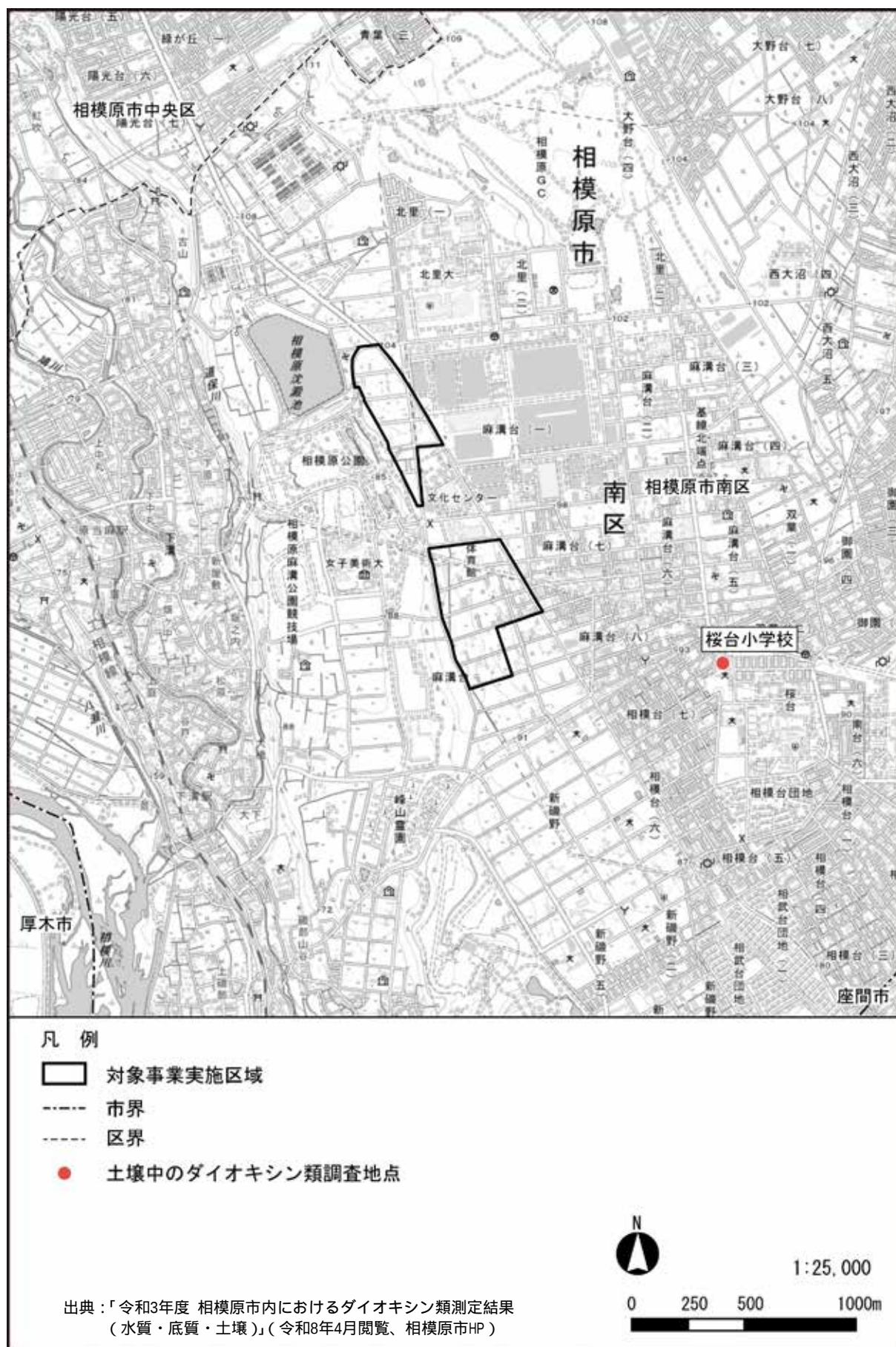


図 2.2-22 土壌中のダイオキシン類調査地点図

(6) 騒音

調査区域における令和3年度～令和6年度の「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音常時監視調査結果は、表 2.2-35 及び図 2.2-23 に示すとおりである。

各対象道路の評価対象住居等戸数のうち、昼・夜間とも環境基準値以下の割合は 88.7～98.7%であった。

表 2.2-35 自動車騒音の状況(令和3年度～令和6年度)

対象道路	調査年度	路線延長 (km)	評価対象 住居等 戸数 (戸)	評価結果(戸)(割合%)			
				昼・夜間とも 環境基準値以下	昼間のみ 環境基準値以下	夜間のみ 環境基準値以下	昼・夜間とも 環境基準値超過
相武台相模原線	R3	6.5	1,902	1,688 (88.7)	185 (9.7)	0 (0.0)	29 (1.5)
相模原茅ヶ崎線	R5	8.2	2,468	2,436 (98.7)	5 (0.2)	0 (0.0)	27 (1.1)
相模原町田線	R5	8.1	2,422	2,259 (93.3)	163 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
町田厚木線	R6	1.8	1,595	1,529 (95.9)	- (-)	- (-)	- (-)

出典：「平成30年度～令和3年度 自動車騒音常時監視測定結果」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「令和4年度～令和6年度 自動車騒音常時監視測定結果」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「令和6年度 座間市環境基本計画年次報告書(資料編)」(令和8年4月閲覧、座間市 HP)



図 2.2-23 自動車騒音の状況

なお、調査区域外ではあるが、航空機騒音を緑台小学校、ヘリコプター騒音を勝坂コミュニティセンターで測定している。測定場所は、図 2.2-24 に示すとおりである。

航空機騒音の状況は表 2.2-36 に示すとおりであり、令和 3 年度～令和 7 年度の航空機騒音は 72.6～97.1dB であった。

ヘリコプター騒音の状況は表 2.2-37 に示すとおりであり、令和 3 年度～令和 7 年度の最高音は 93.1dB、時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) は 47.6～62.5dB であった。

表 2.2-36 航空機騒音の状況（令和 3 年度～令和 7 年度）

測定場所	調査年度	各月の最高音 (dB)	測定回数	100dB以上の回数
緑台小学校	令和 3 年度	72.6～97.1	350	0
	令和 4 年度	74.8～90.0	331	0
	令和 5 年度	77.7～91.7	408	0
	令和 6 年度	77.2～90.6	425	0
	令和 7 年度	79.1～90.3	439	0

注) 測定回数は70dB 以上の音が5秒以上続いた回数である。

出典：「令和3年度～令和7年度 航空機騒音測定状況」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-37 ヘリコプター騒音の状況（令和 3 年度～令和 7 年度）

測定場所	調査年度	各月の 最高音 (dB)	測定 回数	1 日平均 測定回数	最多測定 回数	10 回以上 測定回数	各月の最高値 (L_{den})
勝坂コミュニティ センター	令和 3 年度	81.9～93.1	2,040	2.5～10.5	8～19	30	50.3～57.0
	令和 4 年度	80.5～90.9	1,710	2.2～7.0	4～14	9	47.6～56.6
	令和 5 年度	83.3～91.8	2,525	3.4～14.4	7～34	47	51.8～60.5
	令和 6 年度	84.0～90.6	3,940	8.2～13.6	15～24	90	55.1～62.5
	令和 7 年度	85.3～91.8	4,284	5.4～20.3	11～31	112	54.8～61.3

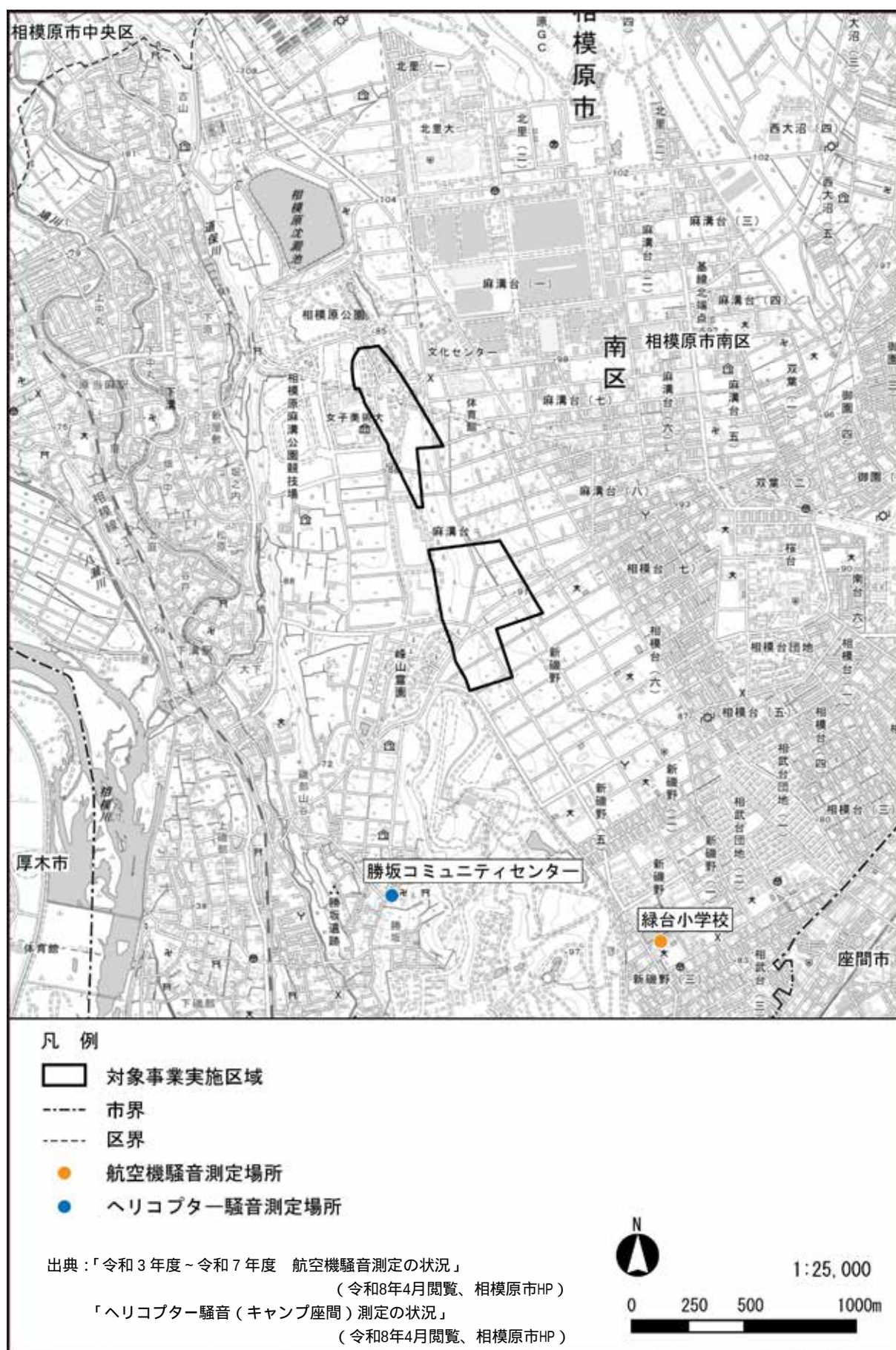
注) 1: 最高音、1日平均測定回数及び最多測定回数は1月あたりの測定値を示す。

2: 測定回数は65dB 以上の音が5秒以上続いた回数である。

3: L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル) とは、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和42年法律第110号)の指標として採用されている単位であり、ある場所における1日あたりの騒音の影響度を表すものである。

出典：「ヘリコプター騒音測定統計(キャンプ座間)」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

「航空機騒音評価指標の見直しについて 概要説明資料」(令和8年4月閲覧、国土交通省 HP)



(7) 超低周波音

調査区域において、超低周波音の定点調査は行われていない。

(8) 振動

調査区域において、振動の定点調査は行われていない。

(9) 悪臭

調査区域において、悪臭の定点調査は行われていない。

(10) 地盤沈下

調査区域及びその周辺における令和 7 年度の地下水位の調査結果は、表 2.2-38 に示すとおりである。

相模原市及び座間市には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づく指定地域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地下水採取規制地域の指定はない。厚木市には、「工業用水法」に基づく指定地域はないが、国道 129 号線、246 号線と相模川で囲まれた、厚木市南東部の区域が「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地下水採取規制地域として指定されている。

表 2.2-38 地下水位の調査結果(令和 7 年度)

調査地点	標高 (m)	測定値 (m)	地下水位 (m)
中央区上溝	85.9	9.29	76.6
中央区上溝(2)	82.8	9.11	73.7
南区大野台	106.1	21.68	84.4
南区大野台(2)	103.2	21.10	82.1
南区桜台	88.3	22.62	65.7
南区磯部	52.7	4.88	47.8

注) 1: 測定値とは、地盤から地下水面までの深さを示す。

2: 標高は概数である。

出典: 「令和7年度 地下水測定結果」(令和8年4月閲覧、相模原市 HP)

(11) 公害による苦情の内容

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表 2.2-39 に示すとおりである。

相模原市における令和 6 年度の公害苦情件数は、騒音が 95 件と最も多く、次いで大気汚染の 34 件であった。

厚木市における令和 5 年度の公害苦情件数は大気汚染が最も多く 49 件であった。

座間市における令和 6 年度の公害苦情件数は、騒音が最も多く 33 件であった。

表 2.2-39 公害苦情の発生状況件数

単位：件

項目		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
相模原市	R6年度	34	2	0	95	11	-	26	-	168
	R5年度	48	2	2	99	18	-	30	-	199
	R4年度	20	4	0	95	25	-	22	-	166
	R3年度	32	1	1	119	16	-	37	-	206
	R2年度	34	1	0	147	16	-	43	-	241
厚木市	R5年度	49	5	1	48	18	0	33	5	159
	R4年度	20	3	0	33	13	0	9	0	78
	R3年度	33	2	0	41	9	0	26	1	112
	R2年度	28	3	0	50	12	0	30	2	125
	R元年度	5	1	0	15	6	0	5	0	32
座間市	R6年度	11	0	0	33	7	0	4	0	55
	R5年度	4	0	0	36	9	0	8	0	57
	R4年度	1	0	0	30	4	0	11	0	46
	R3年度	3	0	0	30	7	0	15	1	56
	R2年度	6	0	0	15	9	0	7	1	38

注)「-」は、出典に記載がないことを示す。

出典：「令和3年度版～令和7年度版 規制・苦情の状況（令和2年度～令和6年度報告）」

（令和8年4月閲覧、相模原市 HP）

「令和2年版～令和6年版 統計あつぎ」（令和8年4月閲覧、厚木市 HP）

「座間市環境基本計画年次報告書（令和2年度～令和6年度報告）」（令和8年4月閲覧、座間市 HP）

2.2.9 地中障害物及び土壌汚染の状況

(1) 対象事業実施区域及びその周辺の状況

対象事業実施区域を含む麻溝台・新磯野地区では、平成 10 年度から平成 21 年度にかけて、地歴調査、地下レーダー調査、ボーリング調査により地中障害物の調査が行われている。調査の結果、麻溝台・新磯野地区の公益施設を除く面積（約 101ha）の約 64％にあたる土地（約 65ha）に土の入れ替えがあるものとされており、ボーリング調査の結果では、コンクリートガラや少量の金属片、ビニールの混入が確認されている。

また、平成 15 年度に行われた土壌・地下水汚染の調査では、対象事業実施区域の一部でシアンの土壌汚染及び相模原市内で広く検出されているトリクロロエチレンの地下水汚染が確認されている。

(2) 第一整備地区の状況

対象事業実施区域に隣接する第一整備地区では、平成 26 年に事業計画及び都市計画の決定がなされ、平成 29 年に工事着手したが、平成 31 年（令和元年）までに大量の地中障害物が発出したことで、事業を一時中断した経緯がある。

発出した地中障害物の種類は、主にコンクリートガラ、アスファルトガラ、金属くず、ビニール片等であり、発出量は一時中断時点で 57,900m³であった。発出した地中障害物は、分別を行い、産業廃棄物や廃棄物混じり土として処理され、一部は再生材（セメント原料）として活用されている。

対象事業実施区域及び隣接する第一整備地区の地中障害物に係る経緯は表 2.2-40 に、地中障害物の状況は表 2.2-41 に示すとおりである。

表 2.2-40 第一整備地区の地中障害物に係る経緯

年	内容
～平成 21 年	・麻溝台・新磯野地区全体を対象に空中写真、地下レーダー調査、ボーリング調査等による調査を実施
平成 25 年	・「環境影響評価法」及び「神奈川県環境影響評価条例」の手続きを廃止（当初は麻溝台・新磯野地区全体（約 148ha）での土地区画整理事業が予定されていたため、環境影響評価法・神奈川県環境影響評価条例の対象事業であったが、第一整備地区の先行事業化に伴い、要件を満たさなくなったため） ・第一整備地区の先行事業化が決定
平成 26 年	・事業計画の決定 ・都市計画の決定
平成 28 年	・地中障害物の調査を実施 ・地中障害物の取扱方針を策定 ・民間事業者との包括委託契約の締結
平成 29 年	・土地区画整理事業工事着手
平成 31 年 令和元年	・大量の地中障害物の発出に伴い、事業一時停止
令和 4 年	・事業計画の見直しを行い事業再開

出典：「相模原市環境影響評価審査会（令和 7 年度第 3 回）資料 1 麻溝台・新磯野第一整備地区に係る地中障害物について」（令和 8 年 1 月）

表 2.2-41 第一整備地区の地中障害物の状況

区分	内容
種類	主にコンクリートガラ、アスファルトガラ、金属くず、ビニール片等
発出量	57,900m ³ （分別が必要な廃棄物混じり土等） 造成工事と合わせて地山まで掘り起こし
処理方法	分別を行い、産業廃棄物、土と混ざった混合廃棄物として処理、一部は再生材（セメント原料）として活用

出典：「相模原市環境影響評価審査会（令和 7 年度第 3 回）資料 1 麻溝台・新磯野第一整備地区に係る地中障害物について」（令和 8 年 1 月）

2.2.10 災害の状況

(1) 災害による被害の発生状況

相模原市及び厚木市における令和元年～令和 6 年の災害による被害の発生状況は、表 2.2-42 に示すとおりである。

(2) 法指定危険区域

調査区域における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく指定危険区域は図 2.2-25 に示すとおりである。

調査区域には、法指定危険区域として砂防指定地の指定があるが、対象事業実施区域に指定地はない。

(3) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域等は、図 2.2-26 に示すとおりである。

調査区域には、土砂災害特別警戒区域が点在するほか、土砂災害警戒区域の指定区域が分布しており、対象事業実施区域にもこれらの指定区域が存在している。

(4) 浸水想定区域

相模原市では「洪水ハザードマップ」の中で「浸水想定区域」が公表されている。

調査区域における浸水想定区域は、図 2.2-27 に示すとおりであり、対象事業実施区域は浸水想定区域に該当しない。

表 2.2-42 災害による被害の発生状況件数（令和元年～令和6年）

地域	発生期間	被害状況	
相模原市	令和元年9月8日～9日	台風	軽傷1、一部破損3、停電3,500世帯、避難準備・高齢者等避難開始131,632世帯294,565名【市内全域】
	令和元年10月11日～10月13日	台風	死者8、重傷1、軽傷2、住家全壊23、住家半壊48、一部破損128、床上浸水20、床下浸水51、非住家被害157、がけ崩れ216、停電3,959世帯、避難準備・高齢者等避難開始131,632世帯294,565名【市内全域】 避難勧告131,632世帯294,565名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）、避難指示（緊急）83,308世帯185,195名（土砂災害、河川氾濫）
	令和2年4月18日	大雨	がけ崩れ1
	令和2年6月6日	大雨	床上浸水1
	令和2年7月26日	大雨	がけ崩れ1
	令和2年8月31日	大雨	軽傷1、公共施設被害2、床上浸水1、停電4,260世帯
	令和2年9月5日～9月7日	大雨	停電130世帯
	令和2年10月10日	台風	がけ崩れ、停電210世帯
	令和3年2月13日	地震	福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】 停電約21,470世帯
	令和3年8月14日～8月17日	大雨	がけ崩れ1 避難指示143,468世帯284,149名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）
	令和3年9月18日～9月19日	台風	床上浸水1
	令和3年12月1日	大雨	停電約380世帯
	令和4年3月16日	地震	福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】 停電約37,600世帯
	令和4年7月16日～17日	大雨	避難指示20,229世帯42,819名 【市内全域（土砂災害警戒区域内のみ）】
	令和4年9月19日～20日	台風	停電2,880世帯
	令和4年9月23日～24日	台風	がけ崩れ1、停電10世帯未満
	令和5年6月2日～3日	大雨	がけ崩れ9、道路冠水1、停電約760世帯
	令和6年8月16日	地震	神奈川県西部を震源とする地震【市内最大震度4】 公共施設被害2
	令和6年8月29日～9月2日	台風	床上浸水1、床下浸水3、道路被害（陥没、洗掘、路肩崩落等）14 停電290世帯 高齢者等避難8,512世帯17,113名 【緑区（土砂災害警戒区域内のみ）】 避難指示11,335世帯22,677名 【市内全域（土砂災害警戒区域内のみ）】
	令和6年11月2日	大雨	住家一部損傷1、非住家半壊1
厚木市	令和元年10月25日	台風	護岸破損4箇所、斜面崩落6箇所
	令和3年7月1日～3日	豪雨	護岸破損3箇所、土砂崩れ22箇所
	令和3年8月15日	豪雨	護岸破損2箇所、土砂崩れ9箇所

注）「座間市地域防災計画」（令和8年3月、座間市防災会議）には災害記録が掲載されていないため、相模原市及び厚木市を整理した。

出典：「相模原市地域防災計画」（令和7年5月修正、相模原市）

「厚木市地域防災計画」（令和5年3月、厚木市）

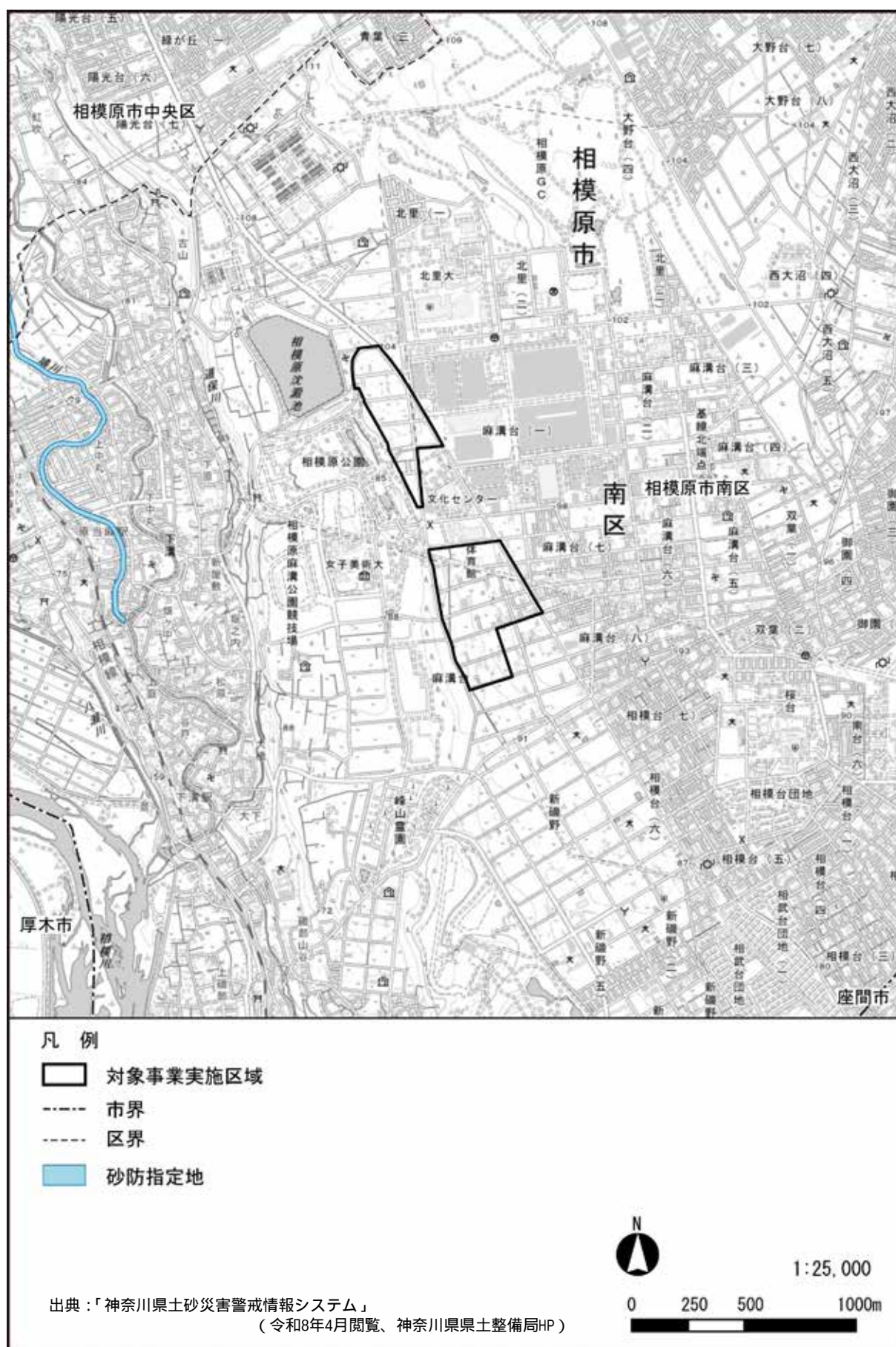


図 2.2-25 法指定危険区域の指定状況

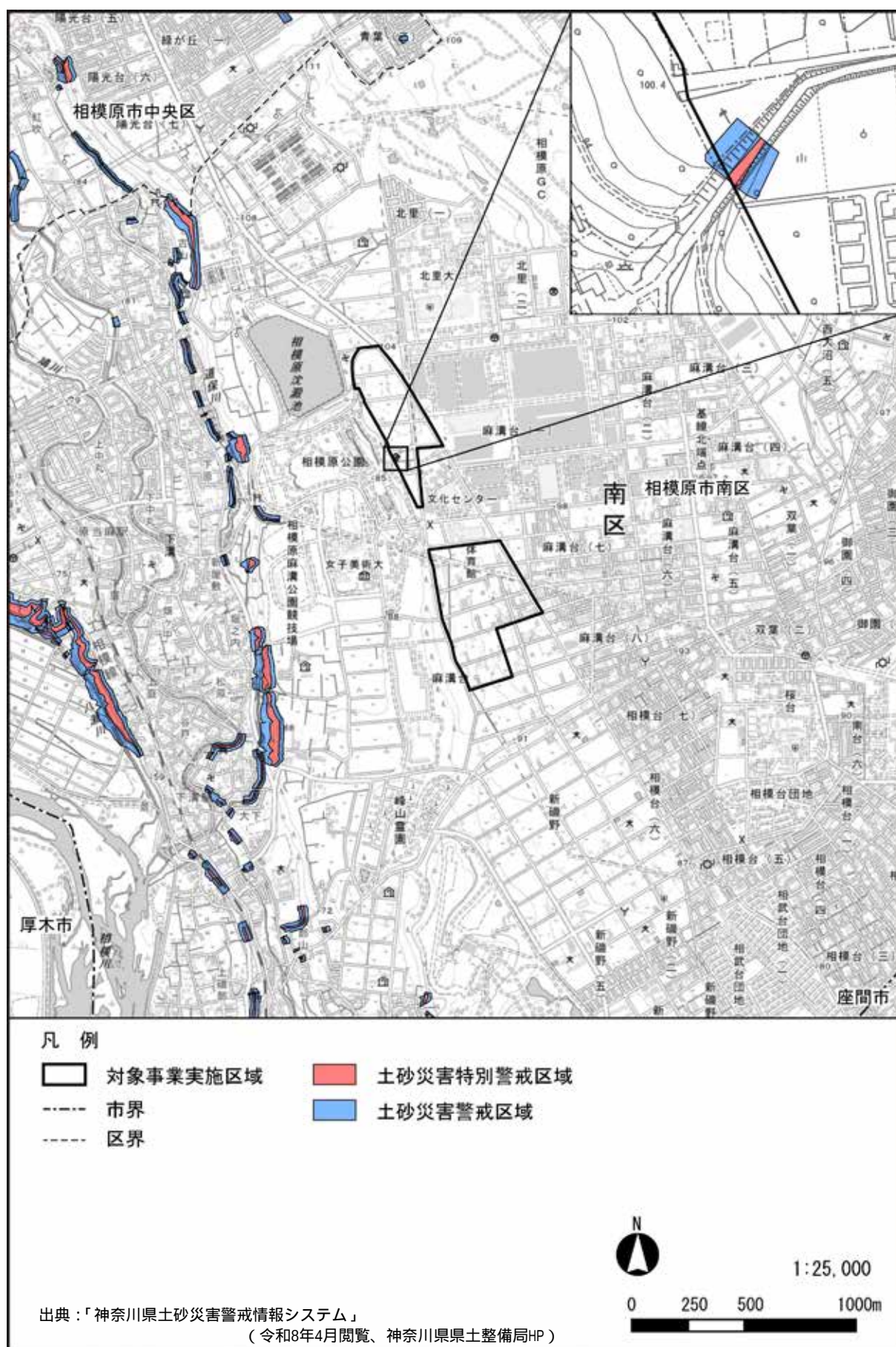


図 2.2-26 土砂災害警戒区域等の指定状況

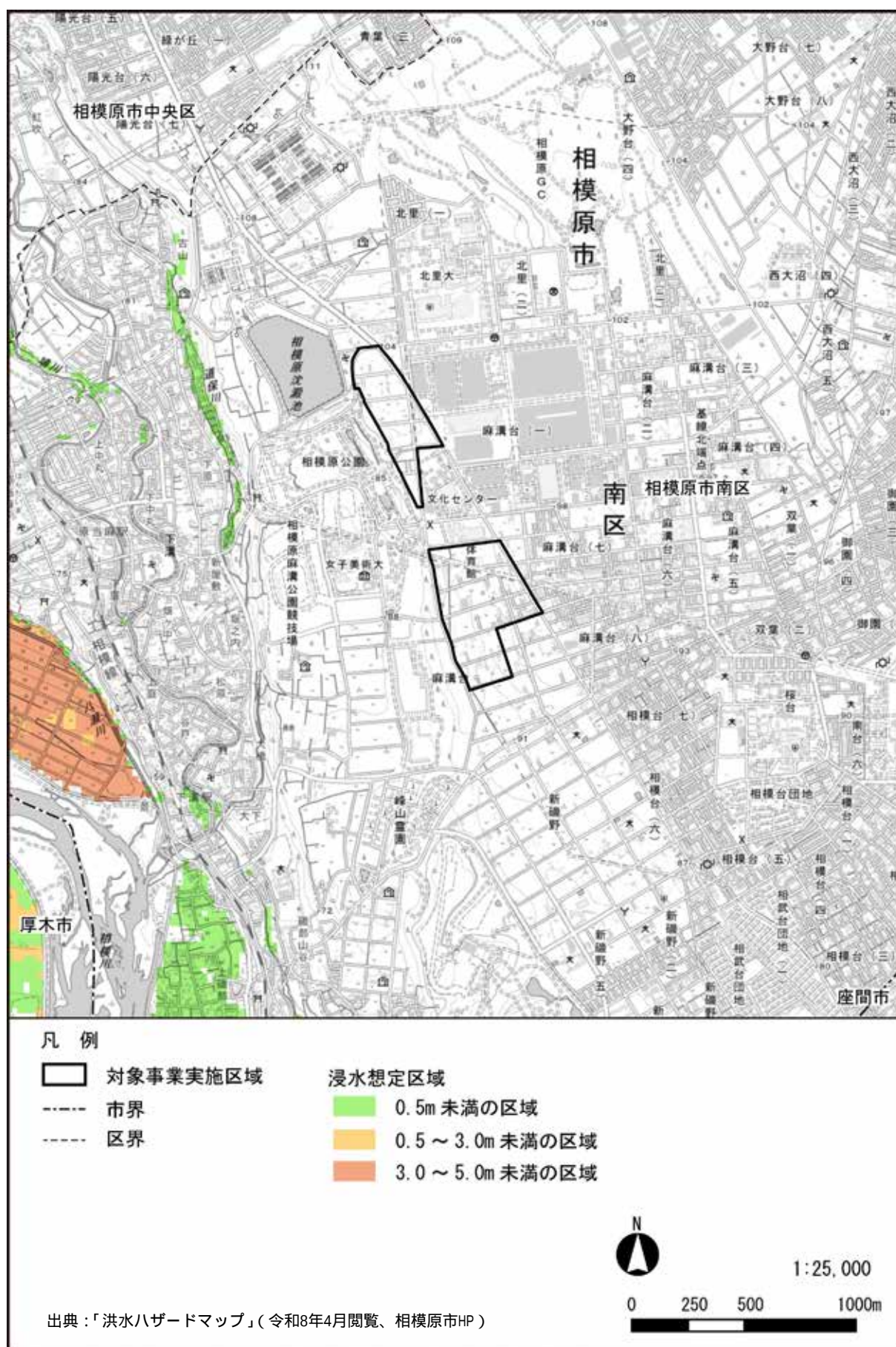


図 2.2-27 洪水時の浸水想定区域図

2.2.11 法令等の状況

(1) 環境関連法令等

本事業と関連のある環境関連法令等は、表 2.2-43 に示すとおりである。

表 2.2-43(1) 環境関連法令等

項目	関連法令等	指定・規制の内容	規制基準等	図番号
環境一般	相模原市環境影響評価条例	環境影響評価手続の実施	-	-
公害防止	大気汚染	環境基本法	大気汚染に係る環境基準 表 2.2-44 表 2.2-45	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-46
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	粉じんに関する規制基準	表 2.2-47
	騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準	表 2.2-48
		騒音規制法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	表 2.2-49
			特定工場等に係る騒音の規制基準	表 2.2-50
			自動車騒音の限度	表 2.2-52
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所に係る騒音の規制基準	表 2.2-51
	振動	振動規制法	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	表 2.2-53
			特定工場等に係る振動の規制基準	表 2.2-54
			道路交通振動の限度	表 2.2-56
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所に係る振動の規制基準	表 2.2-55
	悪臭	悪臭防止法	臭気指数の規制基準	表 2.2-57
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	悪臭に関する規制基準	表 2.2-58
	水質汚濁	環境基本法	水質汚濁に係る環境基準 表 2.2-59 表 2.2-60	図 2.2-34
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-61
		水質汚濁防止法	水質汚濁の防止に関する排水基準	表 2.2-62
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	水質汚濁の防止に関する規制基準	表 2.2-63
	土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準	表 2.2-64
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-65
		土壌汚染対策法	区域の指定に係る基準 一定規模以上の土地の形質変更時の届出等	表 2.2-66
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	土壌の汚染状態の基準 特定有害物質使用地、特定有害物質使用事業所、ダイオキシン類管理対象地、ダイオキシン類管理対象事業所に関する規制	表 2.2-67

表 2.2-43(2) 環境関連法令等

項目	関連法令等	指定・規制の内容	規制基準等	図番号
自然環境保全	生物多様性基本法	生物多様性地域戦略の推進	-	-
	水とみどりの基本計画改訂版・生物多様性さがみはら戦略		-	-
	自然公園法	国立公園、国定公園の指定	-	-
	神奈川県立自然公園条例	神奈川県立自然公園の指定	-	-
	自然環境保全法	自然環境保全地域、県自然環境保全地域等の指定	-	-
	自然環境保全条例（神奈川県）		-	-
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定	表 2.2-68 表 2.2-69	図 2.2-35
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の指定	表 2.2-70 表 2.2-71	図 2.2-36
	森林法	保安林の指定	-	-
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進	-	-
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理方法等	-	-
	資源の有効な利用の促進に関する法律	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	-	-
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材の再資源化等の促進	-	-
	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例	廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の推進	-	-
景観	都市計画法	風致地区の指定	-	-
	景観法	景観計画の区域の指定等	-	-
	相模原市景観条例			
	相模原市景観計画			
文化財	文化財保護法	文化財の指定等	表 2.2-22 表 2.2-23	図 2.2-18
	神奈川県文化財保護条例			
	相模原市文化財の保存及び活用に関する条例			

(2) 地域指定及び規制の状況

1) 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 2.2-44～表 2.2-45 に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて定められている。

表 2.2-44 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値（年間2%除外値）が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	-	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%に相当する値（年間98%値）が0.06ppm以下であること。
光化学 オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	日最高8時間値の年間99%値が0.07ppm以下であること。	日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

- 備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）
「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について」（令和8年環境省告示第8号）

表 2.2-45 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示4号）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.2-46 に示すとおり定められている。

表 2.2-46 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

備考：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」においては、事業所等において排出する粉じんに関する規制基準として、表 2.2-47 に示すとおり講ずるべき措置が定められている。

表 2.2-47 県条例に基づく粉じんに関する規制基準

事業所等において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。 1. 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。 2. 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。 3. 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。 4. 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。 5. 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年神奈川県規則第113号）

2) 騒音

騒音に関する環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、さらに道路に面する地域には別途基準が定められている。図 2.2-28 に示すとおり騒音に係る環境基準及び「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域」に基づき、表 2.2-48 に示すとおり用途地域に応じた環境基準が適用される。

表 2.2-48 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	該当なし	50以下	40以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60以下	50以下

道路に面する地域

地域の類型	基準値（dB）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
A地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）	70（45）以下	65（40）以下

注）1：時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで

2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

3：「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域」（平成11年神奈川県告示第312号）

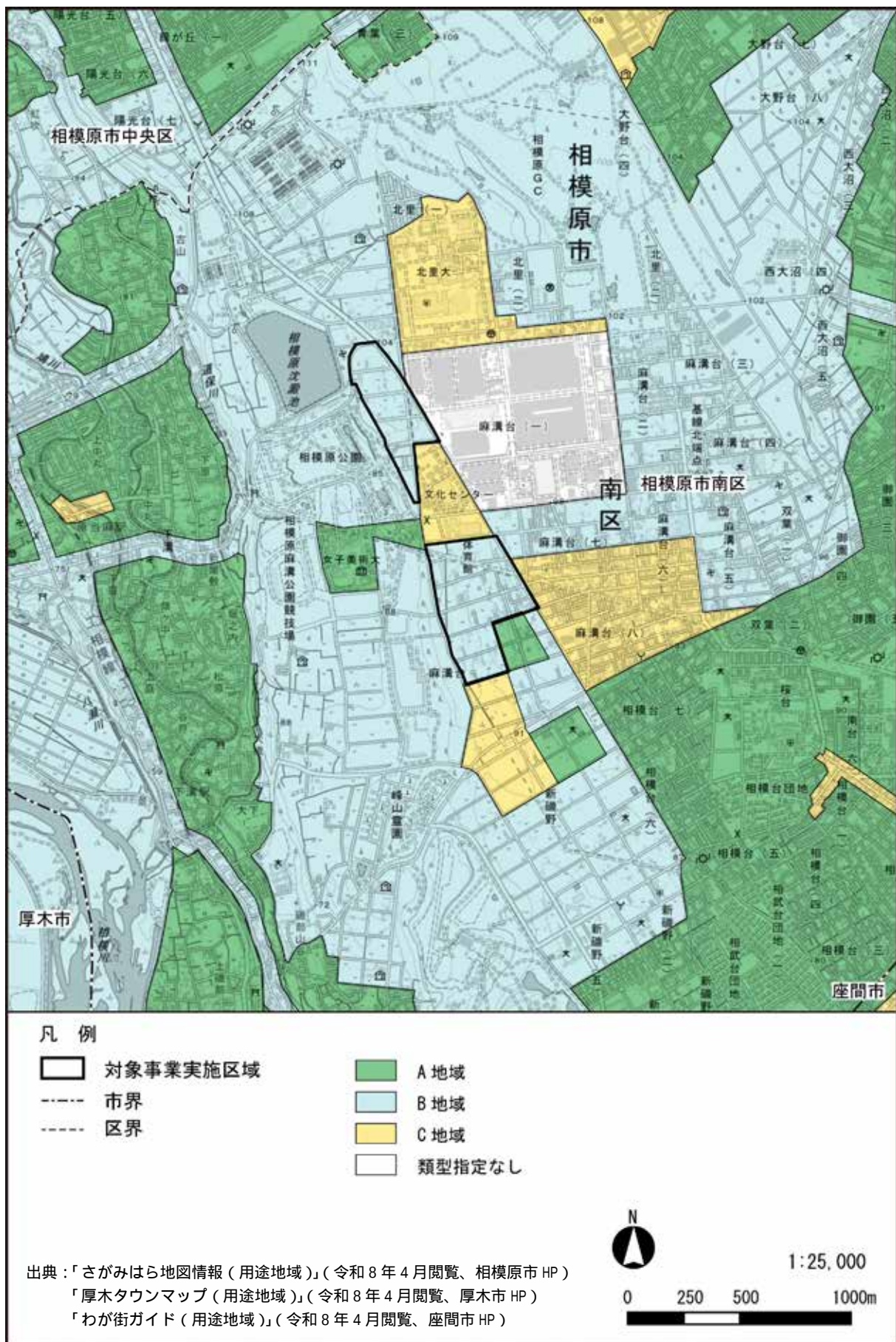


図 2.2-28 騒音に係る環境基準の類型指定状況

「騒音規制法」に基づく、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)は、表2.2-49に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が適用される。

なお、対象事業実施区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「騒音規制法」に基づく指定地域ではないため、特定建設作業に伴う騒音に関する規制は適用されない。

表 2.2-49 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	1号、2号	85dB
作業時間	1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間
	2号	14時間
作業日数	1号、2号	連続して6日を超えないこと
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 特定建設作業は、以下に掲げる作業とする。

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

2: 区域の区分は以下に示すとおりである。

1号区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域

2号区域: 工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)

「特定建設作業(法律)」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

対象事業実施区域の特定工場等に対しては、図 2.2-29 に示すとおり「騒音規制法」に基づき、その敷地境界において表 2.2-50 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

表 2.2-50 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午後8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地 域、田園住居地域	50以下	45以下	40以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55以下	50以下	45以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65以下	60以下	50以下
工業地域	70以下	65以下	55以下
その他の地域	55以下	50以下	45以下

注)「特定工場等」は、特定施設を設置している工場又は事業場を指し、以下に掲げる施設とする。

1	金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二・五キロワット以上のものに限る。）
		ロ 製管機械
		ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）
		ヘ セン断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
		ト 鍛造機
		チ ワイヤフォーミングマシン
		リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。）
		ヌ タンブラー
		ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）
		ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー
		ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
		ハ 碎木機
		ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
		ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
		ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	成樹脂用射出成形機	
11	型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等」（昭和49年5月10日神奈川県告示第430号）

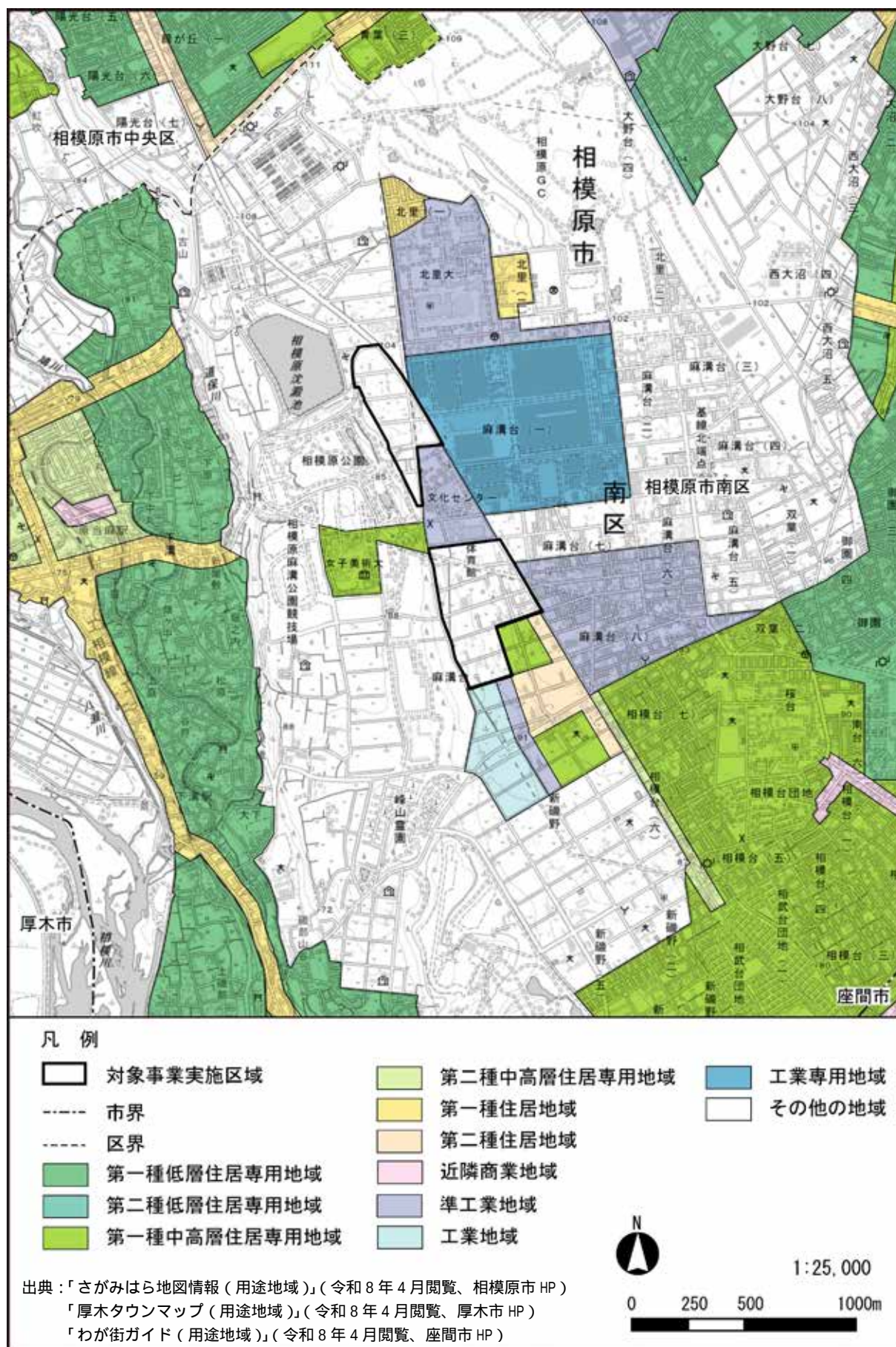


図 2.2-29 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の地域指定状況

対象事業実施区域の事業所に対しては、図 2.2-30 に示すとおり「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界において表 2.2-51 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

表 2.2-51 県条例に基づく事業所に係る騒音の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 及び 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50以下	45以下	40以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55以下	50以下	45以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下	50以下
工業地域	70以下	65以下	55以下
工業専用地域	75以下	75以下	65以下
その他の地域	55以下	50以下	45以下

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年神奈川県規則第113号)

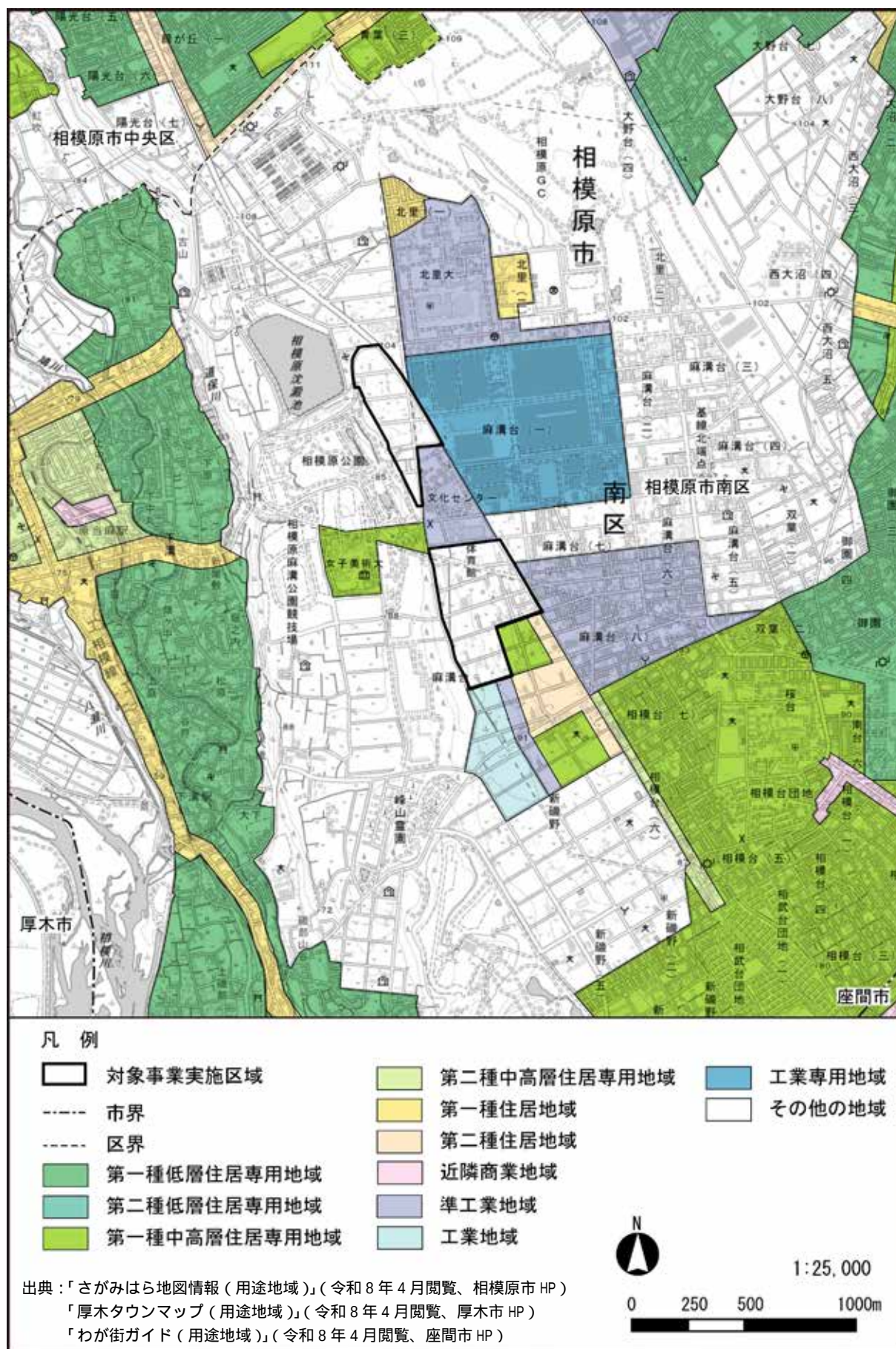


図 2.2-30 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所において発生する騒音の規制基準の地域指定状況

対象事業実施区域の自動車騒音に対して、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に基づき、表 2.2-52 に示す地域の区分に応じた自動車騒音の限度が適用される。

なお、対象事業実施区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「騒音規制法」に基づく指定地域ではないため、自動車騒音の限度に関する規制は適用されない。

表 2.2-52 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく自動車騒音の限度

地域の区分	時間帯	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dBを超えないこと	55dBを超えないこと
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dBを超えないこと	65dBを超えないこと
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dBを超えないこと	70dBを超えないこと

注) 地域の区分は以下のとおり。

a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域」(平成12年神奈川県告示第250号)

3) 振動

振動に環境基準は設定されていない。

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準」は、表2.2-53に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準が適用される。

なお、対象事業実施区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく指定地域ではないため、特定建設作業に伴う振動に関する規制は適用されない。

表 2.2-53 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	1号、2号	75dB
作業時間	1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間
	2号	14時間
作業日数	1号、2号	連続して6日を超えないこと
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 特定建設作業は、以下に掲げる作業とする。

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

2: 区域の区分は以下に示すとおりである。

- 1号区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域
- 2号区域: 工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域

出典: 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「特定建設作業(法律)」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

対象事業実施区域の特定工場等に対しては、図 2.2-31 に示すとおり「振動規制法」に基づき、その敷地境界において表 2.2-54 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

表 2.2-54 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60以下	55以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65以下	55以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下
工業地域	70以下	60以下
その他の地域	65以下	55以下

注)「特定工場等」は、特定施設を設置している工場又は事業場を指し、以下に掲げる施設とする。

1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ 機械プレス
		ハ せん断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）
		ニ 鍛造機
		ホ ワイヤフォーマー（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー
		ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）

「振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準」（昭和52年神奈川県告示第701号）

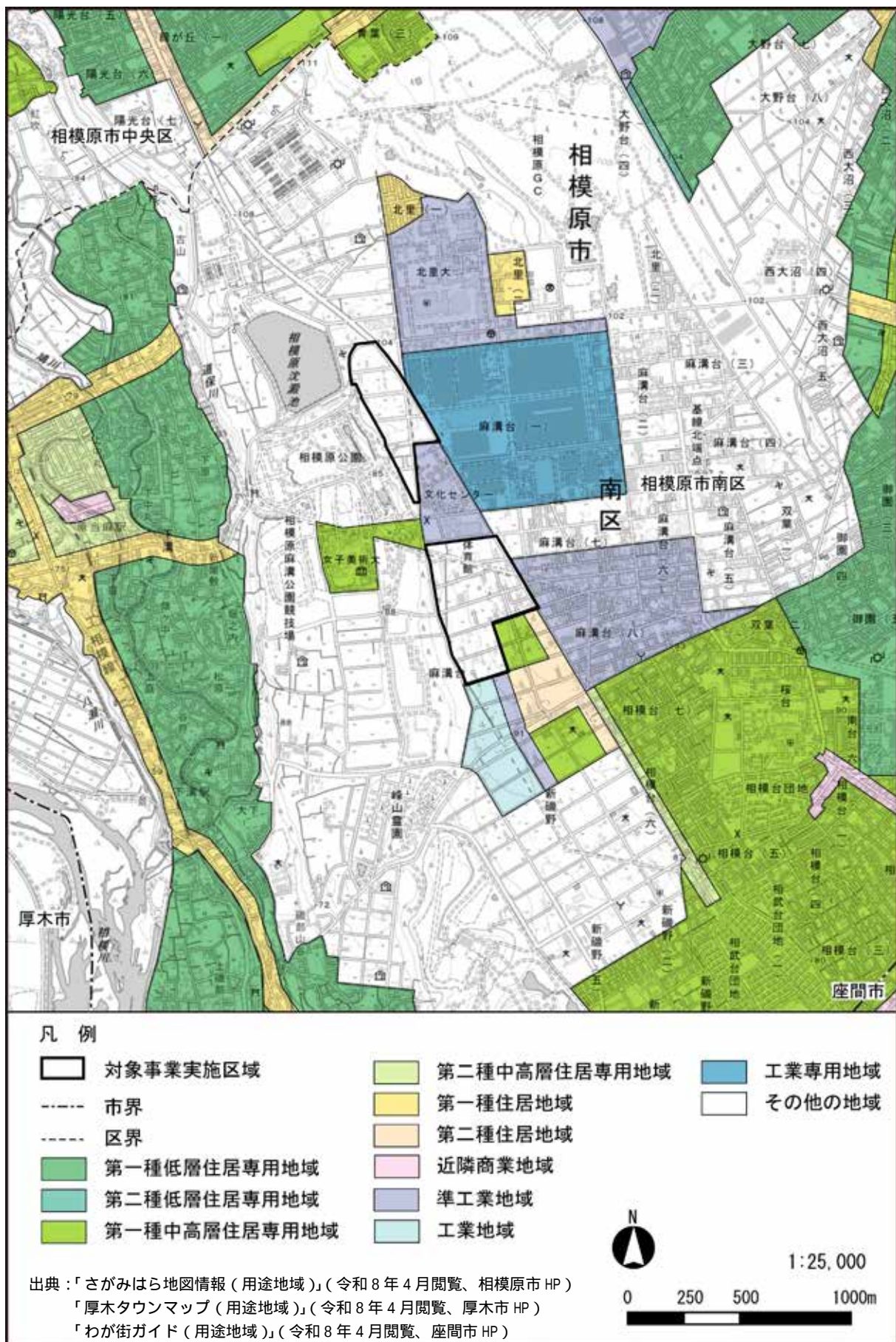


図 2.2-31 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の地域指定状況

対象事業実施区域の事業所に対しては、図 2.2-32 に示すとおり「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界において表 2.2-55 に示す用途地域の区分に応じた振動の規制基準が適用される。

表 2.2-55 県条例に基づく事業所に係る振動の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60以下	55以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65以下	55以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下
工業地域	70以下	60以下
工業専用地域	70以下	65以下
その他の地域	65以下	55以下

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年神奈川県規則第113号)

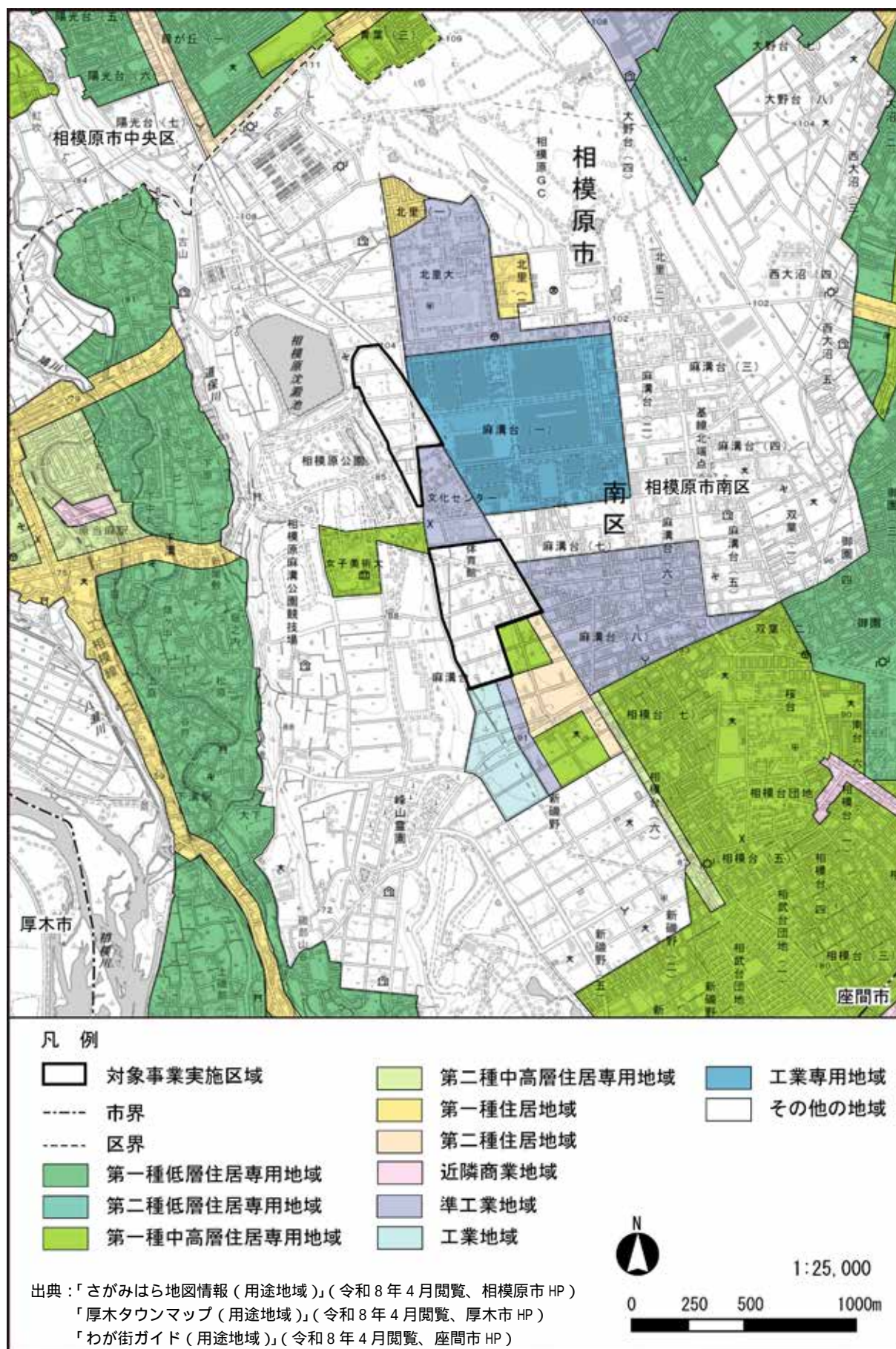


図 2.2-32 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所において発生する振動の規制基準の地域指定状況

対象事業実施区域の道路交通振動に対して、「振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」に基づき、表 2.2-56 に示す地域の区分に応じた道路交通振動の限度が適用される。

なお、対象事業実施区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「振動規制法」に基づく指定地域ではないため、道路交通振動の限度に関する規制は適用されない。

表 2.2-56 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度

地域の区分	時間帯	
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第一種区域	65dBを超えないこと	55dBを超えないこと
第二種区域	70dBを超えないこと	65dBを超えないこと

注) 地域の区分は以下のとおり。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」(昭和52年10月1日
神奈川県告示第704号)

4) 悪臭

対象事業実施区域の事業所に対しては、図 2.2-33 に示すとおり「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、その敷地境界において表 2.2-57 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」においては、事業所において排出する悪臭に関する規制基準として、表 2.2-58 に示すとおり講ずるべき措置が定められている。

表 2.2-57 悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

規制地域 都市計画区域に指定された区域（農業振興地域は除く）		臭気指数
1種地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	10
2種地域 (1種地域を除く地域)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 用途地域の指定のない地域	15

出典：「悪臭の規制地域、規制基準等について」(令和8年4月閲覧、相模原市HP)

「悪臭の規制基準」(令和8年4月閲覧、厚木市HP)

「悪臭の規制基準」(令和8年4月閲覧、座間市HP)

表 2.2-58 県条例に基づく悪臭に関する規制基準

事業所等において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。
1. 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
2. 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
3. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備、その他の脱臭設備を設置すること。
4. 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5. 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 9 年神奈川県規則第 113 号)

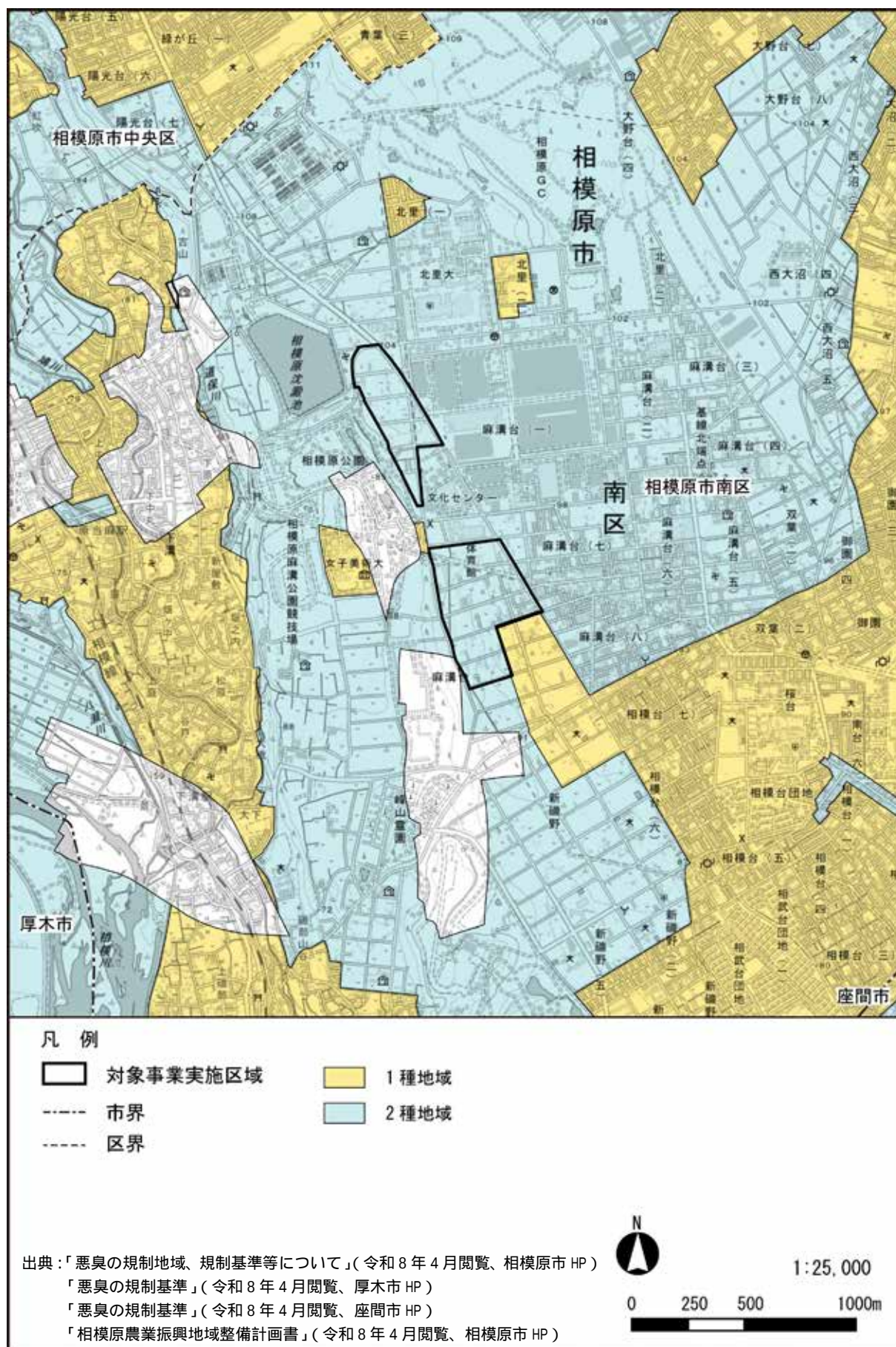


図 2.2-33 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

5) 水質汚濁

対象事業実施区域の周辺を流れる相模川及び鳩川は、図 2.2-34 に示すとおり河川 A 類型に指定されていることから、表 2.2-59 中の河川 A 類型・生物 B 類型に示される環境基準が適用される。

また、表 2.2-60 に示す人の健康の保護に関する環境基準及び表 2.2-61 に示すダイオキシン類に係る環境基準は、全公共用水域に対して定められている。

表 2.2-59(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）[河川]

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	-

注) 1: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2: 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3: 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用

4: 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5: 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.2-59(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）[河川]

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

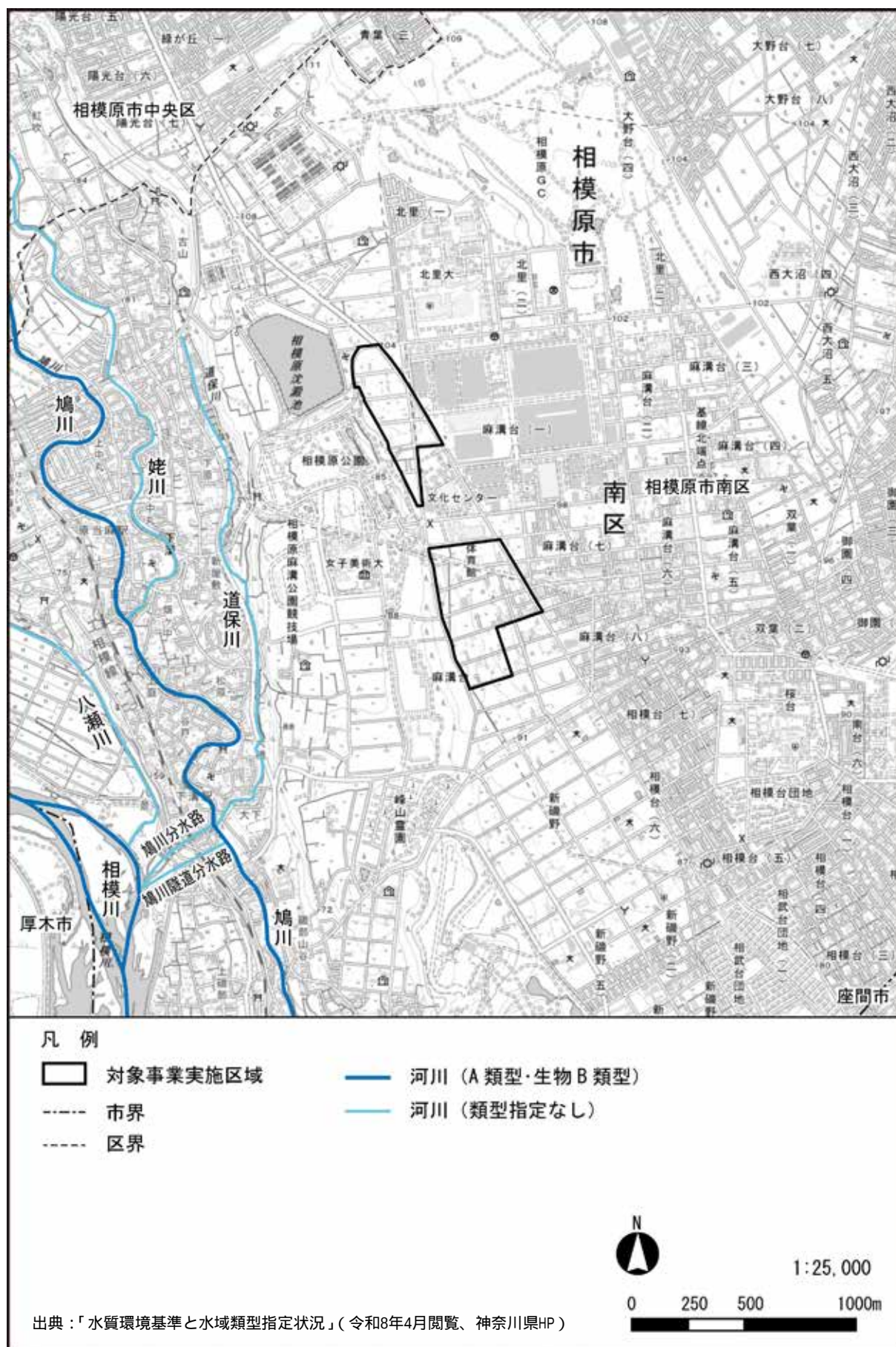


図 2.2-34 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

表 2.2-60 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

区分 \ 項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	-	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

注）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、定量限界を下回することをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

表 2.2-61 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考：1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律138号)及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、表2.2-62に示す排水基準及び表2.2-63に示す規制基準が定められている。

調査区域は甲水域(水質保全湖沼以外の水域)及び乙水域に位置している。なお、対象事業実施区域の雨水は、既設の公共下水道(雨水)から鳩川分水路(甲水域(水質保全湖沼以外の水域))へ放流する予定である。

表2.2-62(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

有害物質に関する基準(一般事業所)

項目	新設の場合	
	甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)	検出されないこと	0.2 mg/L
鉛及びその化合物	0.05 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.02 mg/L	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.01 mg/L	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.5 mg/L

注) 1: 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

2: 甲水域は、次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川(アゲジ沢との合流点から上流の区域)
- (2) 新崎川(東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域)
- (3) 早川
- (4) 酒匂川(飯泉取水堰から上流の区域)
- (5) 金目川(土屋橋上流端から上流の区域)
- (6) 相模川(寒川取水堰から上流の区域)

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典: 「事業所排水の水質基準一覧表(令和7年7月1日現在)」(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

表 2.2-62(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

生活環境項目に関する基準（一般事業所）

項目	新設の場合	
	甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
生物化学的酸素要求量 (BOD)	15 (10) mg/L	25 (20) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	15 (10) mg/L	25 (20) mg/L
浮遊物質 (SS)	35 (20) mg/L	70 (40) mg/L

注) 1: () の数値は、日間平均を示す。

2: 甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和 7 年 7 月 1 日現在）」（令和 8 年 4 月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-62(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

生活環境項目に関する基準

項目	新設の場合	
	甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌数	(800) CFU/mL	(800) CFU/mL
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	3 mg/L	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	3 mg/L	5 mg/L

注) 1: () の数値は、日間平均を示す。

2: 甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和 7 年 7 月 1 日現在）」（令和 8 年 4 月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-62(4) 水質汚濁防止法に基づく排水基準
金属類等（生活環境項目）に関する基準

項目	新設の場合	
	甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
フェノール類	0.005 mg/L	0.5 mg/L
銅及びその化合物	1 mg/L	1 mg/L
亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1 mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る）	0.3 mg/L	3 mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る）	0.3 mg/L	1 mg/L
クロム及びその化合物	0.1 mg/L	2 mg/L

注）甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1)千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2)新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3)早川
- (4)酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5)金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6)相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和7年7月1日現在）」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-63(1) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準
有害物質に関する基準（一般事業所）

項目		新設の場合	
		甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
カドミウム及びその化合物		検出されないこと	0.03 mg/L
シアン化合物	特定業種	排出禁止	1 mg/L
	特定業種以外	0.5 mg/L	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)		検出されないこと	0.2 mg/L
鉛及びその化合物		0.05 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物		0.02 mg/L	0.2 mg/L
砒素及びその化合物		0.01 mg/L	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L	0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物		10 mg/L	10 mg/L
ふっ素及びその化合物		0.8 mg/L	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100mg/L (アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L	0.5 mg/L

注) 1: 「検出されないこと」とは、定量限界を下回することをいう。

2: 甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和7年7月1日現在）」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-63(2) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準

生活環境項目に関する基準（一般事業所）

項目	新設の場合	
	甲水域 （水質保全湖沼以外の水域）	乙水域
生物化学的酸素要求量（BOD）	15 mg/L	25 mg/L
化学的酸素要求量（COD）	15 mg/L	25 mg/L
浮遊物質（SS）	35 mg/L	70 mg/L

注）甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1)千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2)新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3)早川
- (4)酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5)金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6)相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和7年7月1日現在）」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-63(3) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準

生活環境項目に関する基準

項目	新設の場合	
	甲水域 （水質保全湖沼以外の水域）	乙水域
水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌数	800 CFU/mL	800 CFU/mL
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類）	3 mg/L	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 （動植物油脂類）	3 mg/L	5 mg/L

注）甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1)千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2)新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3)早川
- (4)酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5)金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6)相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和7年7月1日現在）」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-63(4) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準
金属類等（生活環境項目）に関する基準

項目	新設の場合	
	甲水域 (水質保全湖沼以外の水域)	乙水域
フェノール類	0.005 mg/L	0.5 mg/L
銅及びその化合物	1 mg/L	1 mg/L
亜鉛及びその化合物	1 mg/L	1 mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る）	0.3 mg/L	3 mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る）	0.3 mg/L	1 mg/L
クロム及びその化合物	0.1 mg/L	2 mg/L
ニッケル	0.3 mg/L	1 mg/L

注) 甲水域は、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- (2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- (3) 早川
- (4) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- (5) 金目川（土屋橋上流端から上流の区域）
- (6) 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

乙水域は、甲水域及び海域を除く水域をいう。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表（令和7年7月1日現在）」（令和8年4月閲覧、神奈川県 HP）

6) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 2.2-64 に示すとおり定められている。

表 2.2-64 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2 - ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1 - ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2 - ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1 - トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2 - トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3 - ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4 - ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5. 1,2 - ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.2-65 に示すとおり定められている。

表 2.2-65 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

項目	基準値
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考：1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「土壤汚染対策法」に基づく区域の指定に係る基準は、表 2.2-66 に示すとおり定められている。また、一定規模（3,000m²）以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては、900m²以上）の土地の形質変更を行う場合は、市長への届出が必要となる。

表 2.2-66(1) 区域の指定に係る基準（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオペンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

表 2.2-66(2) 区域の指定に係る基準（土壤含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌の汚染状態の基準は、表 2.2-67 に示すとおり定められている。

表 2.2-67(1) 土壌の汚染状態の基準
(土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準)

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
有機リン(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	検液中に検出されないこと。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素及びその化合物	検液 1L につき砒(ひ)0.01mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。

備考：1. 「検出されないこと」とは、備考2に定める方法により土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 土壌の測定の方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成15年環境省告示第18号)に定める方法による。

3. 1の基準にかかわらず、当該基準に適合しない土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壌としたものについては、当該基準に適合しない土壌とみなす。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年規則第113号)

表 2.2-67(2) 土壌の汚染状態の基準（土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
砒(ひ)素及びその化合物	土壌 1kg につき砒(ひ)素 150mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。

備考：土壌の測定の方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第19号）に定める方法による。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年規則第113号）

表 2.2-67(3) 土壌の汚染状態の基準（土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準）

項目	基準値
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：土壌の測定の方法は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）別表に定める方法による。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年規則第113号）

7) 自然環境保全

相模原市における「首都圏近郊緑地保全法」(昭和41年法律第101号)に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況は表 2.2-68 に、調査区域における近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況は図 2.2-35 に示すとおりである。

対象事業実施区域の一部及び北側～西側が近郊緑地保全区域に指定されており、表 2.2-69 に示すとおり、建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等を行う場合は知事等への届出が必要となる。

表 2.2-68 相模原市における首都圏近郊緑地保全法に基づく
近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況

名称	面積 (ha)	
	近郊緑地保全区域	近郊緑地特別保全地区
相模原	644	73.0
相模横山・相模川	-	104.0

出典：「かながわのみどりの保全（令和7年3月31日現在）」

（令和8年4月閲覧、神奈川県HP）

表 2.2-69 首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び
近郊緑地特別保全地区の定義及び行為規制

項目	定義	内容
近郊緑地保全区域	近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域	○ 建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○ 知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する土地の区域	○ 建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れる。国はその一部を補助。 補助率：5.5/10（特別緑地保全地区での買入れへの通常の補助率：1/3） ○ 知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。

出典：「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）

「近郊緑地の保全制度について」（令和5年9月、国土交通省 国土政策局 広域地方政策課）

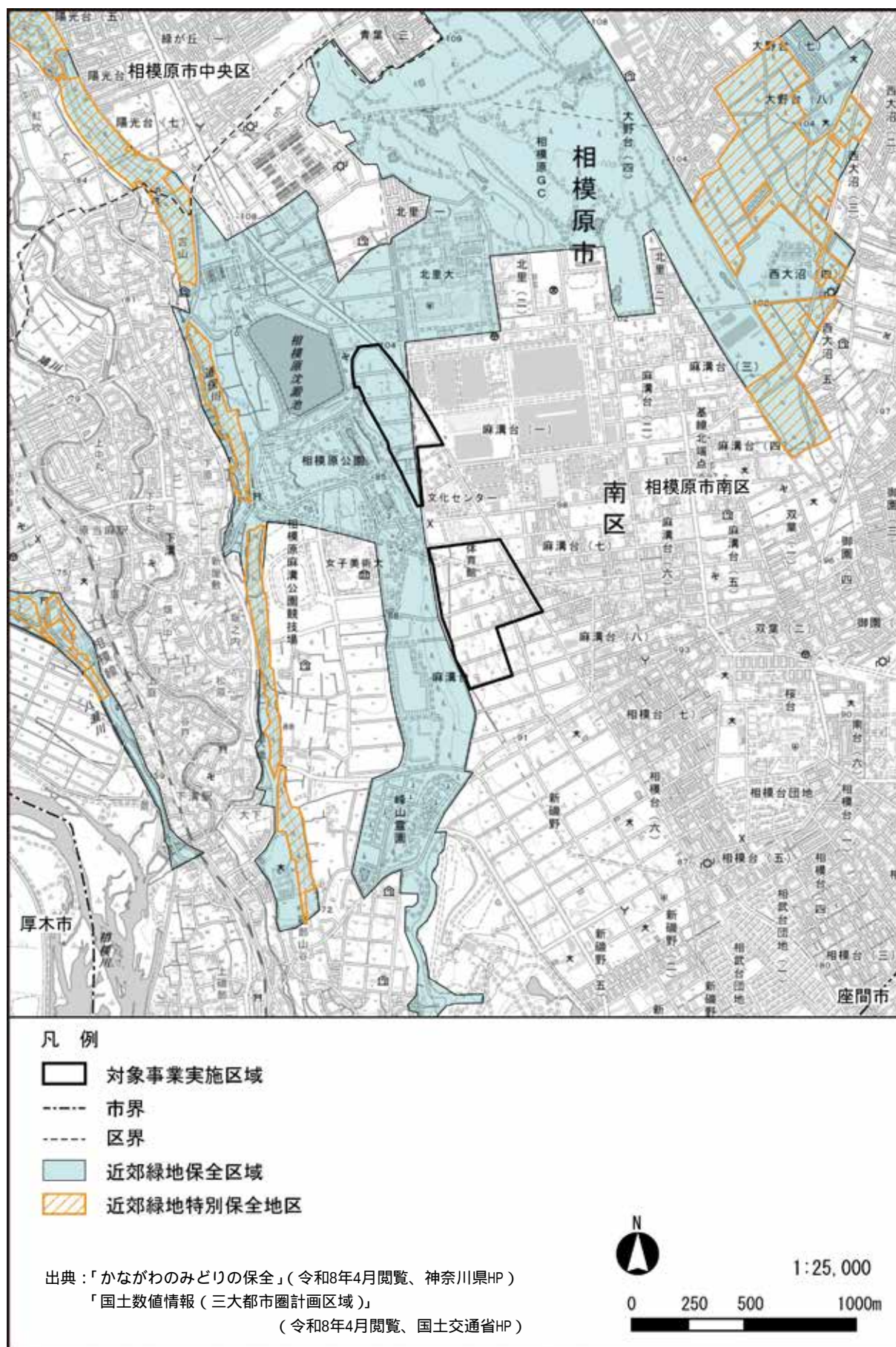


図 2.2-35 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表2.2-70及び図2.2-36に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側に隣接して鳥獣保護区があり、表2.2-71に示すとおり狩猟が認められない区域となっている。

表2.2-70 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の指定状況

地域	名称	面積(ha)	種類
相模原市南区	木もれびの森	73.0	身近な鳥獣生息地
	相模原	39.0	身近な鳥獣生息地
	道保川公園	50.2	身近な鳥獣生息地
	相模川・八瀬川沿い緑地	52.5	身近な鳥獣生息地

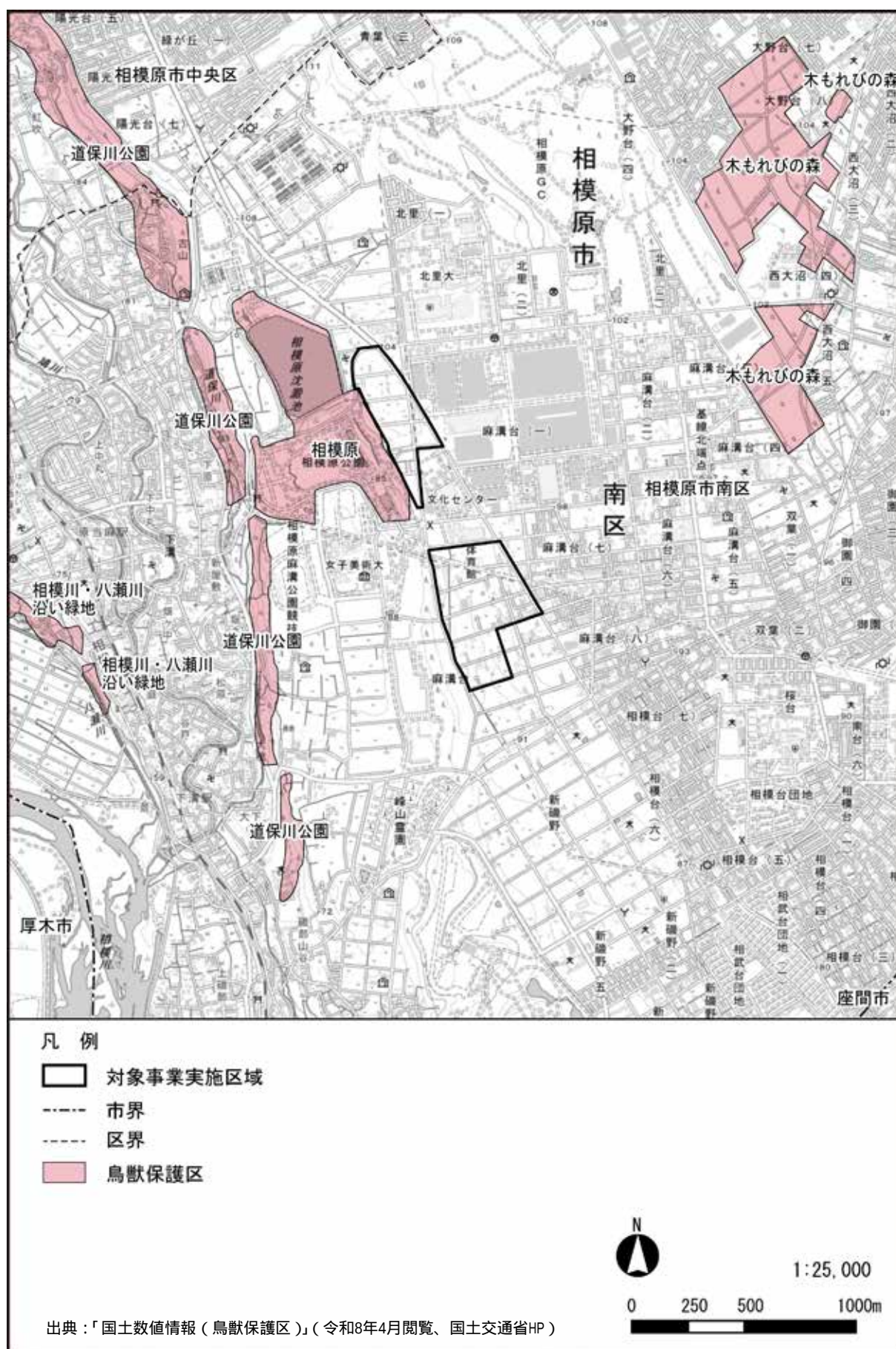
出典：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧(令和7年11月1日現在)」

(令和8年4月閲覧、神奈川県HP)

表2.2-71 鳥獣保護区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及び生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採 1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続範囲内
特別保護指定区域	特別保護地区の区域内において、人の立ち入り、車両の乗り入れなどにより、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

出典：「鳥獣保護区制度の概要」(令和8年4月閲覧、環境省HP)



2.3 地域特性

「第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域、調査区域及び調査対象地域における地域特性の概要は、表 2.3-1 及び表 2.3-2 に示すとおりである。

表 2.3-1 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
気象の状況	相模原市消防局における令和7年の平均気温は17.0、相対湿度は67.2%、降水量は1,286.5mm、平均風速は3.0m/s、平均風向は南となっている。
地象の状況	- 対象事業実施区域の地形は、主に段丘地形(武蔵野段丘面群)である。 - 対象事業実施区域の表層地質は、軽石・スコリア層を挟む火山灰層からなる武蔵野ローム層である。 - 対象事業実施区域には、重要な地形として、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」及び「相模川中流部（左岸：相模原面）」が存在する。 - 調査区域には、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」、「上溝七曲り坂」等が存在する。
水象の状況	- 調査区域の主な河川としては、相模川水系の相模川、鳩川、鳩川分水路、鳩川隧道分水路、道保川、八瀬川及び姥川が挙げられる。 - 調査区域では、4地点（一般廃棄物最終処分場周縁）で地下水の水質調査が行われており、令和7年度の1,4-ジオキサン（2-2観測井）が目標値に適合していない。 - 調査区域には、14箇所の湧水が存在する。対象事業実施区域に湧水は存在しない。
植物、動物の状況	- 調査区域では、植物が64目181科1,980種、重要な植物が42目88科355種確認されている。 - 対象事業実施区域は、市街地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布している。北側の調査区域の一部には、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サウラ植林及び緑の多い住宅地、南側の調査区域の一部には、果樹園及び造成地が分布している。 - 調査区域には、5件の巨樹・巨木林が存在する。対象事業実施区域に巨樹・巨木林は存在しない。 - 調査区域では、哺乳類が7目18科38種、鳥類が21目61科265種、爬虫類が2目11科17種、両生類が2目6科14種、昆虫類が20目338科5,244種、淡水魚類が8目21科66種、底生動物が23目84科213種確認されている。 - 調査区域では、重要な種として哺乳類が5目10科13種、鳥類が17目43科138種、爬虫類が2目4科7種、両生類が2目4科9種、昆虫類が15目100科294種、淡水魚類が8目16科45種、底生動物が7目15科23種確認されている。
景観等の状況	- 対象事業実施区域及び調査区域には、自然景観資源（相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群）が存在する。 - 調査区域には、主要な眺望点が11箇所、主要なふれあい活動の場が23箇所存在する。

表 2.3-2(1) 地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
人口、産業の状況	・令和 8 年 4 月 1 日現在の相模原市の人口は 721,112 人、世帯数は 354,055 世帯。相模原市南区の人口は 283,204 人、世帯数は 142,049 世帯であり、人口は横ばい傾向、世帯数は増加傾向となっている。 ・相模原市及び相模原市南区ともに、事業所数は卸売業、小売業が最も多く、従業者数は医療、福祉が最も多くなっている。
土地利用状況	・対象事業実施区域は、市街化調整区域であり用途地域の指定はない。 ・対象事業実施区域の土地利用は、その他の農用地、建物用地、森林、その他の用地となっている。 ・対象事業実施区域には、都市地域の指定がある。 ・対象事業実施区域に、農業地域の指定はない。 ・対象事業実施区域の一部には、森林地域（地域森林計画対象民有林）の指定がある。
交通、運輸の状況	・対象事業実施区域に隣接して、相模原町田線及び相武台相模原線が通っており、その周囲には市道古淵麻溝台線及び相模原茅ヶ崎線が通っている。 ・対象事業実施区域及びその周囲には、バス路線が通っており、最寄りのバス停留所として友愛病院入口、県立相模原公園入口及び総合体育館前がある。 ・令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査における、対象事業実施区域を通る相模原町田線の自動車交通量は 12,355 台/12 時間及び 16,432 台/24 時間、相武台相模原線の自動車交通量は 17,604 台/12 時間及び 23,765 台/24 時間である。 ・調査区域には、JR 東日本の相模線が通っており、最寄りの駅は原当麻駅及び下溝駅である。
水利用の状況	・調査区域に取水地点はない。 ・神奈川県における令和 6 年度の地下水の年間取水量は 53,998 千 m³である。 ・調査区域では、姥川、道保川、鳩川、鳩川分水路、鳩川隧道分水路、八瀬川、相模川に内水面漁業権（内共第 1 号）が設定されている。
公共施設等の状況	・対象事業実施区域に最も近い教育施設は、女子美術大学であり、対象事業実施区域の西側約 0.4 km に位置している。 ・対象事業実施区域にある福祉施設は、社会福祉施設のリッチフィールド、ホームすずらん、ワークショップ・フレンド、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の慈仁舎グループホーム及び訪問介護のあいあい S である。 ・対象事業実施区域に最も近い病院は、相模原友愛温泉病院であり、対象事業実施区域の北側約 0.1 km に位置している。 ・対象事業実施区域に最も近い公園・緑地は、総合公園の相模原麻溝公園であり、対象事業実施区域の西側約 0.13 km に位置している。 ・対象事業実施区域には住宅地や市街地である建物用地が存在している。
環境関連の社会資本の状況	・対象事業実施区域は下水道整備区域となっている。 ・一般廃棄物処理施設は、対象事業実施区域の周辺に南清掃工場、相模原市南部粗大ごみ受入施設及びシゲンジャーパーク（一般廃棄物最終処分場）がある。 ・産業廃棄物処理施設は、対象事業実施区域に株式会社大空リサイクルセンターが、対象事業実施区域の周辺に株式会社エニックス及び株式会社日環が所有する施設がある。 ・自動車リサイクル法関連登録・許可業者は、対象事業実施区域に株式会社カネハル、有限会社サガミ 786 及び株式会社城山解体が存在する。
文化財等の状況	・調査区域には、11 件の文化財が存在する。対象事業実施区域に文化財は存在しない。 ・対象事業実施区域に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 2.3-2(2) 地域特性の概要（社会的状況）

項目		地域特性の概要
公害等の状況	大気汚染	・調査区域に位置する一般環境大気測定局である相模原市相模台の過去5年間(令和2年度～令和6年度)における環境基準の達成状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。
	水質汚濁	・調査区域の水質調査地点である鳩川の三段の滝、姥川の天応院、道保川の泉橋における過去5年間(令和2年度～令和6年度)の水質測定結果は、鳩川(三段の滝)では令和2年度及び令和3年度のpH、令和4年度～令和6年度の大腸菌数が環境基準を達成していない。姥川(天応院)及び道保川(泉橋)では令和5年度及び令和6年度の大腸菌数が環境基準を達成していない。 ・鳩川(三段の滝)における令和4年度～令和6年度の水質のダイオキシン類の測定結果は環境基準を達成している。
	水底の底質	・鳩川(三段の滝)における令和4年度～令和6年度の底質のダイオキシン類の測定結果は環境基準を達成している。
	地下水の水質	・調査区域では、令和元年度～令和5年度において定点調査3地点、メッシュ調査10地点で地下水調査が実施されており、全ての項目で環境基準を達成している。 ・調査区域では、令和3年度に相模原市南区桜台、令和4年度に相模原市南区新磯野においてダイオキシン類の測定が行われており、測定結果は環境基準を達成している。
	土壌汚染	・調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌の汚染が認められた土地は存在しない。 ・調査区域では、令和3年度に桜台小学校で土壌中のダイオキシン類の調査が行われており、測定結果は環境基準に適合している。
	騒音	・調査区域の令和3年度～令和6年度における自動車騒音常時監視調査では、昼・夜間とも環境基準値以下の割合は88.7～98.7%であった。 ・調査区域周辺の緑台小学校における令和3年度～令和7年度の航空機騒音は72.6～97.1dBであった。 ・調査区域周辺の勝坂コミュニティセンターにおける令和3年度～令和7年度のヘリコプター騒音の最高音は93.1dB、時間帯補正等価騒音レベル(L _{den})は47.6～62.5dBであった。
	超低周波音	・調査区域において、超低周波音の定点調査は行われていない。
	振動	・調査区域において、振動の定点調査は行われていない。
	悪臭	・調査区域において、悪臭の定点調査は行われていない。
	地盤沈下	・相模原市には、「工業用水法」に基づく指定地域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地下水採取規制地域の指定はない。
公害による苦情の内容		・相模原市における令和6年度の公害苦情件数は、騒音が95件と最も多く、次いで大気汚染の34件であった。
対象事業実施区域及び周辺の地中障害物及び土壌汚染の状況		・対象事業実施区域を含む麻溝台・新磯野地区では、平成10年度から平成21年度にかけて、地歴調査、地下レーダー調査、ボーリング調査により地中障害物の調査が行われている。調査の結果、麻溝台・新磯野地区の公益施設を除く面積(約101ha)の約64%にあたる土地(約65ha)に土の入れ替えがあるものとされており、ボーリング調査の結果では、コンクリートガラや少量の金属片、ビニールの混入が確認されている。 ・平成15年度に行われた土壌・地下水汚染の調査では、対象事業実施区域の一部でシアンの土壌汚染とトリクロロエチレンの地下水汚染が確認された。 ・第一整備地区では、工事着手後の平成31年(令和元年)に、コンクリートガラ、アスファルトガラ等の大量の地中障害物が発出し、事業停止した経緯がある。発出した廃棄物は、適切に処理されている。

表 2.3-2(3) 地域特性の概要（社会的状況）

項目		地域特性の概要
災害の状況	災害による被害の発生状況	・相模原市における令和 6 年の災害による被害は、地震、台風及び大雨によるものであった。
	法指定危険区域	・調査区域には、法指定危険区域として砂防指定地の指定があるが、対象事業実施区域に指定地はない。
	土砂災害警戒区域	・調査区域には、土砂災害特別警戒区域が点在するほか、土砂災害警戒区域の指定区域が分布しており、対象事業実施区域にもこれらの指定区域が存在している。
	浸水想定区域	・対象事業実施区域は、浸水想定区域に該当しない。
法令等の状況		・本事業と関連のある環境関連法令等は、「環境基本法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」、「水質汚濁防止法」、「都市計画法」、「文化財保護法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」等がある。 ・対象事業実施区域の一部は近郊緑地保全区域に指定されており、建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等を行う場合は知事等への届出が必要となる。

